平成20年5月30日(金曜日)第2回定例会

出席讓	美員 ((18	3名))															
1	番	仴	₽	藤		忠		男		議員	2	2番	7	5	Щ		-	忠	議員
3	番	ì	Ł			登	代	子		議員	4	4番	-	Γ	藤	吉	Ź	隹	議員
5	番	木	1	沼		孝		司		議員	(5番	[苋	井	輝	B	月	議員
7	7番	オ	7	村		寿	太	郎		議員	8	3番	Ħ	鳥	田	俊	J	簧	議員
9	番	12	Ē	藤				毅	:	議員	1 () 番	木	白	倉	信	-	_	議員
1 1	番	金	<u>^</u>	木		賢		也	,	議員	1 2	2番	木	公	田		Ē	孝	議員
1 3	番	亲	Г	宮		征		_		議員	1 4	4番	5	事	橋	勝	7	ጀ	議員
1 5	番	4	Ė	藤		暘		子		議員	1 6	香番	J		越	孝	5	男	議員
1 7	7番	尹	ß	須				稔		議員	1 8	3番	7	5	Ш	忠	į	轰	議員
欠席譲	美員 (なし	J)																
説明σ	こため	り出席	ました	き者	の耳	敞氏	名												
佐	藤	誠	六		市				長		荒	木		恒	副		市 	長	
大	沼	保	義	;	教	育	委	員	長		片	桐	久	之	委		員	長	
佐	藤	勝	義		農	業委	員名	会会	長		那	須	義	行	総選事	務課 挙管 務	·長(理委! 局	併)員会長	
菅	野	英	行		総	合函	女 策	ま課	長		丹	野	敏	晴	総財		,。 政策 室	課長	
奥	Щ	健	_		総設政	合政 牧革	策推	课行 佳室	財長		尾	形	清	_	総立	合政 推	策課』	企業	
熊	谷	英	昭		税	務		果	長		安	彦		浩	市	民生	活記	果長	
柏	倉	隆	夫		建	設	. ‡	果	長		犬	飼	弘	_	建 都	市整	设 循 3	課置長	
Щ	田	敏	彦		花· 推	緑· 進	せき	せら 課	き長		佐	藤		昭		水			
安孫	系子	政	_		農	林		果	長		犬	飼	_	好		工額			
秋	場		元		健	康福	畐祉	上課	長		鈴	木	英	雄	会 (: 計 f 兼) :	管 理 会計	! 者 課長	
那	須	勝	_		水	道事	業	€所	長		今	野	要	_	病	院	事務	長	
芳	賀	友	幸		教		育		長		兼	子	善	男		校教			
高	橋	利	昌		学 指:	校 導 推	教 	育室	課長		エ	藤	恒	雄	生 ス 振	涯ポ興 査務	学 課	習ツ長員長	
片	桐	久	志		監	查		委	員		兼	子	良	_	監事	査務	委局	員長	
清	野		健		農事	業 務	委	員	会長								-		
事務局	弱職員	退出原	諸																
鹿	間		康		事	務	F	司	長		荒	木	信	行	局	長	補	佐	
渡	辺	秀	行		総	務	Ξ	Ė	查		大	沼	秀	彦	議	事	主	查	

議事日程第1号 第2回定例会

平成20年5月30日(金曜日) 午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

- **"** 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
 - (1)定例監査結果等報告について
- ″ 4 行政報告
 - (1) 平成21年度国県に対する重要事業の要望事項について
 - (2) 平成19年度寒河江市土地開発公社決算及び平成20年度寒河江市土地開発公社予 算について
 - (3) 平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成20年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- " 5 寒河江市農業委員会委員の推薦について
- 7 6 議第41号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 7 議案説明
- " 8 委員会付託
- " 9 質疑、討論、採決
- 〃 10 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- " 11 報告第3号 平成19年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する 条例)
- # 13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改 正する条例)
- " 14 議第42号 平成20年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 15 議第43号 平成20年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- * 16 議第44号 大沼文庫図書購入基金条例の制定について
- # 17 議第45号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- * 18 議第46号 寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について
- # 19 議第47号 寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について
- "20 議第48号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 21 議第49号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- ″ 2 2 議第50号 寒河江市技術交流プラザに関する条例の一部改正について
- 23 議第51号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
- * 24 議第52号 寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について

- # 25 議第53号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 日程第26 議第54号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - # 27 議第55号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結に ついて
 - # 28 議第56号 市道路線の変更について
 - # 29 議第57号 市道路線の認定について
 - 7 3 0 請願第2号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願
 - 7 3 1 請願第3号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書を政府等に提出することの請願
 - **" 32 議案説明**
 - # 33 質疑
 - " 34 予算特別委員会設置
 - **" 35 委員会付託**
 - 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから、平成20年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、10番柏倉信一議員、18番石川忠義議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました、平成20年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月27日午前8時35分から議会第2会議室において、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から6月13日までの15日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの15日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

平成20年5月30日(金)開会

月 日	時 間	会	議	場 所
5月30日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、農業委員報会、会期決告、農工の推薦、農業委員会所主要。 一個の担信会の共享の責任。 一個の担信会の共享の共享の共享の共享の共享の共享の共享。 一個の担信会の共享を表示が、 一個の担信を表示が、 一個の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の目的に 一面の一面の 一面の 一面の 一面の 一面の 一面の 一面の	議場
50240(1)	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議場
5月31日(土)	休		会	
6月 1日(日)	休		会	
6月 2日(月)	休		会	
6月 3日(火)	休		会	
6月 4日(水)	休		会	
6月 5日(木)	休		会	
6月 6日(金)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	一 般 質 問	議場
6月 7日(土)	休		会	
6月 8日(日)	休		会	
6月 9日(月)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	一 般 質 問	議場

月 日	時 間	会	議場場所
		総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査 第2会議室
6月10日(火)	午前 9 時 3 0 分	厚生経済委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査 第4会議室
		建設文教委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査 議会図書室
6月11日(水)	休		会
6月12日(木)	休		会
6月13日(金)	午前 9 時 3 0 分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査 議 場
6月13日(金)	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉 議 場 会

諸般の報告

伊藤忠男議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1)定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

伊藤忠男議長 日程第4、行政報告であります。

- (1) 平成21年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成19年度寒河江市土地開発公社決算及び平成20年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成20年度財団法人寒河江市体育振興公社 予算について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成21年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申しあげます。

国県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項を取りまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。本市の、平成21年度の要望事項は、市町村合併の推進についての要望を初めとする25件であり、手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

次に、平成19年度寒河江市土地開発公社決算及び平成20年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申しあげます。

平成19年度につきましては、委託事業に係る用地取得のほか、自主事業である工業団地、業務用地などの取得造成及び処分を行っております。この結果、収益合計は4億3,764万5千円、費用合計は4億5,219万2千円となり、1,454万7千円の当期純損失となっております。

また、平成20年度につきましては、保有地の処分に重点を置いて、委託事業及び自主事業を推進することとしております。これらに伴う収益的支出予算として16億5,236万5千円を、また資本的支出予算として55億1,655万円を計上しております。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成20年度財団法人寒河江市体育振興公社 予算について御報告申しあげます。

平成19年度につきましては、指定管理者として市の体育施設の管理運営を行い、スポーツの普及振興に努めた結果、利用者は13万7,000人。収入合計は6,589万2,896円。支出合計は6,576万5,444円。収入支出差引残額は12万7,452円となっております。

また、平成20年度につきましては、指定管理者として各施設の管理運営業務を円滑に行い、市民にスポーツに親しむ機会を多く提供するため、予算総額6,448万6千円を計上しております。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

以上の2件につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申しあげるものであります。以上です。

質 疑

伊藤忠男議長 ただいまの行政報告中、平成21年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 平成21年度の重要事業の要望事項に関して、お尋ねをしたいと思います。

今、中国四川省で大地震が起こっているわけでありますけれども、耐震対策の関係で、これまでも小中学校初めとする、もちろん市庁舎の耐震診断結果も出たわけでありますが、耐震化対策事業促進についての要望をやはり追加すべきだと思うのです。もちろん寒河江市の計画書ができていないために、要望事項としてなっていないというものなのかも含めてお聞かせをいただきたいわけでありますけれども、小学校の各建物については、もう既に耐震診断優先度調査も終わっています。

聞くところによると、第3次の5カ年計画に盛り込みたいという考えもあるようであります。第3次というのは、平成18年から平成22年までの計画でありますけれども、これらも必要ありますし、また国県などの基本指針によりますというと、平成27年度までに公共施設などは100%の耐震化を達成しなければならない。一般のものについても、90%の達成をしなければならないという目標も設定されているわけであります。

したがって、平成21年度というのは耐震を積極的に進めなければならない年度に入っていると思うわけでありますが、寒河江市の重要事業に今回入っていません。したがって、このことについての見解をお聞かせいただきながら、先ほどの市長の提案でありますというと、西村山1市4町の協議も経て、あるいは県との協議も経て要望をされているということのようでありますけれども、極めて緊急性のある案件だと思いますので、耐震化の促進についての要望は追加をして出していただきたいということを申しあげながら、見解をお尋ねしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 過般、県の方の担当と市との打ち合わせもやったわけでございますし、また、西村山総合開発の関係におきましては、事務担当者の段階でいろいろ協議を進めてきたところでございます。その段階におきましては、それらにつきましての話も出されませんでしたし、出していないところでございます。これから西村山総合開発推進委員会も行われますので、それらの中で1市4町としてどのように取り組むか、あるいは国県の動向というものを眺めながら検討してまいりたいと思いますし、そのように考えておるところでございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 耐震化対策は極めて重要な問題であるし、国県の支援を受けなければ市単独でできる対策であれば重要事業として上げなくてもいいと思うのですが、全くこれらの事業は国県の支援を受けなければどうにもならない事業だと思いますので、ぜひ追加しても要望事項に加えていただきますことを強く求めまして発言を終わります。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成19年度寒河江市土地開発公社決算及び平成20年度寒河江市土地開発公社予算について質疑 はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 土地開発公社の関係について3点ほどお尋ねをしたいと思います。

一つは、代行事業の関係でありますけれども、開発公社で取得をして8年以上経過している土地、それから10年を越えている土地はどこどこあるのか。そしてそれぞれ今後の処分の見通しについてお伺いをしたいと思います。一般的に、10年を越える場合には、塩漬けという形の中で上部の方からもいろいる指導があるようでありますので、10年を越えたものももちろんそうでありますけれども、8年を経過しているものからお聞かせをいただきたいというのが一つであります。

それから二つ目としては、平成20年度の事業計画の中の7番、工業団地の第4次拡張用地の関係でありますけれども、いろいろ地元でといいますか、私の耳に聞こえてくるもので、<u>農振除外</u>が難しいと。国営かん排事業の補助事業を受けた関係で、事業終了後、一定期間<u>農振除外</u>ができないということで、工業団地についても農振除外ができないというふうな話があるわけでありますが、その辺について私は

そういうことはないと理解をしているのでありますけれども、誤解のないようにするためにこの点についての見解をお聞かせいただきたいというのが2点目であります。

それから3点目でありますけれども、プロパー事業でも、大分年数がたっても処分されないで抱えている土地があるようにお見受けをしました。今土地開発公社の中でも、土地をあっせん、紹介をしていただいた場合には、紹介者に対して謝礼をしても処分を進めていきたいというふうになっておったと理解しておりますが、そういう紹介の実績といいますか、どれぐらいなされているのか。こういう制度を導入した以降の土地の処分状況なども含めてお聞かせをいただきたいということで、この3点をまずとりあえずお聞かせいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 お答えいたします。

最初の、代行用地で8年以上経過しているものといたしましては、チェリークア・パークの整備用地がございまして、これが平成10年5月最終的に取得となっておりますので、10年ということになろうかと思います。今現在8年以上経過している土地は、あとはございません。それの取り組みにつきましては、市の方も企業誘致を頑張るということでございます。

2点目の第4次拡張用地に関しての<u>農振除外</u>の関係でありますけれども、今の国の考えといたしまして、食糧自給率を高めるということもあって、国営かん排事業の関係もあって、なかなか難しいという状況にはなっておるようでございますが、国県とも協議しながらいい方向に今進んでいる状況になってございます。

プロパー事業に関連しての、謝礼を払っての処分の件数でありますが、大変申しわけございませんが 今手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思います。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 10年経過している代行用地の関係では、クア・パークが10年というようなことで企業誘致に努めていきたいというお話があったわけでありますが、実際問題として民活の宿泊エリアと最上川の間、あそこにざっと土地があるわけでありますけれども、あそこに企業誘致などというのはできないのではないかと思うのです。したがって、そういう対処方針だけでは問題があると思いますので、ぜひあそこにも企業誘致をする考えなのか改めてお聞かせをいただきたいと思います。これは金額にしても億の銭になっているはずでありますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、工業団地の<u>農振除外</u>の関係でありますけれども、難しいけれどもいい方向ということは、もっとやはり、その辺のことができないんだということであるならばそういうことでありますし、その辺の部分、もう少しきちっとしていただかないと私どももいろいろ要請を受けても対応に困るわけであります。したがって、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

プロパー事業に対しての紹介者謝礼の関係は手元に資料がないそうでありますけれども、何件で何ぼあってという詳しい内容は後で結構でありますけれども、その制度を導入以降、それを活用されて処分が進んでいるのかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 企業立地推進室長。

尾形清一総合政策課企業立地推進室長 クア・パークの件につきましては、今残っている残地は民活エリアの2区画と、河川区域の中ののり面であります。のり面につきましては、国の方から買っていただけるように今要望しているところであります。あと2カ所につきましても今誘致の方に頑張っておりまして、その2カ所はまだ決まってはいないのですが、大分話は進んでいる状況であります。

それから2点目の第4次分の工業団地の拡張の件ですけれども、農転ではなくて農振除外の件だと思いますけれども、農振除外につきましては今国の方と詰めておりまして、確かにその場所は国営の受益地の中だということで、22ヘクタールほどの面積を除外するわけでありますので、大変苦労しているところでありますけれども、県の方はほぼ了解を得ておりまして、局から同意を得る段階まで進んでおります。結構国の方も寒河江の状況を理解しております。それから、そこのところのめどがどの程度なのかというところまで詰まっておりますので、農振除外の方につきましてもなるべく早い時期におりるのではないかと思っています。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 3点目のやつがまだ……。

菅野英行総合政策課長 申しわけございません。その件につきましては、報告を受けておりませんので、 申しわけございません、それは後でお願いしたいと思います。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 チェリークア・パークの残っている部分で2区画はもちろん企業誘致に、のり面は国に買ってほしいという考え方を示されたわけでありますけれども、まさに国も県も、10年以上のやつは塩漬けだと言われているわけです。したがって国に買ってもらうなどとすれば、国もそういうふうなことがないように、できるだけ早く処分するようにと言っているわけでありますから、国との関係でその見通し、もう10年過ぎているわけでありますから、もちろん最初からそういう方向で区画をつくっているのだと思いますが、もう既に10年を経過しているということからすれば、国に買ってもらうのだとすれば国との見通しはどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。伊藤忠男議長 副市長。

荒木 恒副市長 今申しあげましたように、クア・パークの最上川沿いのエリアについては、国土交通省と今交渉中でありますけれども、やはり非常に厳しいのは、土地の単価であります。国土交通省では他の最上川沿いの買い上げする単価と寒河江のこのクア・パークエリアの単価、この件で今非常に難航している状況ということで、今すぐ見通し、ことし来年で決着するというようなことではないので、その辺粘り強く交渉を続けていくということでございます。

伊藤忠男議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成20年度財団法人寒河江市体育振興公社 予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

寒河江市農業委員会委員の推薦について

伊藤忠男議長 日程第5、寒河江市農業委員会委員の推薦についてであります。

このことについては、市長から委員1名の推薦を依頼されております。

お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより議会推薦の寒河江市農業委員会委員の推薦についてお諮りいたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、鴨田俊廣議員の退席を求めます。

〔8番 鴨田俊廣議員 退席〕

伊藤忠男議長
それでは、寒河江市農業委員会委員に鴨田俊廣議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました鴨田俊廣議員を寒河江市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました鴨田俊廣議員を寒河江市農業委員会委員に推薦することに決しました。

鴨田俊廣議員の着席を求めます。

〔8番 鴨田俊廣議員 着席〕

議案上程

伊藤忠男議長 日程第6、議第41号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といた します。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第41号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申しあげます。 固定資産評価審査委員会委員のうち、鈴木捷蔵委員の任期が平成20年6月11日をもって満了となる ことに伴い、同氏を再任するため議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申しあげます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第41号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第41号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより議第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第41号はこれに同意することに決しました。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

伊藤忠男議長 日程第10、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とい たします。

本件についてはお手元に配付しております文書のとおり、委員候補者1名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第11、報告第3号から日程第31、請願第3号までの21案件を一括議題といたします。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第32、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第3号平成19年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 御説明申しあげます。

西寒河江駅谷沢線整備事業費1,542万3千円及び下釜山岸線整備事業費1,130万円を平成20年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申しあげるものであります。

次に、承認第4号及び第5号専決処分の承認を求めることについて、両案件とも関連がありますので、 一括して御説明申しあげます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に交付され、同日から施行されたことに伴い、 寒河江市市税条例の一部を改正する条例及び寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例について、 専決処分を行ったものであります。

市税条例の改正内容は、寄附金税額控除の創設などであり、都市計画税条例の改正内容は固定資産の課税特例の解除等に伴う地方税法の引用条項の整備などであります。

以上、両案件について議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。御承認くださるようよろしくお願い申しあげます。

次に、議第42号平成20年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、まちづくり交付金を活用した市民ギャラリー整備事業費に3,800万円、米飯学校給食促進事業費に116万1千円などを新たに計上し、大沼文庫図書購入基金に係る図書館管理運営事業費に1,000万円、側溝整備事業費に800万円、教育指導援助事業費に328万7千円などを追加し、予防接種事業費132万3千円、種蒔ザクラ環境整備事業費200万円を減額するものであります。

その結果、6,781万2千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ140億2,734万6千円となるものであります。

次に、議第43号平成20年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、支払基金交付金及び国庫負担金の返還に伴う償還金を追加するものであります。その結果、4,956万3千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ4億8,589万5千円となるものであります。

以上、補正予算の大要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげます。

次に、議第44号大沼文庫図書購入基金条例の制定について御説明申しあげます。

大沼義明氏の寄附金を積み立て、これを原資にして図書の充実を図ろうとするものであります。

次に、議第45号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について、議第46号寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について、議第47号寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について、各案件とも関連がありますので一括して御説明申しあげます。

指定管理者制度を導入している公の施設について、利用料金制度を実施するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第48号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県医療給付制度の改正に伴い、乳幼児医療制度に係る扶養者の所得制限額について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第49号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申しあげます。

国民健康保険事業の税収を確保するため、国民健康保険税の医療分に係る所得割、資産割、均等割及び平等割の各案分率等について、所要の改正をしようとするとともに、地方税法等の一部改正に伴い、 後期高齢者支援金等課税額の追加等所要の改正をしようとするものであります。

議第50号寒河江市技術交流プラザに関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

指定管理者制度における利用料金制度を充実するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第51号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

葉山森林総合レクリエーション施設の利用拡大を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

議第52号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

指定管理者制度を導入している公の施設について、利用料金制度を実施するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第53号寒河江市営住宅条例の一部改正について御説明申しあげます。

公営住宅における暴力団排除の基本方針が策定されたことに伴い、市営住宅の入居に関する暴力団員の排除等所要の改正をしようとするものであります。

議第54号寒河江市都市公園条例の一部改正について御説明申しあげます。

指定管理者制度を導入している公の施設について、利用料金制度を実施するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第55号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について御 説明申しあげます。

この協定により、汚泥脱水設備の建設工事等を行うものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

次に、議第56号市道路線の変更について御説明申しあげます。

道路網の再編に伴い、市道米沢4号線など3路線の終点の位置を変更しようとするものであります。 次に、議第57号市道路線の認定について御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、12路線を認定しようとするものであります。 以上、16案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげ ます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第33、これより質疑に入ります。

報告第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第4号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤暘子議員 承認第4号と承認第5号の関連がありますので、この二つについて質問をしたいと思います。

これは専決処分になっていますけれども、この内容がどのようなものなのかわかりませんでしたので、共産党議員団として担当課から資料をもらって見てみたのですが、この承認第5号については都市計画税条例の一部を改正する条例となっていますけれども、これは65歳以上の高齢者の方の都市計画税、市民税、そういうものを年金から差し引くという条例なのですね。ですから、これを専決処分にしなければならなかった理由というのはあるのかなと思うのですが、その点をお伺いしたいと思います。伊藤忠男議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 このたび専決処分いたしました二つの条例改正につきましては、平成20年度の税制 改正の地方税改正に係るものでございます。その中で課税特例適用の期限が4月30日までとなっている ものの、平成22年までの延長とか、いろいろなものが含んでございます。今御指摘のあった市民税の都 市計画税というお話がありましたけれども、市民税の個人分の公的年金からの特別徴収のことではない かというふうに思いますが、確かに特別徴収の改正は平成21年の10月支給分からということになってご ざいますけれども、一連の地方税改正法の中で処理されておりますので、今回は一括して専決処分をさ せてもらったところであります。

なお、平成21年の10月までには十分に関係者から御理解をいただけるように周知等を図ってまいると、この猶予期間を使ってまいりたいと思っておりますので、専決処分の方法については一括という処理をさせてもらいました。以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 さまざまな法と一緒に一括処理をしたというようなことだと思いますけれども、この市民税の改正というものは、これまでもさまざまなものが公的年金から差し引かれているわけですね。65歳以上の高齢者の方については、介護保険、それからこれからの後期高齢者の保険やらさまざまなものが年金から控除されるわけです。そういうことをまともに審議もせずに、国か決めたものだからということで、それを専決処分にしてしまうというのはいかがなものかなと私は思うのです。

4月30日には臨時議会があったわけです。ですから、これが国会で4月30日に決まったということなのですが、そういう法が決まるということが大体わかっていることだろうと思うのですが、例えば4月30日の臨時議会をもう少し延ばして、それに合わせて臨時議会の中で審議をするというようなことをすべきではなかったかと思うのです。

国で決まったことを何でも、決まってしまったのだから仕方ないということで、専決処分でも何でもいいとしてしまうのであれば、議会で議論するなどという必要はなくなるわけですよね。議会も議員も要らなくなるわけです。ですから、そういう点で市民の代表としてこの議場に臨んでいるわけですから、そういうものに対してもはっきりとした議論をしていくということが本筋ではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。(「そのとおり」の声あり)

伊藤忠男議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 4月30日に国会で地方税法の改正が成立して、同日に交付されたということになってございます。確かに臨時議会も30日にあったわけですが、臨時議会の議案の提示を事前に通告する必要もありましたので、国会で4月30日に成立するという情報は得ておりましたけれども、どの時点で成立するかということについては時間まで特定できませんでしたので、専決処分としたものです。

なお、今回、特別徴収に個人の市民税も徴収されるということになっておりますが、それらについてはこれまでのルールと同じように、老齢年金の受給額が年間18万円以上というようになりますけれども、特別徴収の方法で納税者の納税手続の利便性の向上ということなどもございますので、寒河江市でもそ

のまま、その制度を理解できるように十分に周知を図っていきたいと思っております。以上です。 伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 この制度は選択制というのではなくて、国からもう一方的に、押しつけというようなことだろうと思うのですが、こういうことが来年平成21年の10月からということで、まだ実施までには間があるわけですね。ですから、ぜひこういう住民の暮らしに直接かかわるような議案については、議場できちっと議論ができるような設定をしていただきたいということを要望いたします。

伊藤忠男議長 承認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第49号に対する質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 国民健康保険税の関係ですけれども、このつけ紙をいただいたわけですが、具体的にどういう階層の人が負担増か、あるいはマイナスになるかということは正確につかめない資料でありますので、この予算を組んだ時点のシミュレーションをした内容を各議員に配付して、審議の一つの参考資料として提出を求めたいと思いますけれども、議長の配慮をお願いしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 この国民健康保険税の改正の関係については、国民健康保険運営協議会を開催しておるわけでございますが、その辺の資料かと思いますが、事案決定されているものにつきましては開示請求があれば私の方でお上げすることができると思っております。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 私はこの議案を審議する上でぜひとも必要でありますので、議長からその辺要請をお願いしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長、資料提出大丈夫ですね。(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第50号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第51号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第53号に対する質疑はありませんか。那須議員。

那須 稔議員 今回、市営住宅の方の条例の一部改正ということで先ほども説明がありましたけれども、 最近の社会情勢によって暴力団の排除という基本方針が制定されたということから、今回の条例改正と いうことであります。

一つは、暴力団の入居を防ぐということと、もう一つは、暴力団とわかった場合に部屋の明け渡し措

置ということが追加されたようであります。方針においては、市営住宅の状況といいますか、そのような状況下にはないと思いますけれども、近隣の市においてはそのような団体も存在するということで、 何点かお聞きをしたいと思います。

一つは、今回のこの条例を進めるに当たって、警察などの関係機関との十分な連携といいますか、場合によっては直接職員が対応するなどの取り組みが出てくるかと思いますが、警察などとの連携対応についてどのようにされるのか1点お聞きをしたいと思います。

それから2点目は、入居の際、暴力団ということに該当するかどうかの判断、これらについて申し込み段階ではどのように判断されていくのかお聞きをしたいと思います。

3点目は、基本的に事業主体が対応ということで、職員が対応しなければならないようなことがあるかと思いますが、職員の暴力についての対応のために、県の方の暴力追放運動センターでの不当行為要求防止責任者講習会などがあると聞いておりますけれども、それらについて、それからそれらを含めての職員の研修などについて、どのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 市営住宅に対する暴力団の排除というようなことで、警察との連携という御質問が ございました。

この条例の施行に当たっては、市と寒河江警察署とによる市営住宅等の使用制限に関する合意書というものを取り交わしていこうと思っております。その中で、入居する人、している人について市から照会をさせていただく。それから、警察からの情報提供を受ける。もちろん受けた情報について目的以外の守秘義務、それから連携協力体制として職員では危険が予想されるというようなことの場合には、警察官の支援要請というものもできるような内容ということで、警察署の方とも検討をしているところでございます。

入居申し込みの段階での判断ということでございますが、募集をしまして複数の方が申し込まれた場合には選考委員会にかけて決定をしていくわけですけれども、まず選考委員会に申し込みをされた方についてはかけまして、その後その中で決定していただいた中の方を照会をして情報を得ていくと。もちるんその段階で暴力団であるということになった場合ということも考えられますので、選考の中では補欠ということもしながらしていきたい。そういう段階で判断をしていくということでございます。

それから3点目ですが、これに対する職員の対応というようなことですけれども、警察の方と十分打ち合わせをした上で対応することになると思います。市では、不当要求行為対策要綱というものがございます。その中に対策委員会というものもございますので、その中で情報を共有して対処をしていくということになります。研修ということでございますけれども、市営住宅に限らず全庁的な関係でもございますので、この委員会の方の事務局の方と相談をして、講師を招いて研修なり、訓練なりということが必要かなと思っております。そういったことで対応していきたいということでございます。以上です。伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 先ほど入居の際の暴力団と判断する段階の中で、警察の方に名前を出して照会するということがありましたが、これは個人情報の取り扱いということで、目的以外は使用しないということが大事かと思います。その辺、警察の中での取り決めはどういうふうな取り決めをされていくのか、1点お聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 今申しあげましたように、合意書というものを取り交わしますので、その条項の中に目的以外での守秘義務というものも1項目しっかり設けまして対応すると考えております。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 今回、こういう形で条例が改正になったわけでありますが、先ほどあったように近隣の市においてもこういう団体が存在するわけでありまして、市においても入ってくる可能性が十分に考えられます。今後とも警察と十分な連携を未然にやっていただいて、水際で暴力団を防ぐということ等をお願いしながら、市営住宅の安全安心の管理を要望して質問を終わります。

伊藤忠男議長 議第54号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第55号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第56号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第57号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。川越議員。

川越孝男議員 先ほどの行政報告(2)についての質問中、「農転」と申しあげましたが、この部分を「農振除外」と訂正させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

予算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第34、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第42号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第35、委員会付託であります。このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

女只女门癿未什么											
委 員 会	付 託 案 件										
総務委員会	承認第4号、承認第5号、										
加女只人	議第44号										
	議第43号、議第46号、										
	議第47号、議第48号、										
厚生経済委員会	議第49号、議第50号、										
	議第51号、請願第2号、										
	請願第3号										
	議第45号、議第52号、										
净≒₹♀☆	議第53号、議第54号、										
建設文教委員会	議第55号、議第56号、										
	議第57号										
予算特別委員会	議第42号										

散 会 午前10時29分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成20年6月6日(金曜日)第2回定例会

出席語	義員((18	3名))															
1	1番	信	₽	藤		忠		男		議員	2	2番	7	5	Щ		尽	, ,	議員
3	番	ì	±			登	代	子		議員	4	4番	_	Γ	藤	吉	厷	ŧ	議員
5	香	木	1	沼		孝		司		議員	(香番		芨	井	輝	助	1	議員
7	7番	オ	k	村		寿	太	郎		議員	8	3番	Ħ	鳥	田	俊	貭	Ę	議員
g	番	12	左	藤				毅		議員	1 () 番	木	白	倉	信	_	_	議員
1 1	番	金	\$	木		賢		也		議員	1 2	2番	木	公	田		孝	ž	議員
1 3	番	亲	折	宮		征		_		議員	1 4	4番	Ŗ	馬	橋	勝	Ż	ζ	議員
1 5	香	12	Ē	藤		暘		子		議員	1 (香香	J	II	越	孝	昇]	議員
1 7	7番	尹	ß	須				稔		議員	1 8	3番	7	5	Ш	忠	郭	亁	議員
欠席詞	義員((なし	J)																
説明0	りため	り出席	ました	さ者の	刀耳	哉氏	名												
佐	藤	誠	六	Ī	ţ			ł	₹		荒	木		恒	副		ት ፵፰፮	長	
大	沼	保	義	4	教	育	委	員	昊		片	桐	久	之	委		員	長	
佐	藤	勝	義	F	≛ ≜	坐禾	昌夕	. 会.	=		那	須	義	行	総選	務課 挙管	長(<i>*</i>	併)	
ĽΤ	пж	כלנו	我	,	হৈত	***	只工	221	×		יונג	炽	汞	1 1	事	務	局	長	
菅	野	英	行	4	総	合政	策	課長	툿		丹	野	敏	晴	総財	· 台』 務	政 策 室	課長	
奥	Щ	健	_	Ä	総設	合政 收革	策誤 推進	果行! 生室!	け 長		尾	形	清	_	総立	合政策 地推	策課1 進 室	業	
熊	谷	英	昭		锐	務	詩		₹		安	彦		浩		民生			
柏	倉	隆	夫	3	建	設	諪	₹ -{	₹		犬	飼	弘	_	建 都	市整	设 備 室	課長	
山	田	敏	彦	7 1	花・	緑· 進	せも 誤	まらき	¥ ≣		佐	藤		昭		水 i		長	
安孫	系子	政	_		農	林	諪		₹		犬	餇	_	好	商	工観	光調	長	
秋	場		元	6	建	康福	祉	課長	₹		鈴	木	英	雄	会 (計 章	等 理 会計部	者 果長	
那	須	勝	_	7	水	道事	業	所 [₹		今	野	要	_	病	院	事 務	長	
芳	賀	友	幸	4	教		育	ł	톳		兼	子	善	男		校教			
高	橋	利	昌	<u>:</u>	学指	校 導 推	教 t 進	育 室 [果長		エ	藤	恒	雄	生 ス 振	涯ポ 興	学 - 課	習ツ長員長	
片	桐	久	志	Ē	盐	查	委	Ę Ę	Į		兼	子	良	_	監事	査務	委局	員長	
清	野		健	F	農事	業 務	委 F	員名	会										
事務局	司職員	退出原	锗	_	•	3,73	,-		-										
鹿	間		康	Į	事	務	层	3 [₹		荒	木	信	行	局	長	補	佐	
渡	辺	秀	行	4	総	務	ŧ	Ξ 1	查		大	沼	秀	彦	議	事	主	查	

議事日程第2号第2回定例会平成20年6月6日(金曜日)午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

発言の申し出

伊藤忠男議長 総合政策課長より発言の申し出がありますので、これを許します。総合政策課長。 菅野英行総合政策課長 おはようございます。

5月30日の本会議におきまして、平成19年度土地開発公社の決算及び20年度の予算についての行政報告につきまして、川越議員の方から御質問のありました土地処分のあっせんについてお答えいたします。

土地開発公社が保有する土地につきまして、民間業者に処分のあっせんを依頼いたしまして、あっせんがあった場合、報酬を支払うということを行っておりますけれども、平成19年にどれぐらいのあっせん件数があったのか、またあっせんの傾向といいますか、多くなっているのか少なくなっているのかというふうなその状況の御質問でしたけれども、平成19年度におきまして、あっせんによる処分はございませんでした。

また、この制度は、平成15年度から毎年県宅地建物取引業協会の寒河江支部を通しましてあっせん依頼を行っているところでありますけれども、これまで残念ながらあっせんの実績はないということでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

伊藤忠男議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成20年6月6日(金)

(第2回定例会)

	- c l c/1 c l (並)						(> -			
番号	質 問 事 項	要	Ħ	質	P	<u></u>	者	答	弁	者
1	認証保育所制度に	無認可こども園の市	独自の認証制度の	1 1	番			市		長
	ついて	導入について		鈴	木	賢	也			
2	農業政策について	今後の営農の誘導方	向とその対応につ					市		長
		いて								
		2007年度農業白書に	よる食糧事情の危							
		機感について								
		農産物等の輸出時代	における輸出定番							
		商品の創出について								
3	後期高齢者医療制	国民の批判が強いこ		1 5	_			市		長
	度について	べきと思うが、市長の	D見解を伺いたい	佐	藤	暘	子			
		後期高齢者の特定健認	彡について							
		低所得者の保険料対策								
4	国民健康保険税の	後期高齢者医療制度	この関連について					市		長
	改定について	改定の内容について								
		資格証明書の発行が	増えていることに							
		ついて								
5	少子化対策・子育	義務教育課程の児童	に対する医療費免	5 習	-			市		長
	て支援について	除について		杉	沼	孝	司			
6	耐震対策について	市庁舎耐震診断結果		1 6	番			市		長
		けての市庁舎の耐震対	策及び市の耐震対	Ш	越	孝	男			
		策全般について								
7	政治姿勢について	最近の行政対応の問題						市		長
		フローラSAGAE改修工								
		繰越明許費の対応に?	ついて							
								教育	季	€

鈴木賢也議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号1番、2番について、11番鈴木賢也議員。

〔11番 鈴木賢也議員 登壇〕

鈴木賢也議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告番号1番、2番について質問いたします。

認証保育所制度について。

少子高齢化時代と言われる昨今、本市の状況は、就学前ゼロ歳から5歳では、平成15年2,425人、平成21年2,416人とほぼ横ばいの推計が出ています。

しかし、ゼロ歳、二、三歳児は、平成15年を100とした場合、95、96、98と少子化傾向にあります。 こうした傾向はどの自治体にでも見られ、少子化対策は喫緊の課題であるわけで、ゼロ歳から5歳まで の就学前の保育対応というものが大事なことであると考えております。

こうした中、5月15日の新聞報道によると、天童市の認可外保育施設で昨年11月に起きた幼児の死亡事故を受け、市独自の基準を設けた認証する制度を導入したとのことであります。安全性向上を図ることを目的としたものですが、信用を高めるねらいでもあるわけです。

子供の数は減少しても、共稼ぎ、核家族などの保育施設利用の需要はふえております。事業所内保育施設、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園、家庭で子供を預かる保育ママ、無認可こども園などがふえている傾向にあります。これらの施設について聞いてみますと、柔軟な運営体制を生かす、きめ細かな保育を心がける、認可施設に負けない保育を頑張っているということであります。

そこで、市長に質問でありますが、認可外施設について、ある一定の基準を満たさなくとも、市独自の基準を策定する認証制度を導入することにより、安心・安全な保育行政が一段と幅を広げると思いますが、市長の御所見をお聞きします。

今後の営農の誘導方向とその対応について。

農業の衰退が顕著になっております。国・県・市の予算を見ると、財政的にも減額の一途にあります。 農家にとっては、農業経営が厳しく、先行きが見えない状況にあります。

それにつけても、農家の所得向上を図るのに、新技術を指導する人が少なくなった。農家の資金繰り も大変である。後継者の研修の場が極めて少ない。また、農業者同士の懇談する場が少なくなったとい う声が聞かれます。

さらに、最近は関連企業の農業参入が予想されているが、これらにどう対処すればよいのか、地域農業の活性化のために論議するべきと考えます。

以上の観点から、一つ、今後の農業に見据えた県の計画や農業団体等の取り組みに対する農家指導のあり方について、市としてどのように取り組みを期待しているのか、率直な意見を賜ります。

- 2、これから規模拡大、企業的農業の展開が予想されますが、これらに対応した寒河江市独自の研修制度の構築が必要と考えますが、御所見をお伺いします。
- 3、収益性の高い新作物導入が大切であり、稲作、さくらんぼ、バラ、畜産、施設園芸等の先進農家による話し合いの場を設け、今後のあり方を含め、営農活性化の実践のための御所見をお伺いいたします。

2007年度農業白書による食糧事情の危機感について。

2007年の農業白書が公表されました。これによると、国際的需給の逼迫など、食糧をめぐる情勢は、かつてない変化が起こっています。食糧自給率が40%を割り込み、食糧事情に強い危機感を示しています。世界の食糧は、中、長期的に逼迫する可能性が高いとの予測を示しています。

- この状況のもとで、米の生産調整のあり方について、現行体制でよいのか、本市の対応と取り組みに ついてお伺いいたします。

農産物等の輸出時代における輸出定番商品の創出について。

山形農産物等輸出戦略が策定されましたが、台湾や香港に向け、日本国内でも輸出産品の産地間競争も激しさを増しています。輸出ルートの確保や信頼できる現地バイヤーの確保などの課題が大きいと思います。

市内の生産者や農業団体、流通、そして行政機関が連携体制をつくり、地域農産物や加工食品の寒河江市定番商品をどうつくり出していくか、これからの取り組みについてお聞きします。

第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、無認可こども園の市独自の認証制度の導入の問題でございます。

平成17年の寒河江市の人口1,000人当たりの出生数の割合である出生率を見てみますと、県平均7.7を上回る8.8と県内3番目となっておりますが、就学前児童数は、他市町村同様減少傾向にございます。

しかし、子供の出生数が減ってきているとはいえ、核家族化の進行や共働き世帯の増加に加え、ゼロ 歳から2歳までの低年齢児の保育需要が近年ふえてきております。

そのため、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、御案内のとおりお仕事と子育ての両立支援策として、全保育所での延長保育を実施しております。加えて、たかまつ保育所やにしね保育所の増改築工事等によりまして、乳幼児保育の受け入れ拡大などを行ってきたところであります。

しかしながら、ゼロ歳から2歳までの低年齢児保育の多くは、現在も認可外保育所で受け入れていただいており、3歳から5歳児は市立保育所と幼稚園で半数ずつ受け入れている状況となっております。

本市の認可外保育所の状況を申しあげますと、事業所内保育所が2カ所、及び一時預かりのみの施設1カ所を含め、合計8カ所でございますが、すべての施設で国が定めた認可外保育施設指導監督基準を満たした運営がなされており、毎年市の立ち会いのもと、県の立入調査も受けているところでありますので、安心して預けられる保育施設であると考えております。

さて、御質問の認可外保育所の認証制度でございますが、県内では山形市、米沢市、新庄市、また最近では天童市が認証制度を導入し、現在4市で実施している状況でございます。どの市の認証基準も国で定めた認可外保育施設指導監督基準を上回る基準となっており、この基準を満たす施設に対し、認証保育所としての資格を与え、認可外保育施設の水準向上と利用者の利便向上を図る制度となっているようであります。

そこで、提案されました認証制度の導入についてでございますけれども、他市の状況をお聞きしますと、認証制度を導入することによりまして、認可外保育所職員の保育にかける意欲の向上と、保護者に対する安心感の確保も得られるようでございます。より安心、より安全な保育行政が推進されることになると考えますので、本市におきましても、今後認証制度を導入してまいりたいと思っております。

次に、農業政策に何問かの御質問がございました。順次お答え申しあげます。

初めに、今後の営農を見据えた県の計画や農業団体等の取り組みに対する農家指導のあり方について、 市はどのような取り組みを期待しているかの御質問でございますが、本市では、さくらんぼを中心とし た果樹・野菜・花卉などの収益性の高い園芸作物の導入、施設化及び観光農業を積極的に取り入れた寒 河江型農業の構築を目指しておりまして、高品位農産物の生産、水田農業ビジョンに掲げる地域の特例 作物及びわさび菜、それから啓翁桜の花木など、新規作物を導入しながら生産の振興に努めております。

これらの新規作物などが消費者が求める安全・安心な、そして高品位の付加価値の高い農産物として安定生産を図るためには、生産農家の技術の確立が肝要でございます。

このため、栽培技術については、専門的立場の県西村山農業技術普及課からは、洋種枝物花木の導入による花木産地の育成のため、JAさがえ西村山花木部会へのライラックの栽培指導及びさくらんぼ施設栽培の産地強化のため、JAさがえ西村山管内のハウスさくらんぼ生産者に対するところの省エネ技術導入の推進や、結実確保対策のための栽培技術講習会などを開催していただき、指導を行っていただいております。

また、さがえ西村山農協では、営農窓口に営農指導員を配置しまして、農家への栽培指導を行い、JAアグリ店には営農及び防除に係る専門指導員を配置し、ポジティブリスト制度に配慮した農薬の使用及び防除方法など、農家からの相談に対する指導を行っております。

今後もさくらんぼの受粉対策及び開花時期における潅水対策など、指導体制というものを強化充実いたしまして、消費者ニーズに合った付加価値の高い農産物生産のための適切な営農指導を行っていただきながら、生産農家への情報の提供も行っていきたいと考えております。

次に、これから規模拡大、企業的農業の展開が予想されますが、これらに対応した寒河江市独自の研修制度の構築等についての御質問がございました。

農業機械等のコスト削減及び農地の効率的利用を図るためには、農地の集積による規模拡大が進み、 今後は企業感覚による農業経営が進むものと考えております。

このため、変化する農業情勢に対応していくためには、新たな視野、感覚での対応が望まれることから、本市では平成14年度から休止しておりました海外派遣研修事業というものを今年度から復活させ、 国際化に対応できる経営感覚にすぐれた農業の担い手の育成に取り組んでいくこととしております。

なお、これまで延べ51人の方が研修を行っており、現在では担い手の中核として本市農業を支えていただいているところでございます。

また、さがえ西村山広域農業活性化センターでは、集落営農組合を対象に法人化に向けた一元経理に 関する研修会を開催しており、県農業技術普及課及び県担い手支援センター、山形県立農業大学校など、 関係機関が開催する研修会等の情報も提供してまいります。

次に、収益性の高い新作物導入に向けて、稲作、さくらんぼ、バラ、畜産、施設園芸等の先進農家に よる話し合いの場を設けることについての御質問がございました。

御質問のとおり、新作物導入につきましては、栽培から販売、流通までの情報が不可欠であるとともに、多くの農家がその情報を共有することによりまして、ブランド力のある新作物の安定供給が可能になると考えているところであります。

このようなことから、これまで西村山地方農業士会や農業実践者セミナーなどさまざまな会議の中で情報交換が行われてきたところでございます。今後もさらに話し合いの場を設けることについて、関係機関や生産者と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2007年度の農業白書が食糧事情の危機感を示す中で、米の生産調整のあり方について現行体制でよいか、本市の対応と取り組みについての御質問がございました。

国際的には、異常気象による干ばつ等による農産物の生産の減少及び発展途上国の食糧需要の増大など、食糧事情が大きく変化する中で、食糧の6割を海外に依存する我が国といたしましては、国内生産の増大を図ることを基本といたしまして、これと輸入と備蓄とを適切に組み合わせる方針のもと、食糧自給率の向上等に積極的に取り組む必要があるとしております。

しかし、昨年度産米につきましては、過剰作付により主食用の需要予測を大きく上回る状況となり、 また国内需要量の減少などにより、米の価格は大幅に下落いたしました。御案内かと思います。

このため、国においては、米価の安定を図るためには、生産調整の実効を確保する観点から、食糧法に基づく基本的枠組みは維持しつつ、今年度から生産調整をさらに拡大、5カ年間の継続するところの農家に対しましては、踏切料として緊急一時金を交付する地域水田農業活性化緊急対策を導入し、取り組みを強化するなど、生産調整の進め方の見直しを行っております。

本市といたしましては、国から集落営農組合及び認定農家へ支払われる昨年度産米の収入減少補てん、いわゆるならし交付金及び産地づくり交付金などは、米の生産調整、転作面積の100%の達成が要件であることから、米の生産調整の実効確保は必要不可欠と考えております。そのためにも、市水田農業推進協議会と連携を図りながら、収益性の高い転作作物の作付を推進してまいりたいと考えております。

次に、市内の生産者や農業団体、流通、そして行政機関が連携体制をとり、農産物や加工食品で農産物等の輸出時代における輸出定番商品を市としてどうつくり上げていくか、これからの取り組みについての御質問もございました。

我が国の農業総算出額は減少傾向で推移しておりまして、また、少子高齢化の進展により人口が減少局面に入っている中、新たな市場の開拓が必要となっております。このため、農林水産省が21世紀にふさわしい戦略産業に成長することを目指しまして、我が国の農林水産物、食品は、国内消費向けであることの固定観念を打破し、海外に新たな市場を求めることが重要としております。

御案内のとおり、本県においても、台湾ヘリンゴなどの農産物が輸出され、安全・安心な県産農産物として高値で販売されており、本市の特産品であるさくらんぼやラ・フランスなども、国際的にはブランド力のある農産物であると考えております。

しかしながら、海外への新たな市場開発となりますと、流通経路の確保や市場調査などが大変重要であると考えられることから、今後、農協及び関係機関とともに調査・検討をしていかなければならない

ものと思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 鈴木議員。

○鈴木賢也議員 どうもありがとうございました。

やはり、無認可保育所が認証になれば、無認可保育所では朝早くから夜遅くまで、ゼロ歳から2歳を保育しています。やはり補助費も少なく、安い給料で、また事故以来風評に耐え一生懸命保育をしております。それをできるのも、やはり子供が大好きだという本音があるからではないかなと思っております。

やはり認証になれば、保育士も親も安心・安全で心から保育ができる、保育所もすばらしく向上になるということでありますので、大変ありがとうございました。無認可保育所の方も喜んでおると思います。どうかよろしくお願いしたいと思います。

また、営農の指導を見ましても、県の営農指導者を見ますと、10年前は25名であったのですけれども、今は15名の専門化した体制で指導しております。やはりこれからは、指導強化するには、行政的に関係機関との連携が最も大切ではないかなと思っております。

それから、研修制度でありますけれども、やはり研修制度もことしから始まるということでありまして、本当にありがとうございました。やはり変化する農業に、若い人は研修の場が一番の勉強であり、市の農業の活性化を生む源ではないかと思っております。研修制度をしていただきまして、そして活用して、大いに勉強になると思いますので、ありがとうございました。

それから、話し合いの場を持つということでありますけれども、いろいろな作物をつくるということで、今いろいろなことをやっております。市長が言うように、トルコキキョウとかライラック、また指定トマトとかギガンジウムとか新しい作物を今、寒河江市の農家でやっております。それもいろいろな話し合いの場を設けて、それを営農体制につくるということが期待できるわけでありまして、やはりそういう方向に進んでいくこと、またしていくということでありますので、本当にありがとうございました。

また、食糧の需要の変化でありましたけれども、きょうの朝日新聞にもありましたけれども、買えない発展途上国と買える金持ちの日本が、少ない食糧をとり合う姿はよくないということで、日本が減反しているのはもったいないという町村発言がありますけれども、やはり年々1%ずつ米の需要が減っている中で、やはり39%に落ち込んだ自給率を上げるには、米粉の生産をふやすということが大切だということになっています。

今、小麦や大豆への転換が進んでおりますけれども、日本のように雨が多い、また山形でも雨が多い、土壌が湿っているということでは生産が厳しいということでありますので、この昨年の作付過剰で大変米の価格が暴落いたしましたけれども、やはりそういう時代にあってどういう方向に農業を持っていくかという、食糧を見た国内農業のあり方が今大変だなということで考えています。やはり寒河江市もそういうことを考えて、寒河江市からどういうふうな農業をするということを発信してもいいんではないかなと思っています。

また、米も輸出する時代でありますけれども、この間フィリピンから来ました市長さんに米でも50俵もやってやるということで、そういうような意気込みのある農業の活性化もあってはいいのではないかと思っております。そういうことも、やはりいろいろなことをやって、寒河江の農業が日本一の農業だということを見せていただくようお願いしたいと思います。

また、定番商品でありますけれども、今すぐとはいかないと思います。やはり年々積み上げまして、いろいろな取り組みにより多くの参画を促して、地域の定番商品をつくっていくということが大切でありまして、これからも育てていくということを念頭に置いて頑張っていくのが、寒河江の農業の定番商品をつくることではないかと思います。

これからは大変な時代でありまして、やはり活性化をモットーにおいて頑張っていくという寒河江市の農業を全国に示していただきまして、頑張っていきたいと思います。どうもありがとうございました。 伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1 問で答弁申しあげましたけれども、つけ加えさせていただければ、特にこれから必要なのは、農家間、あるいは指導機関と、要は一生懸命農業に先進的に取り組んでいる方との話し合いの

場、お互い技術提携するというようなことが、これは先ほども申しあげましたけれども、これは必要でないかなと思っておりまして、寒河江は非常にこの辺は進んでおると思いますが、なおこういう技術進歩の、あるいは農業経営が難しくなる時代でございますので、それらに向けてのお互いの情報交換する、あるいは話し合いをするということが必要かなと、このように思っております。

それから、国外向けでございますけれども、今後やはり国内のみならず国外に向けての輸出というようなことも頭に入れた農業政策をとらなくちゃならないんだろうと、このように思っておりますが、やはりいろいろな課題があるかと思います。当地方で生産している農産物が、海外までに輸出するとなると日もちがどうかとか、それから外国に輸出する場合の検疫の問題等々がございますし、あるいは輸出コストというようなことが考えられるわけでございますけれども、やはり国内のみに縮こまっておらず、海外に向けた、視点を海外に置いたところの農業の考え方もやっていかなくちゃならないのではなかろうかなと。外国からだけ国内に入ってくるというものに劣らず負けないような、こちらからの攻めの農業というものも、日本はもちろんでございますけれども、当寒河江市におきましてもいろいろ考えていかなくちゃならないだろうと、このように思っております。

そういう意味で、いろいろ関係機関、あるいは生産者団体とも十分勉強していかなくちゃならないと、 このように思っています。

以上です。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号3番、4番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表し、今、国民の怒りが沸騰している後期高齢者医療制度について、市 長の見解を伺います。

このテーマについては、制度発足前の2007年9月議会と後期高齢者医療広域連合議会が開かれた2007年12月にも一般質問で取り上げ、問題点を指摘し、市長の見解を伺っているところです。

いよいよことしの4月からこの制度が発足するや、全国各地で混乱や戸惑い、怒りの声が沸き起こっています。末端の窓口になっている寒河江市のハートフルセンターにも、200件を超える問い合わせや苦情の電話があったと聞いています。

この制度の問題点は、これまでにも述べてきましたように、一つには年齢の制限を設けたことです。 75歳以上すべての高齢者を、これまで加入していた医療保険から切り離し、別枠の医療制度に組み入れ ました。年齢で一くくりにする医療制度は、世界じゅうどこにもありません。

一つには、一人一人から保険料を徴収するということです。年額18万円以上の年金受給者からは、介護保険と合わせて保険料が年金天引きされます。また、これまで扶養家族で保険料を払う必要のなかった高齢者も、保険料支払いの義務が出てきます。

また、2年ごとに保険料が見直しされ、医療費や高齢者人口がふえ続ければ、保険料はうなぎのぼりにふえ、政府試算では2025年には現在の2倍の保険料になるということです。

1年以上の保険料滞納者からは、保険証を取り上げることができる制度です。これまでの老人保健法では、高齢者は持病が多いため、保険証を取り上げることはしませんでした。国保加入者の中には、保険証を取り上げられ、命をなくした人も出ています。

また、健康診断も行政の義務ではなくなります。老人保健法では、予防を重視し、積極的な健診を進めてきましたが、高齢者医療制度では、法的な責任はなく、病気の予防も自己責任ということになります。

以上のほかにも、主治医制度、包括医療制度の導入など、この制度の内容が複雑でわかりにくく、たくさんの落とし穴があること。若い世代の負担を軽くし、負担の公平化を図るとしながらも、結局は医療給付費の国の負担分を削減し、高齢者と現役世代に重い負担を負わせる仕組みにほかなりません。

これらの医療制度に、全国の医師会から反対の声が上がり、山形県医師会も差別的で現状にも逆行すると、高齢者医療制度の撤回を求めています。この制度を導入した政府与党の中からさえ、改めるべきだという意見が多く出されています。この制度は廃止をし、国民の目線に立った議論を十分すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、後期高齢者の健康診査について伺います。

後期高齢者医療制度では、これまで老人保健法に基づいて実施されてきた基本健診を廃止し、高血圧、 高脂血症など成人病や糖尿病予防に特化した特定健診となりました。保険者への実施義務はなく、努力 義務となっています。

これまで、各自治体では、基本健診とがん検診に力を入れ、病気の早期発見、早期治療に効果を上げてきたところです。それが、糖尿病や成人病予防に特化した健診となり、これまでのように総合的な健診ではなくなりました。果たして、予防効果が上がるのだろうかと疑問が残るところです。

山形県の広域連合では、特定健診は実施するとしていますが、実施は各市町村に任せられていると聞いています。寒河江市はどのような方法で実施するのか。これまでのように、がん検診なども含めた総合的な健診を、健診費用の補助も含めて実施すべきと思いますが見解を伺います。

次に、低所得者への保険料対策について伺います。

75歳以上の後期高齢者の中には、年間79万円以下の基礎年金のみで暮らしている人も大勢います。低 所得者には、国保と同じように7割、5割、2割の軽減措置がありますが、最低でも1万1,100円の保 険料負担があります。年金受給額が、月額1万5,000円未満の方の保険料は、年金からの天引きではな く、窓口での支払いとなっています。介護保険の保険料についても同様の徴収方法になっていますが、 介護保険料の普通徴収では、約15%の方が滞納者になっています。このような方については、後期高齢 者の保険料についても同様のことが予想されます。

老人保健法では、医療保険証の取り上げにならなかった人たちが、高齢者医療制度では、滞納すれば保険証取り上げという事態になります。資格証明書を発行するかしないかの裁量は、各市町村の判断に任されています。慢性の病気や身体の不調で、常に医療を必要とする人たちが、医者にかかれないということにならないように、資格証明書の発行はすべきでないと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、通告番号4番、国民健康保険税の改定について伺います。

今議会に、国民健康保険税改定の議案が出されていますが、75歳以上の人たちが国保から後期高齢者 医療保険に移ったことで、国保会計にどのような影響が出るのか。今回の改定により、国保加入1世帯 当たり国保税の年平均額は幾らになるのか。前年度と比較すると、どれくらいの値上がりになるのか伺 います。

一番負担が大きくなるのは、どの所得世帯か。また、低所得者に対する7割、5割、2割の軽減に該当する世帯は、国保加入世帯のどれくらいいるのか伺います。

次に、資格証明書の発行が増大しているのはなぜなのか、お伺いいたします。

国保税を1年以上滞納した人には、資格証明書の発行が義務づけられたことは周知のとおりです。以前、国保加入者は農家や自営業者などが大半を占めていましたが、最近ではパートや非正規雇用など、職場の社会保険に入れない人たちが増大し、国保加入者がふえていると聞いています。国保加入者は、農家、自営業者、退職者、そして社会保険などに加入できない勤労者など、所得水準の低い人たちが多く加入しています。所得がふえず、暮らしがますます大変になる中で、国保税の負担は市民生活に大変重くのしかかっています。食べていくことを最優先にしなければならない人たちの中には、わかっていても納められない人たちがいることも事実です。

私は、これまで議場でも、納める意思があっても本当に生活が大変で滞納している人たちに、義務だからといって機械的に資格証明書を出すべきではない。低所得者への配慮をし、病気の人が医者にかかれないといった状況をつくるべきではないと申しあげてきました。

市長は、「滞納者に対しては、呼び出しをして相談に乗り、短期医療証の発行などで対応し、医者にかかれないという状態にはしない。資格証明書の発行は、呼び出しにも応じず、払える状態にあっても払わない悪質者に出している」と答えておられます。

しかし、平成20年度 5 月23日付、山形県長寿社会課の資料によれば、平成18年度寒河江市の資格証明 書発行件数は189世帯で、山形県内の自治体で一番多い発行件数になっています。

一方、ほとんどの自治体が短期医療証を優先して発行し、資格証明書の発行を抑えています。

私の調べたところでは、平成14年度決算時点での寒河江市の資格証明書発行件数は50件。短期医療証 発行件数は149件となっています。それが、県の資料によれば、平成15年度からは、資格証明書の発行 が短期医療証を上回り、平成17年度からは、資格証明書の件数が急激に増加しています。

寒河江市の対応が、なぜこのように変化したのか。何が原因なのかお伺いいたします。

以上、市長の見解をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてでございます。

新たな高齢者医療制度として、後期高齢者医療制度が4月にスタートいたしております。本市においては、4月1日現在での被保険者数は6,280名で、この方々への被保険証の未着はありません。4月15日には、4,027名の方から第1回目の年金からの特別徴収がなされましたが、徴収事務に係る誤りもないところでございます。制度施行後の1カ月間における問い合わせなどの件数は302件でありましたが、5月に入り、これらの問い合わせ件数も大きく減少し、落ちついていることから、本市においては、おおむね順調なスタートを切ったものと考えているところであります。

国民の批判が強いこの制度は廃止すべきではないかとの御質問でございますが、本制度は高齢者の 方々の医療を守っていくために高齢者の医療費を全世代で分かち合っていく仕組みであり、少子高齢化 社会にあっても、持続可能な高齢者医療制度として、制度の骨格や理念への理解と協力が得られるよう対応し、これ以上混乱と不安を与えることのないよう、迅速、確実な制度の定着を図るべきと考えているところであります。

現在、被保険者の負担軽減などが問題となっていることから、国では6月の第2回目の年金からの引き落としまでを目途に、制度の運用に当たりどのような問題点が生じているかの点検・検証作業を進めており、その結果を見ながら必要な手当てを講じることとしております。

市といたしましては、新たな見直しを行う場合には、地方の意見や実情を踏まえつつ、今まで以上に 周知徹底に努め、地方へ負担を転嫁することなどなく、国の責任において万全の処置を講ずるよう、全 国市長会を通じ要請しているところであります。

次に、後期高齢者医療の被保険者に対する健康診査についての御質問がございました。

これまで、40歳以上の方の健康診査につきましては、老人保健法に基づいて事業者が行う健診を受ける以外の方に対して、市町村が実施してまいりました。御案内のとおりでございます。

しかし、この平成20年度から後期高齢者医療の被保険者に対する健康診査については、広域連合で実施するようになっております。

御質問のとおり、広域連合での実施は努力義務ということになっておりますが、山形県後期高齢者広域連合では、保健事業の一環として健康診査を実施する旨、条例に定めております。そして、その実施に当たり、受診者の利便性や費用軽減を考慮いたしまして、市町村に委託することとしております。御案内のとおりでございます。

本市においては、広域連合から委託を受けて地元の健診機関で健康診査を実施するとともに、市で行うがん検診や介護保険の生活機能評価などと一体的に受診できるような体制をとっているところであります。また、健診料につきましては、全額広域連合から助成されますので、個人負担はございません。

次に、低所得者の保険料対策でございますが、山形県広域連合では、所得の少ない方に対する保険料の減額規程を条例で設けております。これは、世帯の所得に応じて保険料の被保険者均等割額を7割、5割、2割と減額するものでありますが、この減額した保険料相当分については、県と市町村が補てんすることになっております。このため、本市においても、平成20年度では、一般会計から後期高齢者医療特別会計に約6,500万円の繰出金も予算措置しているところでございます。

次に、資格証明書についてでございますが、後期高齢者医療制度では、費用負担の明確化と公平化を 図ることを原則としていることから、被保険者一人一人に保険料負担をお願いしております。老人保健 制度におきましては、被保険者の保険料負担がありませんでしたので、保険料の滞納はあり得ず、資格 証明書の発行もなかったわけであります。

しかし、後期高齢者医療制度では、保険料の負担がありますので、保険料滞納に対しましては、滞納措置を行うことになります。資格証明書は、特に事情がなく、十分な負担能力があるにもかかわらず、納税相談にも応じないで、納付しようとしない悪質な滞納者に交付するものであります。交付に当たっては、個々の事情を十分に考慮の上検討し、対応してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税関係の問題でございます。

国保から後期高齢者医療制度に移行した人数は、本市の国民健康保険に加入していた老人保健受給者が3月末現在で4,201人であり、この方が後期高齢者に移行した人数となります。

この移行に伴う国保税の減収につきましては、平成19年度と同じ税率で20年度を試算し、比較したところ、所得の変化や全体の被保険者数の減少傾向もありますが、約3億円程度と推計しております。

今回の国保税の税率改正に当たりましては、後期高齢者医療への被保険者の移行に伴う税の減収と、 新たな後期高齢者支援金の納付や特定健診等の支出増などの結果、現行税率のままに据え置いた場合に は、平成20年度には、収支差し引きで約2億2,000万円の不足が生じるものと見込んでおります。

これまで、国保会計は、平成14年度に大きく税率を改正して以来、所得の落ち込みなどを補てんする程度の改正にとどめ、毎年度の赤字分を給付基金でやりくりしてきたところでございます。そのため、給付基金の残高は、現在約1億円にとどまり、基金をすべて繰り入れたとしても、平成20年度はなお不足が生ずる状況にございます。そこで、平成20年度は基金を全額投入し、できるだけ税の上げ幅を抑えつつ、なお不足する額について、税負担をお願いしたいと考えているところでございます。

後期高齢者医療制度発足により、医療分に関しましては、老人保健拠出金がなくなることで下がる見

込みでございますが、新たに後期高齢者支援金分を別建てで賦課することになるため、差し引きでは平成19年度医療分よりは上がるものと考えております。介護分を含めた全体では、平成19年度と比べ、平均で1人当たり約15%の増、1世帯当たり平均で2万7,000円増の約21万1,000円と見込んでいるところであります。

また、税率改正により、一番負担が大きい所得階層についての御質問がございましたが、世帯構成により税額が異なりますが、例といたしまして、夫婦子供の3人世帯で固定資産税額8万円の場合で試算しますと、所得で200万から300万の階層が最も増加率が大きく、前年対比で17.6%の増となります。

それから、軽減世帯数については、7割軽減が1,083世帯、5割軽減が311世帯、2割軽減が645世帯と見込んでおります。また、税の軽減に関連して、後期高齢者医療制度との関係では、新たに次の3点の改正を予定しております。

その第1点目は、これまで国保に加入していた方が後期高齢者医療に移行したことで、結果残された 国保被保険者が単身の国保世帯となる場合、国保税の世帯別平等割を5年間半額にすること。

それから2点目は、低所得者に対するところの軽減措置適用への配慮でございます。現在は、低所得者の世帯に対しましては、所得に応じて7割、5割、2割の国保税の減額をしておりますが、このうち5割と2割の減額については、世帯の国保被保険者数に応じて、減額適用の基準が変わります。そのため、後期高齢者医療に移行したことで、被保険者数が減少し、これまでの軽減が受けられなくなるのを避けるため、後期高齢者医療に移行した人の人数もカウントして、これまでどおり国保税の減額を受けられるよう配慮すること。

そして、3点目は、社会保険の本人が後期高齢者に移行することで、その被扶養者であった方が社会保険から新たに国保に加入することになる場合、2年間その方の国保税のうち、所得割と資産割を全額、被保険者均等割等を半額に減額するものでございます。

以上の3点の軽減措置についても、今回改正したいと考えております。このことによりまして、軽減世帯数はさらにふえるものと見込んでおります。

最後に、資格証明書の発行についての御質問にお答えいたします。

資格証等につきましては、被保険者間の費用負担の公平化を図ることから、国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱に基づいて、特別な事情がないにもかかわらず、国保税を納付しようとしない滞納者に交付するものであります。

資格証等の措置に当たっては、滞納世帯の事情を考慮するため、事前に2週間の相談の機会を設定しております。ここで世帯の事情を把握するとともに、今後の納税計画を相談することになっており、その後、滞納措置審査委員会の審査を経て、資格証等の交付となるものでございます。

機械的に資格証を交付しているのではないかとの質問でございますが、措置に当たっては、納税意欲がある方はその額の多少にかかわらず、また、福祉医療の受給者や世帯内に医療を必要としている方がいる場合は、納税相談していただくことで、短期保険証を交付するものとしております。決して機械的に資格証を交付することはないものでございます。

ただ、幾ら連絡しましても、納税相談に応じない方が、昨今ふえてきている状況にあります。そのため、昨年度から納税相談を夜間や休日にも開設するなど、相談しやすい環境の整備に努めてきたところであります。

このように、滞納者との対話の拡大を図りながら、納税計画の実行を促しまして、滞納額の減少に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は、午前10時50分といたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございました。

第2問に移らせていただきます。

後期高齢者医療制度についてですけれども、市長も後期高齢者ですよね。市長御自身、後期高齢者な

んて呼ばれて、どんなお気持ちですか。

まだ、75歳を過ぎたからといって、高齢者呼ばわりされるのは心外だと。まだまだ大丈夫だと市長は思っていらっしゃるんでないかなというふうに思うんですが、この制度というのは、やっぱり75歳を超えた人は、もうあの世に近いんだから、あんまり病院に行くなよと、医療費を使うなよと、長生きされると迷惑なんだよと、そういう国の考え方なんですね。だからそれに対して、高齢者の方は非常に人格を侵害されたということで怒っているんです。一つにはですね。

それからもう一つは、この制度は、これからも保険料がどんどんとふえていくということです。今は10%ですけれども、これが高齢者の人口がふえたり、医療費がふえたりということになれば、10%が12%、15%とふえていくという制度になるわけです。ですから、高齢者の方は、市長は今持続可能な保険制度のためには、みんなが負担をしていかなくちゃいけないということをおっしゃいましたけれども、この持続可能な保険よりも、まず私たちの暮らし、そして命が持続できなくなるんでないかと、こういう心配がある制度だというふうに思います。

若い世代の方の負担を軽くするんだというようなことを言っていますけれども、ことし高齢者の医療制度が始まったわけですけれども、若い人たちの社会保険、あるいは健康保険などからは、もう保険料が高くなっていると言われています。ですから、2025年までにはもう今までの保険料が倍になるというような試算がされておりますし、この制度を続けさせていくということは、国民の暮らしを破壊してしまう。そういう制度だというふうに私は思います。

ですから、際限なく国民に負担を強いる計画ではなく、もっと国の予算のむだ遣いですとか、それから、要らないものに、いろいろなところに予算を使っているわけです。そしてまた大企業などは、これまでにないほどのもうけをしていると。そういうところの法人税を今まで減税したままにしておいて、庶民にだけ減税を取りやめて元に戻すというようなことをしておりますけれども、大企業にはまだ法人税はそのまま低いままに据え置かれていると。そういうところを改める。そういうまず国の姿勢を改めていかなければならないんではないかというふうに思うわけです。

ですから、この法案は、この制度は廃止をして、もう一度国民全体が議論をして改めていくべきだというふうに考えますけれども、市長はその考え方をどう思われるかもう一度お聞きをしたいと思います。それから、後期高齢者の健康診査ですけれども、これは広域連合で行うと。そして、利用料も健診料も無料で行うというようなことですので、まず安心をいたしましたけれども、寒河江市としましても、この広域連合で行う健診とともに、やはりがん検診などについても、これまでどおり行うようにしていただきたいと。高齢者の方は自分たちの健康に非常に不安を持っているんです。ですから、1年に一遍、そういう定期的に健診を受けていきたいと。そういう寒河江市の制度を持続してほしいと。こういうふうに願っているんです。その点はどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それから、低所得者への保険料の対策についてです。

私が申しあげているのは、低所得者で普通徴収の人。この人たちの滞納が介護保険の例でも見られるということから、そういう人たちは、後期高齢の医療保険であっても同じようなことが起きるのではないかという心配があるわけです。

国の調査でも、7割の人が保険料は安くなったと言っていますけれども、30%の人は負担増になっているんです。そして、その負担増になっている世帯も、所得の低い人ほど多くなっていると。年金収入の金額が177万円未満の層が39%を占めているというふうな調査結果を発表しています。

ですから、寒河江市の場合は、全所得層で下がっているというふうなことをお聞きしましたけれども、 それでも全体を見ればやっぱり低所得者に負担がかかっていると、こういう中身だというふうに思いま す。

ですから、こういう人たちに、滞納したから資格証明書だと、すぐ資格証明書というのではなくて、 やっぱりその人たちの相談に乗って、絶対にこれは資格証明書を出さないという市長の判断、決断があ ればこれはできることだというふうに思います。

広域連合の中でも、資格証明書を出すか出さないかというのは、その自治体の長の判断に任せるというような内容になっているようですので、ぜひそのところは、高齢者の方が医者にかかれなくなるというようなことがないようにお願いをしたいと思いますが、その御決意があるかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、国保税についてですが、300万から400万の所得の世帯の方が非常に8万700円も上がっていますね。これは、納期というのが8期に分かれているわけですけれども、1期で1万幾らも多く払わなきゃいけないと、こういうふうなことだと思います。300万から400万ぐらいの所得の方というのは、普通考えれば子育て世代なのかなというふうに思うんですけれども、こういう方たちの負担が非常に高くなっていると。こういうことでは、何とかしなきゃならないのではないかと私は思ったわけですが、平成18年度の寒河江市の滞納世帯が、加入世帯のうちの約1割、10%になっています。これは後期高齢が始まる前の加入世帯ですので、7,265世帯というふうになっていますけれども、このうちで750世帯が滞納をしているというふうな結果が出ています。

この保険料がアップしたことで、もっと滞納者がふえてしまうのではないかと、こういう心配があるんですけれども、その対策として、一般会計からの繰り出しなどをもっとふやして、税負担を軽くすることはできないのかというふうなことを考えているわけですが、その点いかがかお伺いをしたいと思います。

それから、資格証明書がなぜこんなにもふえたのかということなんですけれども、市長は悪質な人にしか資格証明書は出していないというふうに言われましたけれども、189件も悪質な人がいるのかどうかということです。幾ら今さまざまな世代の人がいる、国保に加入しているというふうなことを言っても、189件も悪質で、呼び出しにも応じないというような方がいるとは思えないわけです。これは、機械的に資格証明書を発行しているのではないかなというふうに考えるわけですけれども、今、こういうふうに払えない人が出ているというのは、払えないくらいの、保険料が高いからだというふうに私は思うわけです。ですから、このことについては、分納を認めるとか、延納を認めるとか、そういう対策をとるべきではないかというふうに思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私も御指摘のように、その年代に入ったのかなと思っておりますけれども、だからといって気落ちするというようなこともございませんし、十分活躍しなくちゃならないなと、このように考えておりますし、制度上から見ればそういう線に達しておるのかなと、こういうふうに思っております。この後期高齢者の保険証が私にも来ました。私がちょっと感じたのは、保険証が小さいということでございまして、これはやっぱりお年寄りといいますか、目が不自由になってきたような方にとっては、ちょっとこれは小さいのではないかなと、こう感じておりました。それ以外は特に問題ございませんし、先ほど答弁申しあげましたように、本市におきましては、スムーズに移行したなと、このように思っておりますが、その保険証の小さい問題につきましては、今後広域連合でも検討されるというように聞いておりますので、我々の意見というものも取り入れてきておられるというように、やはり国民の意見とか、あるいは要望とかいうものを聞いて、そして不安を与えないようにしていく、こういう制度にしていかなくちゃならないと思います。

この後期高齢者の制度にしましても、御案内かと思いますが、10年ぐらい近くから話題になっておりまして、制度がスタートしましても、法律が通ってからも2年は経過しておるわけでございますから、その間、どう説明し、あるいは理解を求めてきたのかなと、こういうことがあろうかなと思っております。

また、発足してからまたドタバタ騒ぎでございまして、それが不安をかき立て、大きな問題に現在もなっておるわけでございますが、そのようなことのないように、1問でも答弁申しあげましたように、何にしましてもこういう少子高齢化の医療制度というものを国民全体の中で、どう考えて対応していくのかということを現役の方々にも、全部これを負担ということを、若い方が背負うような制度ということになりますと、これは現役世代の方々も大変な時代になるわけでございますから、後期高齢者だけの問題ではないと、このように思っております。

そういう意味での運用上の問題、あるいは受益者と負担との問題、あるいは現役と言われる若い人たちがどう考えているか。そして、国家全体としまして、医療制度というものをどう見ていくのかということが、非常に今最大の議論になっておるのではなかろうかなと、このように思っております。(発言する者あり)

伊藤忠男議長 私語を慎んでください。

佐藤誠六市長 それから、廃止してと、こういうような話もございましたけれども、廃止しただけでは

この医療保険制度というものは、そのものがどうなるのか。破綻しないものなのか。それにかわるものをどのような制度に置きかえて、あるいは制度を持っていくのか、というような問題が当然出てくるわけでございます。今の後期高齢者医療制度というものをいろいろ点検、そしてまた検討しておる段階にございますので、それらを十分見守って、安心していけるような制度というものを確立してもらわなくちゃならないと、こう思っておるわけでございますから、先ほども申しあげました市民の声というものを、全国の市長会等々におきまして出されておるわけでございますし、それが決議ともなっておるところでございます。

それから、健康診査の問題でございます。

これは、先ほど答弁申しあげましたように、これまでどおりということで行いますので、皆さんに御理解をいただけるものと思っております。

それから、低所得者の問題と軽減と、それから資格証明書の問題でございますけれども、低所得者の負担の軽減につきましては、国民健康保険につきましても、あるいは老人保健法の時代におきましても、今議論されておりますところの後期高齢者の問題におきましても、それなりの負担軽減ということは議論されておりますし、それなりの措置というものはとられるものと思っておりますし、その早い結論というものが得られるようにしてほしい。そして、国民に納得されるようなものになっていかなければならないなと、このように思っております。

それから、資格証明書でございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、短期の証明書は出しております、資格証明書。それで十分話し合いをして、理由のある方、相談に応じた方に対しましては、短期の保険証というものを交付いたしまして、遺漏のないようにしておりますが、資格証明書を出すために、何も機械的に寒河江市がやっているわけじゃございません。

資格審査委員会ということで、十分話し合いをして、そしていろいろ事情を、個々具体的な話し合いの中でしておりますけれども、それにも応じないということでいらっしゃる。そしてまた滞納なさっていると。こういうことでは、やはりこれは資格証明書を発行せざるを得ないのであって、それは最後の最後でございまして、それまでに短期の保険証も出しておるわけでございますので、その辺は御理解いただかなくちゃならないなと、このように思っておりまして、これは国保の場合も同じでございます。

それから、国保の対策としまして、一般会計からの繰り出しというようなお話もございましたけれども、これまでどおり国保は国保ということで、法制度上の繰り出しというものはしておるわけでございますけれども、それ以外に特別の補てんというようなことでの一般会計からの繰り出しというものは、これまでどおり考えておらないところでございます。

これまでも滞納者の方々につきましては、十分時間を与えて、お話をする機会をとっておるわけでございますから、相談に乗っていただいて、こういうことでございまして、そのように申しあげたいと思っております。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 資格証明書の発行についてですけれども、国保の場合は189件という山形県では一番多い件数になっているわけです。これもさまざま話し合いをしながら、どうしても最終的な判断で資格証明書を出しているというふうなことを言われたわけですけれども、それにしてもこれは異常な数字だというふうに思うんです。何か話し合いとか呼び出しとか、そういう点できちっといっていないというのであれば、それを改善するということも必要だろうというふうに思います。

寒河江市の場合は、住民票だけ残して人が住んでいないとか、そういう家族もあるというふうに聞いておりますけれども、そういう方たちが入っているというようなことがあれば、そういうところも適切に処理をしていく。そういうふうにしなければ、何で寒河江はこんなに資格証明書出しているんだというふうに、県内でも非常に不名誉なことだというふうに思うんです。

ですから、本当に大変な家庭、国保税も納められない、またその他の住民税も納められないというような方がたくさんいると思います。そういう方に、親身になって相談をする。そして、そういう方の中には、多重債務を抱えて苦しんでいる方ですとか、介護で悩んでいる方とか、そういうさまざまな方がおられるというふうに思うんですけれども、そういう方のための、多重債務であれば寒河江市の無料法律相談に紹介するとか、そういう温かい血の通った相談をしていただきたいと、このように思うんです。

今、世の中が大変で、さまざまな犯罪とか事件とかいうものが起きていますけれども、こういうこと

もやっぱり生活が大変になっているから、こういうさまざまな犯罪や事件なんかが起きるのだというふうに思います。ですから、こういう犯罪とか自殺者とか孤独死とか、そういうこともふえていますけれども、この寒河江市からそういう人たちが出ることを防ぐためにも、やはり行政の仕事というのは非常に大事になってきているというふうに思います。

まず、根本から変えるためには、国のこのあり方を変えていかなければならないというふうに私は思いますけれども、それでもそういう国の悪政から市民や住民を守っていくというのが、自治体の仕事であるというふうに思うわけです。ですから、そういう意味では、やはり自治体の職員の皆さんも、市長も、本気になって今の状態に対して対応していただきたいということを申しあげて私の一般質問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 議員の話を聞いておりますと、低所得者イコール資格証明書につながっていくと、こういうふうに聞こえるんでございますけれども、そうではございません。十分話し合いをしておるわけでございまして、低所得者イコール資格証明書の発行であるとか、そういうものではないということだけは申しあげたいと思っております。

それから、議員がいみじくも申されましたけれども、住民票を移しているとか、あるいはほかの他市町に行って証明を受けて医療機関に通っているんじゃないかなと、こういうことの話がございましたけれども、ですから、まずは寒河江市民に国民健康保険を持っている方でございましたならば、十分話し合いをしておるわけでございますから、それに応じてもらいたいと、こう思っておりまして、そういう中からおっしゃられたようないわゆる家計の悩みなども、あるいは家計が背負っているところのいろいろな負担などの話も出てくるわけでございますから、こういうことが市民の福祉というものを考えるにおきまして、そして、安心して暮らせるような市民社会というものを構築する上で大切なことでございますから、ただ四角四面に資格審査会ということでやっているわけではございませんでして、そういう分野とのつながりというものは、十分機能してまいらなくちゃならないとかように存じておるところでございます。

杉沼孝司議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号5番について、5番杉沼孝司議員。

〔5番 杉沼孝司議員 登壇〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、議員活動の中で、多くの若者夫婦や市民から寄せられた意見について、 通告番号に従い、一般質問に入らせていただきます。

通告番号5番、少子化対策・子育て支援について伺います。

山形県改革推進室の推計によりますと、山形県の将来人口推計は、平成17年に121万6,000人であった ものが、47年後の平成67年には、63万1,000人、約半分近くに減少する。寒河江市においては、4万 3,625人が、1万1,893人、27.3%の減少で3万1,732人となり、特に15歳から64歳までの、いわゆる生 産年齢人口の減少が著しく、2万6,449人から1万6,581人となり、9,868人の減少となるようでありま す。

県全体の減少率からすれば少ないわけですが、人口の減少は、消費の減退、生産の減少、ひいては経済活動の衰退を招き、市の将来の繁栄が危惧されます。

山形県の5月1日現在の人口は、119万840人と、前月と比べて524人減少したと発表されました。さらに、厚生労働省の人口動態統計による2007年の合計特殊出生率では、全国ではわずかに上昇したが、本県では2009年度目標の1.47人にはまだ及ばず、1.42人となっている。本県の少子化傾向は顕著で、目標との乖離が広がり、今後その対策を講じたいとしている。

市町村別で人口が増加したのは、山形、天童、東根市等、6市町だけであります。残念ながら、我が 寒河江市においても、4月末現在で前月比71人の減少、前年比で111人の減少となっております。

よって、若者や子供が、将来に夢と希望を持って働き暮らせるよう、人口減少をできるだけ少なくするため、子育て支援には何よりも力を入れていかなければならないと思っております。

寒河江市においては、子育て支援として、放課後児童対策の学童保育や、乳幼児医療給付事業に力を入れているところでありますが、若い夫婦の方々から、今の経済、特に景気に左右される会社の給料状態などから、ガソリンや食料品の高騰に加え、子供の医療費、学習費等に苦労している。乳幼児だけでなく、義務教育課程児童生徒の中学3年生まで、医療費を免除していただけないか。小学生などでは、一人で病院にやることもできず、会社を休んで行かなければなりません。収入の減少になり、非常に大変だとの要望がたくさん出ております。

平成20年度、当市において、乳幼児医療給付事業として5,737万5,000円の予算を計上しておりますが、これは前年対比13%の減となっております。

そこで伺いますが、人口減少が危惧され、これらを何とか食いとめんとしているとき、子育て支援の一環である医療費給付予算がなぜ減少したのか。また、地球温暖化対策と並び他県、市町でも町の活性化と定住促進、持続的発展のため、さまざまな子育て支援を行っているところであり、子育て支援のさらなる充実のため、義務教育課程児童生徒の医療費を無料化にし、生活に密着した将来性ある子育て支援に特段の配慮をすべきと考えますが、市長の御見解について伺い、第1問といたします。伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、乳幼児医療給付事業の予算についてでございます。

平成20年度の乳幼児医療給付事業の予算額は、御指摘のように5,737万5,000円で、前年度の予算額6,593万2,000円と比較いたしまして855万7,000円少なく計上しております。

これは、乳幼児の医療費の一部負担割合が、これまでは3歳未満まで2割、3歳以上が3割負担でありましたが、健康保険法の一部改正により、本年4月から、就学前までを2割負担とし、就学後は3割負担となったことから、医療機関窓口で支払う自己負担分を助成対象としている本制度としましては、3歳から就学前までの分について負担が少なくなりますので、予算額も少なく計上することになったものでございます。

次に、義務教育課程児童生徒の医療費完全無料化についてでございますが、お答えいたします。

御案内のように、本市の乳幼児医療制度は、県に準じて実施しております。第1子及び第2子については、3歳未満の場合、扶養義務者の所得が限度額内であれば無料で、第3子以降は、所得にかかわらず就学前まで全員が無料となっております。

県では、平成18年度に制度改正を行いましたが、平成19年度を事業評価の期間といたしまして、就学前児童のいる世帯にアンケートを実施しておりました。無作為抽出で1,000世帯でございます。県では、この結果などを踏まえて制度を見直ししまして、このたび給付に係る所得制限を緩和しておるわけでございます。

市といたしましても、これに合わせ、所得制限を緩和するため、今般条例改正を上程しているところでございます。この所得制限緩和によりまして、就学前の児童のいるほとんどの家庭で自己負担が軽減されるものと考えております。

乳幼児医療の無料化を義務教育課程終了年齢まで引き上げてはどうかという御提案でございますが、 無料化枠の拡大などの独自制度を設けることは、市町村による財政力の違いなどによって対応がばらば らになって、住民に混乱を招くことになり、好ましいものではないと考えております。

平成18年度の県の制度改正以来、就学前までについては、独自の補助制度を設けている市町村がありますが、義務教育終了までに拡大している市町村はございません。

子育て支援策としましては、医療面からの支援だけでなく、お話がございましたけれども、いろいろな施策がありますし、どんな施策を重点的に推進し効果を上げるかを考える必要があろうかなと思っております。

本市の子育て支援策といたしましては、市立保育所での延長保育や、乳児保育の実施、ファミリーサポートの設置、そして県内トップでございますところの学童保育、各種の育児相談などを実施しておりまして、4月には新たに子育てサロンを立ち上げたところでございます。

義務教育終了までの医療無料化の拡大については、基本的には、国や県の制度として整備すべきものではないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 ただいまのお答えで、乳幼児医療費の負担割合が3割から2割になったということで予算が少なくなった。これは大変喜ばしいことだろうというふうに思います。

しかしながら、少なくなった分がよかったというだけではなくて、その分ということだけでなくても、子育て支援、いわゆる人口の減少が本当に著しく進むというふうなことが予想される中、県の方でも、今後この減少の歯どめ策に何とかもっと力と入れていこうとしている中でありますし、さらに義務教育課程までの医療費の無料化については、よその町で、福岡県の苅田町なり、日南町等でも行って、これにつきましても子育て支援対策の一環として、独自に無料対策を行っておるというようなところがあるわけであります。県内の近隣の市町ではないとしましても、そのほかさまざまなところを調べれば、まだまだあるんじゃないかというふうに思います。

いわゆる人口減少をどうやって少なくするかというものについて特に力を入れていかなければ、県は県としての、都市としての機能を果たせなくなるような、あるいは各市町村も、その機能が果たせなくなるようなことになるんじゃないか、非常に心配されます。

例えば、今限界集落などということもありますが、そういうところは、いわゆる集落は人口がいなくなって立ち行かなくなる。これは市あるいは町にとってもそういうふうなことが進んでいくと、予想されるということじゃなかろうかと思います。なってからでは遅過ぎるわけでありますから、なる前にこういうもっと施策を進めながら、そしてそれらを防止をしていくというようなことが必要じゃないかというふうに思います。

したがいまして、他町村でやっていないから、あるいは国や県の施策に甘んじるというか、それに従うということだけではなくて、やはり市でも独自にやって、特色を出して、より多い人口増加を、人口減少に歯どめをかけるというふうなことをしていかなければならないんじゃないかというふうに考えられます。

したがいまして、これらの施策をできるだけ早くから進めるべきというふうに感じますので、再考し

ていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

予算が少なくなったのは、乳幼児が少なくなったからということではございませんでして、取り扱いが変わってきたからということを御理解いただいたと思っております。

人口減少は、議員が御指摘のように、すべての、国でも同じですし、地方自治体でも同じですし、やっぱり活力の源だと思っておりまして、それをどのように防いで活力をふやしていくかということがあるうかと思っております。

非常に今話題になっておる少子高齢化の問題で、お年寄りが世界的トップレベルでふえていく。そしてまた少子化という現象が著しく進んでおるという中に、いかに歯どめ、特に少子化に歯どめをかけるかということが、これは当然だれしも考えることでございますし、これは総合的な分野で、施策の中でも考えなくちゃならないわけでございますので、単に福祉だけの問題ではなく、全体として、国民の心の問題とか、生活の問題すべてにかかってくることだろうと思っておりまして、そういう分野にも議論を広げて対策を講じないと、これは何とも歯どめはかからないような状態になっておるのじゃなかろうかなと、このように思っております。

ですから、人口減少対策というようなものは、総合的な対応というものが必要だろうと思いますし、まず本市におきましても、これまでも寒河江には住みたくなるようなまちだなと、こういう評価をいただいておったり、あるいは雇用の面でもいろいろな施策を講じておりますし、そしてまた交流の拡大を図っております。あしたから開催される花咲かフェアにしましても、きのうも私、下見に行ってきたんですけれども、オープンする前から花咲かフェアの会場に訪れている方がいらっしゃると、こういう状況でございました。

ですから、あらゆる分野で寒河江市のよさというものを知っていただく中で、この寒河江市で結婚してこの中で子供を育ててまいりたいというような風潮といいますかムード、そういう印象をみんなに植えつけていかなくちゃならないと、こういうことだろうと思っておりまして、ですから、福祉だけの問題だけでなくて総合的な施策ということを考慮に入れながら、まちに活性化を与えてまいらなくちゃならないと思っておりまして、本市といたしましても、何も国がやったから、あるいは県のとおりにしなくちゃならないとか、こういう気持ちはございません。これまでも市の独自の施策というものをとりながら、こういうふうに進めてまいりたいと、あるいはそのようにしておる分野もあるわけでございますのですから、本市なりのいい面をなおつくり出して伸ばしていって、少子化対策というものにも結びつけてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 少子化対策には、寒河江市としてはいろいろな施策を行っているというところでありますけれども、しかしながら人口の減少は残念ながら進んでいるというふうなことであります。

近隣の市町では、ふえているところにつきましては、何も金を出したから必ずふえたんだということではなかろうかとは思いますが、実際近隣でふえているところもある。これについては、定住促進、あるいは子育て支援ということであわせまして分譲地の住宅建築等に助成を出すとかいうふうなところもあるわけであります。

そうやって何とかまちの活性化なり、あるいは子育て支援、人口減少の歯どめ策をとっているというところでございますので、寒河江市もおのおの独自の対策をとっているということでありますけれども、総合的な施策と、市独自だけじゃなくて国なり県なり総合的なものからやっていかなければならないとは思いますが、これらについて、もっと強く県なり国なりにも強く働きかけて要望をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。市民の声を、県や国にもっと身近に届くように働きかけをしていただきたいというふうに思います。

その中の一つに、この義務教育課程の医療費の無料化等についても御要望していただければ大変ありがたい。そして、やっていっていただきたいというふうに思います。

ひとつ少子化対策、あるいは人口減少歯どめ策については、引き続きさらに強力に推し進めていただ

くようにお願いを申しあげまして、私の質問を終わりたいと思います。 伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 国におきましても、地方の力というものは国の力とか、あるいは地方再生というものを打ち出して地方に力をつけていただこう。それが国全体の発展に結びつくと、こういうことは言っておるわけでございますから、地方の声というものを、いろいろな少子化対策のみならず、あらゆる分野において声を大きくして、それが通じるように、そしてまたそれが施策として結びつくようにしていきたいと思っておりますし、ただ国、県というだけじゃなくて、先ほども申しあげました市独自の考え方、市の方針に基づいたところの施策というものを、独自性というものを出すことによって県内外からの、そして国内からの目をみはるような本市というものを築き上げていくというようにしていかなきゃならないなと思っております。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時44分

再開午後1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号6番、7番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 3月議会で、民主的な教育行政について教育委員長に質問しました。残り時間の関係で、再質問については、次の機会に行うことにしていましたが、質問内容が重要かつ基本的な課題であることから、次の質問は3月議会での答弁を見た上で吟味をしたいと考えていました。ところが、3月議会の会議録が、一般質問の通告締め切りまで届かなかったために、さらに次の機会に質問することといたしまして、今議会では、通告番号6番、7番について質問いたしますので、市長並びに教育委員長の答弁を求めるものであります。

最初に通告番号6、耐震対策について、市庁舎の耐震診断結果と、その結果を受けての市庁舎耐震対策及び市の耐震対策全般について伺います。

平成7年に発生した阪神淡路大震災は、建物の全半壊が25万棟、死者が6,400余名、うち80%以上の4,831名の方が建物の倒壊による圧迫死や窒息死であり、建物の安全性を図ることの重要性が明らかになりました。

寒河江市内にある活断層、村山盆地断層帯が、今後30年の間にマグニチュード7.8クラスの地震が、ゼロ%から0.7%の確率で発生する可能性があるとの評価が発表されています。そしてその後、村山盆地断層帯は、北と南に分かれてそれぞれ地震を起こす可能性があるという発表がなされ、寒河江はどちらにも入っているわけでありますけれども、下の方の断層帯は、従来のゼロ%から7ではなくて、0.002%から8%の確率で発生する可能性があると言われています。

また、新潟県中越地震では、一部市町村の庁舎が損壊し、庁舎に入れず、一時使用不能となるなど、 災害対策やその後の復旧活動に及ぼす影響の大きいことも明らかになりました。

私は、自然災害である地震の発生を防ぐことはできないが、地震で生ずる被害を最小限に食いとめるという、いわゆる減災対策が重要であると考えています。

そのような観点から、市庁舎の耐震診断を求めてまいりました。同時に耐震対策に関する国や県の支援策を初め、関係する制度などを理解するために、再三にわたって県庁や村山総合支庁に出向き指導をいただいてまいりました。その中で、寒河江市の耐震対策の不十分さや立ちおくれを痛感しています。 具体例で申しあげたいと思います。

平成18年3月議会での私の一般質問に対する答弁とその後の対応が、そのことを如実にあらわしています。市当局は、市庁舎の耐震診断をするまでもないとしています。しかし私は、この判断は誤りであり、実施すべきだと思います。

その理由は、県が昨年3月に策定した「山形県公共施設等耐震化基本指針」によれば、寒河江市庁舎の耐震診断は、用途分類、建築年、建築の規模から見て、最優先すべきだと思います。また、県は4月20日、市町村の主管課長会議で、基本方針の説明をし、さらに具体的対策を講ずるため、5月11日、市町村長を対象にした防災講演会を開催し、県知事及び危機管理監が直接要請されたそうであります。

そこで伺います。

この話を聞いて、市庁舎の耐震診断の必要性についてどう感じたのか。

市庁舎の耐震診断についての指導内容。

防災講演会にだれが出席したのか。

という質問をしたわけであります。

それに対する市長の答弁は、「本市の公用、公共施設の耐震化対策については、まず子供たちの安全を第一に考え、学校から取り組むことにしております。その他の施設については、そのあとと考えております。市庁舎は、構造が特殊ということで、通常の耐震診断の方法に当てはめることができないと言われており、仮にできたとしても、補強工事は現実的に難しいということです。このことから、耐震診断だけしても意味がありませんので、実施する考えは持っておりません。毎年の定期調査では、差し迫った危険はないということですので、今後も調査を継続しながら使っていきたいと思っております。なお、県からの耐震化基本指針をいただいておりますが、国の指導はありません」というものであり、市

民の安全・安心を守る立場からは、到底納得のできるものでありません。

しかし、幾ら市長に求めても解決、前進はないと判断をしました。

市庁舎の設計者である黒川紀章氏に、昨年1月、直接公開質問書を出す中で、黒川氏より法改正後の耐震基準は満たしていないこと。耐震補強工事は可能であることや、正式な依頼があれば、無償で耐震診断をしてくれるなどの回答を得て、昨年に耐震診断が実施され、20年3月10日付で寒河江市庁舎耐震診断報告書が届いたのであります。

その報告書によると、耐震診断基準による診断結果は、3次診断、いわゆる精密診断法によると、Is 値は、目標Is o値の50から80%の耐力しかなくNGであること。

さらに、特殊な構造に対応した地震応答解析の結果では、一つ、三、四階部分を4本の柱から大ひさし先端にPC鋼棒による吊り材が使われているが、地震波による引っ張り破損はない。

二つには、大ひさしを支える大梁には問題がなく、大ひさし全体が地震による崩壊を引き起こすことはないと判断されています。

しかし、ヒンジ履歴では、建物全体を支える4本のコア柱の全耐力壁において、せん断ひび割れがあらわれ、2階、3階部のコア柱においてせん断降伏が発生しており、建物全体の倒壊を招く可能性があり、本建物は地震による崩壊の危険性があると判断されると結論づけられております。

私は、株式会社織本構造設計の協力を得て、株式会社黒川紀章都市設計事務所によるこのように科学的な耐震診断を無償で実施していただきましたことに、心から感謝とお礼を申しあげます。

また、故人となられた前社長の黒川紀章氏が、たとえ寒河江市庁舎の設計者であったにしても、無償での耐震診断を申し出られ、引き受けていただいたことに対し、直接かかわった者として、故黒川紀章氏に謝意を表するとともに、心から御冥福をお祈り申しあげます。

以下、4点について伺います。

一つは、市長は、これまで毎年実施している定期調査でも問題なく、市庁舎の構造は特殊で耐震対策ができないために、耐震診断はするまでもないと言われてきました。

しかし、今回の調査の過程で、補強対策ができることや地震による崩壊の危険性があるとの判断を受け、市長の率直な気持ちを聞かせていただきたいと思います。

二つには、このまま放置することはできないと思います。一昨日も本市、震度3の地震がありました。 ことしに入ってからも数回の地震があります。このようにいつ発生するかわからない地震に備えて、市 庁舎の早急な耐震補強対策を実施すべきと思いますが、実施の時期を含めて市長の見解を伺います。

昨日5日付の市報に、市庁舎の耐震診断結果が載っていました。そして、今後の対策として、鉄筋コンクリートの耐力劣化を防止する工事を実施するとともに、書類の整理など庁舎への過重負担を軽減する対策を講じるとされています。

これも必要ですが、庁舎の耐震補強対策ではありません。黒川氏は、生前コア柱を鉄板で巻く工法を示されていました。また、今回の報告書の説明の際、2階に筋交いを入れる工法も示されたようでありますが、どういった補強方法が示されたのかもあわせてお答えをいただきたいと思います。

当局は、市庁舎より学校の耐震化を優先したいとの一部報道もありますが、言葉の響きは幾らよくても行政の対応としては誤りだと思います。

その理由の一つは、山形県公共施設等耐震化基本指針で、耐震改修などの優先順位を決定する基準が 定められており、それに沿って実施されるべきだからです。耐震診断の結果が同じならば、重要度係数 からして、市庁舎が優先されなければなりません。

二つ目の理由は、連日報道されている中国四川省大地震でも明らかなように、地震発生初期の政府の 実態把握の難しさと同時に、そのおくれが、その後の対応に大きな影響を及ぼす要因であることが明ら かになっています。市庁舎の崩壊は、まさにこういった問題を含んでいるからであります。

質問の三つ目は、市庁舎は築42年目を迎えます。また、手狭な状況になっているわけでありますが、 将来的にはどうしようと考えておられるのか伺います。

四つには、法的には「策定に努める」となっているわけでありますけれども、新潟中越地震の検証を踏まえ、策定された県の計画に沿って、耐震対策を全庁的な体制の中で進められる体制と、寒河江市建築物耐震改修促進計画や、地震八ザードマップなどを早急につくるべきと思いますが、市長の御所見を伺います。

寒河江市の耐震対策の現状を見ると、寒河江市公共施設耐震化検討委員会が平成19年2月21日に発足し、2回の会議が持たれています。検討委員会の設置要綱を見ると、目的というべき設置では、公共施設のみの耐震化の推進についての検討である、諸計画との整合性では、寒河江市振興計画などとの整合性に留意するとあるだけです。事務局は、総合政策課財務室となっており、まさに公共施設だけの耐震対策と、そのための組織でしかなく、一般住宅を含め、補助事業として事業展開ができる組織の対応や取り組みにはなっていないと思われます。

しかし、今やらなければならないのは、県の「公共施設等耐震化基本指針」に基づき、公共の建物は もちろんのこと、それと一般住宅を含む民間の建物も対象にした寒河江市建築物耐震改修促進計画の策 定と、そのための組織をつくることが急務だと思います。そのことによって、補助事業の道が開かれて くるものと思います。

具体的に事業を進めるためには、市の実施計画との調整を図るべきですし、国、県に対する重要事業の要望事項にも入れるべきだと思います。有利な補助を受けられる地震防災緊急事業5カ年計画では、県内の市町村の事業と県の事業を盛り込んで県が作成し、内閣総理大臣の同意を得るもので、災害対策基本法のもとに地震防災対策特別措置法がつくられ、その中に入っているわけであります。

したがって、寒河江市地域防災計画の中に寒河江市建築物耐震改修促進計画が位置づけられており、 その計画が山形県建築物耐震改修促進計画との整合性がとれておれば、有利な補助事業が受けられるこ とに結びつくと思うのであります。県は毎年市町村の担当者会議を開催し、説明と要請をしているとの ことであります。

ところが、前述のとおり、本市の場合、全く対応がおくれているのか、進んでいません。なぜなのでしょうか。こういうことがあってはならないということで、県は前に述べた平成17年5月11日の市町村長会議を開催したのだそうであります。その開催についての依頼文書によると、「このような総合防災対策にかかわる重要事項については、市町村長より認識を新たにしていただくとともに、みずからが先頭に立ち、課題解決に向けた対策を講じていただく必要があると考えております」とあります。出席者の報告書というべき回答書には、市町村長の日程がどうしてもとれない場合は、三役の方の代理出席をお願いしたいとなっていましたが、寒河江市では、生活環境課長が出席するとの報告がなされていたようであります。

ところが、前述のとおり、一般質問に対してはだれが出席したか、答弁がありませんでした。質問が終わってから、その当日でありますけれども、当局より市長は東京に出張、助役はJAと協議で、当初生活環境課長が出席の予定だったが、同日同時間帯に、13市の生活環境課長会議が山形市役所で開催されたために欠席になったと書面での回答をいただきました。

しかし、主催した県や生活環境課長は、出席したと言っています。なぜ当局は出席しなかったことに しているのか不思議でなりません。また、出席したとすれば、課長からの復命はどうなっているのか。 そこで県から提起されたことが、市の行政に反映されているのか疑問でなりません。

この間、寒河江市では機構改革が行われ、地域防災担当が生活環境課から総務課に変わったこともあったと思います。

しかし、今起きている現象は、一人一人の職員は、それぞれの部署で頑張っていることは十分理解を しています。しかし、全体的な企画調整機能の欠如であります。また、管理職の意識の問題も大きいと 思います。

この原因は、退職者の不補充と常態化した草取りや水かけなどの本来の業務以外で職場は忙しく、当面の業務優先で先のことまで手も頭も回らないといった多忙化と要員の関係や、課内に管理職がふえたことに伴う責任所在の問題など、機構改革との関係なども含め検証することが必要だと思います。

また、耐震対策をめぐって、国からの指導はないと言われました。分権時代に入った今、昔のような国の指導がないのは当然であります。国は法律や制度をつくるわけで、市の行政はそれらの制度の中から寒河江に合うものを探し、その制度を活用できる計画や体制をつくることが今求められているのだと思います。まさに自己決定、自己責任の時代であります。

県は、18年から27年までの第3次地震防災緊急事業5カ年計画の見直しについても、昨年の夏から全市町村に呼びかけ、ことしの3月に国の同意を得て見直しをされたそうであります。

市教育委員会では、学校の耐震診断優先度調査は、平成16年12月に終わって、3年半も過ぎているの

に、耐震診断の計画すらできていません。耐震診断を県の第3次5カ年計画に載せたいとの希望を持っていても、市の全体的な体制が整わないために、進められない状況になっているようであります。したがって、教育委員会としても、制度や現状を調査研究していただいて、市当局に申すべき意見は申すべきだと思います。

法改正によって、建物の耐震化率の目標が、平成27年までに住宅及び特定建築物は90%に、庁舎や病院、学校、公営住宅については100%と改定されました。自治体にとっては、避けて通れない課題であります。さらに、建物だけでなく、今後橋の更新、かけかえも出てきます。莫大な財政支出が必要となります。自治体財政健全化法の四つの指標にも大きく影響してまいります。

したがって、客観的な財政支出計画をつくる必要があると思います。お祭りやカヌー場建設も必要かもしれません。しかし、市庁舎や学校を初めとする耐震化対策は、その前にやらなければならない課題だと思います。寒河江市の財政状況を直視したとき、私たち市議会も、市長の与党、野党の立場を超えて取り組むべき課題だと思います。

いろいろ述べましたが、寒河江市の現状を理解をしていただきながら、質問事項の4点目にお願いした具体的耐震対策事業が展開できる全体的な取り組みを早急につくっていただきたいという質問の趣旨を御理解いただきたかったからであります。

次に、通告番号7、政治姿勢について最近の行政対応をめぐる問題について伺います。

一つは、フローラSAGAEの改修についてであります。

5月21日の市議会定例懇談会に、フローラSAGAE3階の改修についての話がありました。それによると、美術館的な施設整備をし、市民の創作意欲の向上を惹起し、本市芸術文化の振興を図ることを目的に、フローラ3階のイベント広場を壁で仕切り、美術館的イメージの市民ギャラリーを整備するというものです。これは、実施計画や予算内示にもなく、施政方針や当初予算にも入っていない事業であり、唐突の感は否めません。

説明によると、現在のギャラリーホール、ギャラリー室は、郷間正観先生の常設展示場として活用。 現在ギャラリー室の郷土ゆかりの芸術家の作品展示は、新しい市民ギャラリーの一部に移すというもの です。

さらに、改修経費は3,800万円で、うち40%の国庫支出金が見込まれているとのことや、経費節減のため、空調や消防関係施設の変更をしないで済むように工夫し、ギャラリーの仕切り壁は天井までつけずに、スプリンクラーや空調が機能するように上部をあける構造を考えていることや、貴重な美術品などの展示作品を、火災や地震などの災害、そしてまた盗難や破損から守るための保管監視体制については、保険に加入しているので問題ないのではないかということでありました。

しかし、私は、本質的に違うのではないかと思います。

そこで、2点について伺います。

一つは、今回のように実施計画や予算の内示にもなく、当初予算にも載っていない事業を立ち上げるときには、議会に対し、全員協議会の開催を要請し、協議の場を持つようにすべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

二つ目は、改修することには反対ではありません。しかし、美術館的整備というのであれば、定例懇談会で説明された内容では問題があります。当局は、今後設計の段階で検討したいとのことでしたが、どういったことについて、どういう方向で検討されるのか。また、今議会で予算が議決されれば、検討の結果いかんにかかわらず、事業を進めるのか。それとも、検討結果によっては事業の見直しもあり得るのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、繰越明許費の対応について伺います。

同じように4月の定例懇談会に、平成19年度予算の種蒔ザクラ環境整備事業費及び繰越明許費並びに 平成20年度予算の種蒔ザクラ環境整備事業費不執行についての説明がありました。平成19年度当初予算 に1,300万円の議決を得ながら、20年度に繰越明許をし、なおかつ予算の不執行というケースは、これ までなかったような気がいたします。同時に、予算議決したにもかかわらず、種蒔ザクラ環境整備事業 ができなくなったことは、極めて残念でなりません。

そこで、再発防止と今後の事業展開を図るという立場から、このような事態を招いた原因について明らかにする必要があると思うのであります。

その一つは、18年度中に相手との話し合いに基づき、19年度の当初予算で1,300万円の議決を得ながら、その後の執行に問題があったのではないかということです。

二つには、20年度に繰越明許をした19年度の補正予算の提案に問題があったのではないかと思われます。具体的には、補正予算提案時点で、相手との契約締結がなされておらず、20年度へ繰り越して事業をやる担保が得られていないのにもかかわらず、補正予算が提案されたことです。もちろん、補正予算を議決した議員の一人として、私自身反省をいたしています。

しかし、予算審査に際して、契約もされていないのに、繰越明許をして、後に実はならなかったというのでは困るので、このことについての<u>教育長</u>の見解を求めたところ、「所有者の方からは、大変な御理解をいただきまして事業を進めることができております。所有者の方の考えもまとまっておりますので、できるだけ早く移転できるよう頑張っていきたい」、この表明を受け、事業進展への期待から、柔軟な対応で賛成しましたが、要件を満たしていない案件については、厳正に反対すべきだったと結果責任を痛感しているところであります。

同時に、こういった補正予算提案については、所管課のみならず、予算の査定や編成、提案をする財務当局や市長の判断が問われているのではないかと思いますが、再発防止策も含め、市長並びに教育委員長の見解を伺いまして第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず初めに、市庁舎の耐震診断結果に対する見解ということでございますけれども、市庁舎につきましては、御案内のように昭和42年に建築されたわけでありますが、その当時の旧耐震基準に基づいて建築された建物でございます。

その後、昭和53年の宮城県沖地震を契機といたしまして、昭和56年6月に建築基準法施行令の大改正が行われ、耐震基準が強化されたわけであります。御案内かと思います。

このように、市庁舎は、耐震基準が強化される以前の耐震基準に基づいて建築された建物でありますので、耐震性に疑問があり、地震により崩壊の危険性があるとの診断結果については、予想された結果であると受けとめているところであります。

しかしながら、この診断結果は、平成7年に発生した兵庫県南部地震クラスの大地震の地震動をコン ピューターに入力してシミュレーションするとこのような結果が出たということであり、中規模程度の 地震では、崩壊の危険性はないということでありますので、ひとまず安堵しているところであります。

なお、耐震診断結果につきましては、6月5日号の市報で、市民に対して診断結果の概要を公表したところであり、さらに市庁舎内で仕事をしている職員を初め全職員に周知したところであります。

次に、早急な補強対策が必要でないかとの御質問でございますけれども、市庁舎を含めた公共施設の耐震化につきましては、平成19年2月に設置いたしました寒河江市公共施設耐震化検討委員会の中で、耐震診断の優先順位を決定して施設の使用状況等々を勘案しながら、年度ごとの耐震診断の実施計画を策定し、さらにその耐震診断の結果を受けて施設整備の緊急性、耐震改修等の経済的効率性、児童生徒や市民の安全性等を視野に入れながら、耐震改修の実施計画を策定いたしまして、総合的かつ計画的に耐震改修を実施することとしているところであります。

市庁舎の耐震改修につきましても、今申しあげました実施計画の中に位置づけて対処することになると思っております。

なお、当面の手だてといたしまして、今年度にコンクリートの中性化防止工事を実施して、鉄筋の強度劣化を防止していくとともに、書類の整理など庁舎への過重負担軽減策を実施することにいたしております。

なお、補強工事につきましては、書面はもらっておりません。ただ話を聞いただけでございまして、その内容が4本の柱の2階部分を鉄板で巻くとか、あるいは2階に筋交いを入れるとかというようなことはどうかというような話でございました。

次に、将来を見通して庁舎をどのようにするかということにつきましては、市庁舎が建築されて既に41年が経過しております。耐用年数50年の8割を経過していること、耐震改修の技術的な面や機能性の確保、改修に要する費用などについて総合的に検討して判断する必要があると思っております。

それから、耐震化、本市全体の耐震化に関する計画等についてでございますけれども、建築物の耐震化は平成7年の阪神淡路大震災における犠牲者の8割以上の方が建物の倒壊等によるものであったことから認識をされ、これらに関する計画の重要性についても広く議論されてまいりました。

このような中におきまして、国は平成18年1月施行の改正耐震改修促進法によりまして、建築物耐震 化の基本方針の制定や、都道府県の耐震改修促進計画の策定義務化と市町村の同計画策定の努力義務を 示すなど、関係法規の整備等を通じて、地震における建築物の安全向上対策を推進してきたところでご ざいます。

また一方、県におきましては、平成17年3月に山形県公共施設等耐震化基本指針の策定、同じ年の12月の県有施設耐震化実施計画策定以来、順次県公共施設の耐震改修を計画的に実施するとともに、平成18年の法改正以来、平成19年1月には、山形県建築物耐震改修促進計画を策定いたしまして、県内建築物の耐震化の目標や方法等を提示してきたところでございます。

本市の耐震化の取り組みにつきましては、平成17年度から、市民に対する耐震化促進の啓発の一環として、県と合同で山形盆地活断層帯による地震や一般建築物の耐震化対策への理解促進に努めるとともに、町内会単位に「我が家の耐震診断」と称した個人住宅の無料での簡易耐震診断や説明会などをきめ細かく実施するなど、第一段階として啓発事業や市民も参画しやすい分野での取り組みを進めてきたところであります。

本市の耐震化に関する計画につきましては、今申しあげましたように、寒河江市公共施設耐震化検討委員会を設置いたしまして、国の指針に沿って、公共施設の耐震化を総合的、計画的に進める観点から検討を進めておりますが、御質問の市の耐震改修促進計画につきましては、寒河江市建築物耐震改修促進計画を今年度20年度中に策定すべく準備を進めているところでございます。

この計画において、今後の大規模地震の備えとして、建築基準法で抜本的に耐震設計基準が改正された昭和56年以前に建築された既存住宅、建築物、公共施設も含めたすべての耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本的な方向を示してまいりたいと思っております。

また、耐震改修のスケジュールでございますけれども、今後耐震診断を必要とする施設は、耐震診断を終了した市庁舎と中央公民館を除いて25施設であります。現在のところ、この25施設の耐震診断が終了しておらず、耐震改修を要する施設が不明な中で、耐震改修のスケジュールを決定することは困難であると思っており、今後耐震診断を実施して、結果が判明した段階で耐震改修のスケジュールを決定してまいりたいと思っております。

また、改正耐震改修促進法に基づき、国土交通大臣が定めた基本方針では、平成<u>27</u>年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を少なくとも9割にする目標が掲げられております。

市の公共施設の耐震化につきましては、今年度策定することとしておりますところの、今申しあげました寒河江市建築物耐震改修促進計画において、基本的な方向性を定めますので、今後財政状況も勘案しながら、目標達成に向けて努力してまいりたいと思っております。

しかし、改修に当たりましては、多額の予算が必要になりますので、西村山地方総合開発推進委員会を通じ、平成21年度の西村山地方開発重要事業として県などに対し、耐震工事に要する費用等への支援を強く要望したところであります。

さらに、全国市長会におきましても、公共施設の耐震診断及び改修、補強を推進するための財政措置 の充実を国に対して要望しておるところでございます。

以上申しあげましたけれども、今後はこの耐震改修促進計画をもとに、公共施設等については、市の耐震化検討委員会により進めることとし、一般住宅等につきましては、市民が計画的に行えるよう耐震化意識の啓発活動や情報の提供を行いながら、市としましても必要な支援策の検討を行うなど、総合的な耐震化対策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、フローラの問題についてお答えいたします。

振興計画や実施計画、予算の内示など、市政全般にかかわる政策的な課題については、議会側に協議会の開催を要請いたしまして、私市長みずからが説明し、御意見を伺い施策を決定してきたところでございます。

また、議員懇談会につきましては、議会において諸連絡事項の確認や情報交換等がなされていると理解しております。

毎月議会で開催されるところの懇談会に、市長として制度改正や補正予算等であらかじめ説明し理解 を深めていただきたいと思う案件があった場合は、担当者から議会に説明するため、懇談会の議題に加 えていただくよう要請しておるところでございます。

今回のフローラの問題につきまして、実施計画に掲載されていない場合は、全員協議会で市長が説明すべきでないかというようなお話のようでございますが、実施計画につきましては、御案内のように毎年3カ年のローリングで、振興計画に基づいた具体的な事業実施の計画を示すものでありますが、国や県の予算、市民の要望などいろいろな事情等により、実施計画と異なる場合が出てまいります。実施計画はあくまでも計画でございますので、実施計画と異なる事業を実施する場合、当初予算、あるいは補正予算を上程する中で説明させていただいておりますので、このことをもって全員協議会の必要性は考えていないところでございました。

次に、フローラの3階の改修部分の消防施設等云々について申しあげます。

フローラSAGAEは、もともとが消防法上百貨店等とされる建物でございまして、消火設備としては、スプリンクラーが整備されております。このたびの3階の改修に際しましては、既存の消防施設や空調設備の改修を伴わない形での改修を計画しているところでございます。

美術館の場合の消火設備といたしましては、万が一のときに美術品に水がかかるのを避けるため、スプリンクラー設備ではなく、ガスによる消火設備を備えているところが多いようでございますが、ガスによる消火設備の場合、使用されるガスが人体に対して影響を及ぼすものであり、ガスが外部に漏れないよう密閉する設備を施し、火災が発生した場合は、中にいる人をいち早く避難させ、中に人がいないことを認識した上でガスを放出させるようでございます。

さらに消火設備には、新たにボンベ室などの機械室を整備する必要があるということでございます。 フローラ3階の場合は、そもそも今申しあげましたように、百貨店としてのつくりのため、エスカレーターや天井、空調や換気設備を通してガスが漏れることが絶対ないようにできるのかどうか。また、新たにボンベ室などを整備しなければならないので、消火設備のスプリンクラーで対応することを考えております。

なお、ギャラリー開館中は、人を配置しまして、仮に火災が発生した場合は、スプリンクラーが作動する前に人による消火をすることも可能でありますので、美術品にはできるだけ水をかけないように対応してまいりたいと、このように思っております。

また、この改修関係の御意見を賜るところのチャンスを5月27日に設けたわけでございます。その際には、美術品の展示、あるいはそれがさらに創作活動に大きく強く反映して、展示意欲というものをさらに増してくるというようなことも出されまして、3階のギャラリー改修につきましては、出席者の方々からの賛成の御意見をちょうだいしたところでございました。

以上でございます。(終了の合図)

散 会 午後2時00分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成20年6月9日(月曜日)第2回定例会

出席議員(18名)																				
1	番	伊	B	藤		忠		男		議員			2番	7	5	Щ		;	忠	議員
3	番	ì	<u>t</u>			登	代	子		議員			4番	-	Γ	藤	吉	1/2	雄	議員
5	番	木		沼		孝		司		議員			6番		苋	井	輝	E	明	議員
7	番	オ	7	村		寿	太	郎		議員			8番	Ħ	鳥	田	俊	J	蕡	議員
9	番	셛	Ē	藤				毅		議員		1	0番	木	白	倉	信	-	_	議員
1 1	番	金	Ŷ Ŷ	木		贀		也		議員		1	2番	木	公	田		į	孝	議員
1 3	番	亲	f	宮		征		_		議員		1 -	4番	7	髙	橋	勝	7	文	議員
1 5	番	셛	Ē	藤		暘		子		議員		1	番音	J	H	越	孝	Ĩ	男	議員
1 7	'番	尹	ß	須				稔		議員		1	8番	石		Ш	忠	Į	義	議員
欠席議員(なし)																				
説明のため出席した者の職氏名																				
佐	藤	誠	六	Ħ	<u></u>			₽	₹			荒	木		恒	副		市	長	
大	沼	保	義	孝	攵	育	委	員長	Ē			片	桐	久	之	委		員	長	
佐	藤	勝	義	農	農業	美委!	員会	会長	<u> </u>			那	須	義	行	総選事	務課 挙管 務	t 長 (理委! 局	妍) 員会 長	
菅	野	英	行	糸	総 記	合 政	策	課長	Ę			丹	野	敏	晴	総財	合	心 政策 室		
奥	Щ	健	_	紅正	公 全) 政革	策誤 推進	果行則 監室長	<u>†</u>			尾	形	清	_	緃	合政 地 推	策課:	企業	
熊	谷	英	昭	私	兑	務	誃	Į Ę	Ę			安	彦		浩	市	民生	活言	果長	
柏	倉	隆	夫	3	ŧ	設	誃	₹₩	Ę			犬	餇	弘	_	建 都	市整	設 ፟ 備 ፮	課室長	
Щ	田	敏	彦	7. 打	を 性	緑· 進	せも 誤	らき	ř			佐	藤		昭		水			
安孫	行	政	_	農	豊	林	誃	見 男	Ę			犬	餇	_	好	商	工額	光記	果長	
秋	場		元	侵	建层	康 福	祉	課長	Ę			鈴	木	英	雄	会 (· 計· 兼):	管 理 会計	】者 課長	
那	須	勝	_	7	Κì	道 事	業	所長	Ę			今	野	要	_	病	院	事務	長	
芳	賀	友	幸	孝	攵	Ī	育	₽	Ę			兼	子	善	男		校教			
高	橋	利	昌	当	学 旨 其	校 算 推	教 : 進	育	ŧ			エ	藤	恒	雄	生 ス 振	温ポ 興	学 : 課	習ツ長員長	
片	桐	久	志	臣	监	查	委		į			兼	子	良	_	監事	査務	委局	員長	
清	野		健	農	豊	業 務	委 	員会	X X											
事務局職員出席者																				
鹿	間		康	哥	Ē	務	居	i -	₹			荒	木	信	行	局	長	補	佐	
渡	辺	秀	行	幺	忩	務	ŧ	直	Ĩ			大	沼	秀	彦	誵	事	主	查	

議事日程第3号 第2回定例会 平成20年6月9日(月曜日) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

伊藤忠男議長 日程第1、6月6日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成20年6月9日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要) E	質	問	1	í	答	弁	者
8	第5次寒河江市振	事業推進は広く	市民の声を聞き、市民	1 2	2番			市		長
	興計画について	のニーズに合っ	た施策を(寒河江市中	松	田	孝	-			
		心市街地活性化	ンセンター 3 階の改修に							
		ついて)								
		地産地消運動と て	:消費拡大の推進につい							
9	米飯学校給食促進	米飯学校給食促	進事業の展開について					教育	季	員長
	事業について	米飯給食の基本	的な考え方と目標につ							
		いて								
			「る地場産農産物の使用							
		状況について								
			忠場産農産物納入の仕組							
		みづくりと支援			_					
1 0	道路整備計画につ		した整備計画について	9 1	-			市		長
	いて		は地へのアクセス道整備	佐	藤	毅	ί			
		計画について	``~							
)活用による道路整備の							
4.4	= 歩 ガーション	促進について	ウェール	4 =	<u> </u>					_
1 1	高齢者福祉につい	高齢者の心の健		4 看 一	_	 +4		市		長
1.2	て 人姓の吟せ バラ		持、増進について	上	藤	吉 雄	Ė	—		_
1 2	介護保険サービス	施設介護サービ						市		長
	について		に対応する施設計画に							
1 3	バイオマス燃料へ	ついて む物竿を頂料と	こしたバイオマス燃料へ	2 🛊	Æ		\dashv	市		長
13	の取り組みについ		と	石	-	忠	,	רן ו		区
	の取り組みについて		に紀の環境问題ところに、本市における取り組	11	щ	心	`			
		み及び支援策につ								
<u> </u>		の及び文表をじり	V 1 C							

松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号8番、9番について、12番松田 孝議員。

〔12番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告内容に関心を持つ市民の声を踏まえて、以下通告順に従って、市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、フローラSAGAEの改修問題について伺います。

この問題については、私は平成18年3月議会の一般質問の中で、同施設の3階の使用勝手が悪いことについて取り上げ、改善が必要ではないかと提起をしています。当時、同館内で作品展示、開催するグループや諸団体、さらには作品鑑賞に訪れた方々から、展示場の使い勝手が悪いので何とか改善してほしいという強い要望があったからであります。また、私自身も作品鑑賞をした際、同じ感想を持っていました。

今回、さきの議員懇談会で示されたフローラSAGAEの3階の改修工事については、その経緯について不明瞭な点が多く、改修には手放しで喜ぶことができません。

まず、改修問題についての寒河江市の基本姿勢はどういうものだったのか伺います。

2年前は、必要ないと言い切っておいて、今回は大金を投じて改修するというのでは、一貫性がないと言わざるを得ません。どうも市長の気分や思いつきで市の施策が簡単に変えられてしまう、その場しのぎの行き当たりばったりという感じさえします。

佐藤市長は、これまで議会答弁の中で、現在のギャラリーホールについて、美術館的な機能とそれらの関連施設整備は十分施したと述べています。また、イベント広場は各種イベント会場であり、作品展示の際、現在使用している展示パネルの設備で十分だと言い切ってきました。

議会での答弁は、記録に残るものですし、それなりの重みがあるものです。今になって以前の答弁と 異なる見解を持つに至った経緯と理由を具体的に伺います。

佐藤市長は、3月議会での市政運営の中で、4万4,000の皆さんに不安や不信を与えることのないよう、健全な行財政運営と行財政改革の推進に努める考えを示しています。

しかしながら、寒河江市は、これまで福祉や教育、また市民生活に直接かかわる補助金の予算を削る一方で、最上川緑地公園など不要不急の事業に大金を投じてきました。今回また、6月議会の補正予算に、向こう3年間の実施計画や新年度予算にもなく、事前の十分な説明もないままフローラSAGAE3階の改修費用3,800万円を唐突に計上してきました。これまでの借金を市民につけ回して、市民や職員に負担と犠牲を強いる行政改革を強行しておきながら、寒河江の歴史や文化とはどう見ても縁やゆかりがあるとは思えない一個人の作品の常設展示場をつくるために、改修工事費3,800万円もの税金を投入するとは、私には理解できないのであります。

改めて投資効果などを精査した上で、来年度以降の実施計画にのせるか否かを検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、山形県では、今年度から米飯学校給食促進事業を開始します。そのことと関連して、寒河江市でも地産地消の取り組みを一段と充実させ、消費拡大と自給率向上を図ることについて伺います。

地産地消は、生産者にとっては流通コスト削減、新たな販路先の確保による所得の向上、さらには鮮度が維持されることで、食味の評価も高まるなど、農業振興と地域経済の活性化が図られます。消費者にとっても、新鮮で安全・安心で、しゅんの農産物を身近に求めること、さらには、これらの食材を利用することで日本型食生活も見直され、自給率も高まることが期待されています。

そこで、第一に、本市の目標である地産地消を進め、消費拡大を目指すとした取り組みもより加速させるべきと考えますが、具体化に向けての取り組みを伺います。

第二に、農産物直売所などへの支援体制について伺います。

現在、全国的に地産地消と消費拡大の推進母体として、それぞれの地域で農産物直売所が大きな役割を果たしてきています。本市においても、徐々にその傾向が高まってきており、農家の生産力と活力が

みなぎってきています。これらを支援し持続させることで、地場農産物の評価と販路も拡大していくも のと考えます。

そこで、農産物直売所で販売する野菜などを、学校給食を初め、公的施設で積極的に利用することや、 観光関連施設の飲食店などへの積極的な利用誘導策なども具体化に向けて検討すべきと考えますが、市 長の見解を伺いたいと思います。

第三に、学校や病院などの大口需要先の地場産ニーズが高まっているこの時期に、新鮮で高品質な野菜、果物を安定的に供給できる地産地消対応型園芸産地を形成し、その生産拡大に向けた指導と支援を検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

第四に、米飯学校給食促進事業の展開とそれにかかわる今後の対応について伺います。

県は、年間を通じて安定供給が可能な主要穀物の米を中心に、全国初の取り組みとして、新たに米飯学校給食促進事業を創設し、その一体的な利用を促進させ、県産農産物の消費拡大と日本型食生活の定着促進を促しています。このことで、米生産農家からは、学校給食の利用拡大は、将来の米需要の拡大につながるとして歓迎の声が上がっています。

そこで、寒河江市の米飯給食を拡大していくための基本的な考え方と、米飯給食推進事業の到達目標を伺います。

第五に、文部科学省2005年の資料によると、学校給食で使用する食材に占める地場産の割合は、現状で2割程度にとどまっています。野菜などの食材購入時に、地元産地を全く指定してこなかった施設も多くあり、これが地場産の利用率の低下の要因となっていることを指摘しています。

本市では、食材の仕入れの際、どのような基準を設け購入されているのか伺いたいと思います。また、 地場産農産物活用状況、自給率は、どのような状況か伺いたいと思います。

第六に、米飯給食の改善について伺います。

現在、寒河江市は、米飯給食の際、自校炊飯を行う3校を除いて、業者が御飯を炊いて各学校に配送する委託炊飯方式を実施していますが、この方法では、生産地の所在不明や大口炊飯で食味のばらつきなど、さらには、搬送による保温、味の低下もあり、子供たちにとって給食でおいしい御飯を食べてもらうという本来のねらいからは外れていると考えます。

これらの解決策として、自校炊飯方式を検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

さらに、生産者や農産物直売所からの食材供給についてであります。

新鮮で安全・安心な地場農産物を学校給食の食材として活用するよう求めてきましたが、食材の価格 や調達などさまざまな課題が山積し、その広がりが乏しい現状にあるように思います。

これらを解消する手だてとして、現在各学校へ広く普及を進めている地場産給食の日や郷土料理の日などを拡大し、これらの独自の取り組みに対して、栄養士へ野菜の品目、収穫時期、生産量などきめ細かな情報提供などの連携を図ることで、生産者が学校へその食材を的確に納入ができるシステムを構築し、地場農産物の利用拡大の促進を図るべきと考えますが、教育委員長の見解を伺って第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、フローラSAGAEにつきましては、市が建物を取得して、その利活用を検討した際に、市民の御意見を踏まえ、3階を美術館的に整備することを検討したところでございます。

しかしながら、美術館となれば、年に何回か入れかえをしながら常にすぐれた作品を展示する必要がありまして、その対応ができないことから、イベント広場とギャラリーホールとして利用した経緯があり、現在に至っているものでございます。

御質問は、以前3階の改善は考えていないと答弁したのに、なぜこのたび改修することにしたのかということでございますが、2年前の議員の御質問には、イベント広場やギャラリーホールとしては、必要な整備を施し、フローラなりに活用できるようにはしているとお答えしたところでございます。

この3月に、本市で個展や絵画教室を開いた郷間正観先生から、駅自由通路に絵を寄贈していただきましたが、その際に本市の芸術文化の振興のために、御自身の数多くの作品やコレクションを年何回と入れかえをしながら、一部は無償で提供していただけるというお話をいただいたところであります。こ

の郷間先生の御厚意によりまして、フローラ3階の美術館的な利用が可能となり、市民にすぐれた芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、市民に対して自己の作品を美術館的なイメージの中で展示発表する場を提供することで、創作意欲が向上し、本市の芸術文化の振興が図られると考えたところであります。

また、中心市街地に芸術文化の拠点を整備することによりまして、駅自由通路のステーションギャラリーから駅前広場のモニュメントや街中にあるブロンズ像が線で結ばれ、さらに黒川紀章先生が設計した市庁舎、岡本太郎先生の「生誕」へとつながり、芸術と都市施設が融合した都市空間が形成され、第5次振興計画の将来都市像、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」の実現に大きく前進するものと考えたところであります。

さらに、国の補助制度であるまちづくり交付金事業の対象にできるという県の回答がありまして、この機会をとらえまして、フローラ3階を改修いたし、芸術文化の拠点の一つとして美術館的なイメージの市民ギャラリーを整備することとしたものであります。

次に、フローラの改修を先送りすべきではないかという御質問でございますが、この改修について、 先日市の芸術文化協議会の総会においてお話し申しあげましたところ、大変喜んでいただいたところで ございます。また、市内の芸術文化関係団体の代表の方や、現在3階を利用している方に対しまして、 担当が改修について説明したところ、設計に対する要望が多く寄せられたと聞いておりまして、芸術文 化関係の方は改修を待ち望んでいるものと思ったところでございます。

さきに申しあげましたが、郷間先生の御厚意をいただいていること、また今年度国の補助対象にできること、さらに何よりも市民が待ち望んでいることから、ぜひ今年度に実施したいと考えているところでございます。

次に、地産地消運動と消費拡大の推進ということでの御質問がございました。

初めに、地産地消を進め、消費拡大を目指すとした取り組みを加速させるべきと考えるが、具体化に向けての取り組み状況をお尋ねすると、こういうことでございますが、地産地消については、地元生産者の顔が見える、消費者ニーズに合ったところの新鮮で安全・安心な農産物を提供するもので、消費拡大や食糧自給率の向上にもつながるものと考えております。

これまで、平成14年の11月に農産物の地産地消の推進を図るため、県、市、教育委員会及びさがえ西村山農協、それから各生産組織などの農業関係団体及び寒河江市商工会、寒河江料理飲食業組合等の商業関係団体、並びに寒河江市食生活推進協議会などの消費団体で組織しますところの寒河江市地産地消消費推進協議会を設立いたしまして、平成19年3月には、寒河江市地産地消推進計画と策定し、その取り組みを推進してまいったところでございます。

その具体的な取り組みといたしましては、地元農産物、食材の利用促進を図るため、学校給食や保育食などにおける「地産地消給食の日」の実施や、地元旅館等におけるつるり里芋など、しゅんの地元農産物を使ったおもてなしを行っていただいております。

また、地元農産物のPRと消費拡大を図るため、生産者と消費者の交流事業として、農業と物産まつりでの農産物直売会の実施、全国つるり里芋フェアの開催及びさがえ西村山農産物安全安心対策推進会議によるところの生産者と消費者の食と農の交流会の開催、並びに西村山地区農村生活研究グループ協議会によりますところの地元農産物の消費PRと直売活動を行う西村山手づくり市を開催していただいております。

さらに、寒河江市地産地消推進協議会を中心にいたしまして、生産者組織及び消費者団体との連携を図りながら、本市にあるところのJAファーマーズマーケット、JAアグリ寒河江店直売所、新たにオープンしたところのJAさがえ西村山アグリランド産直センター、さらには、生産者組織などで設置しているところの農産物の直売所の利用を促進いたしまして、地産地消の推進に努めているところでございます。

今後におきましても、消費者の安全・安心志向が高まる中、地産地消に対する消費者意識の高揚に努め、また行政及び農業、商業、消費者の各団体が連携を図りながら、寒河江の農産物を生かした新たな商品の開発、お菓子であろうが、みそなどであろうが、地域食材の掘り起こし、新たな料理レシピの開発、郷土料理等々などの研究、検討を行いまして、これまでの取り組みを拡充してまいりたいと考えてございます。

次に、農産物直売所で販売する野菜など、学校給食を初め公的施設で積極的に利用することや、観光 関連施設の飲食店などへの積極的な利用誘導策についてのお尋ねがございました。

現在、学校や病院においては、地元産の農産物、いわゆる食材を優先的に使用していただいておりまして、学校給食については、市が負担を行い、米飯給食に地元産米のはえぬき 1 等米を100%使用していただいております。

また、JAさがえ西村山アグリランド産直センターなどの直売所で販売する農産物の利用については、 学校給食では、定められた日に定められた量を確実にかつ安定して納入できることが重要であることから、その生産体制の確立や可能性について、アグリランド産直センターの販売農家で組織する運営協議会、にしむらやま直売組織連絡会及び関係機関等で検討していかなければならない課題であると考えております。

それから、観光関連施設の飲食店などへの積極的な利用誘導策につきましては、現在ホテル・旅館等において、つるり里芋を使った芋煮の提供など積極的に行っていただいておりまして、利用客からも大変好評と聞いておりますので、直売所においても、本市の特例作物であるつるり里芋を初めといたしまして、ツルムラサキとか、あるいは秘伝枝豆、そしてネギなどしゅんの食材の提供について、農協及び産直組織等と検討してまいりたいと考えております。

次に、学校や病院などの大口需要先の地場産品ニーズが高まっている時期に、新鮮で高品質な野菜・果物を安定的に供給できる地産地消対応型園芸産地を形成しなくてはならないのではないかと。そして、生産拡大に向けた指導強化、あるいは支援を検討すべきじゃないかというお話でございますけれども、産直施設の魅力である年間を通した新鮮で安心・安全な農産物の提供を行うには、新たな出店農家の確保や栽培面積の拡大及び新たな農産物の栽培など、生産体制の確立が必要であると考えております。

4月にオープンしたJAさがえ西村山アグリランド産直センターの会員、これには出店者が230余名いらっしゃるようでございますけれども、アグリランド産直センターには、出荷販売を行っていないところの小規模の生産農家も含まれており、農協では、会員に対して新たな作物の作付を推進するため少量多品目の研修会、栽培指導も含めまして研修会を開催して指導を行っております。

また、野菜につきましては、柴橋、高松地区において、新たに地産地消野菜栽培の組織づくりの動きがありまして、仮称平塩落衣野菜組合では、農産物直売所へ地元の農産物を販売することを目的といたしまして、転作田へのハウス整備を平成20年度、今年度の新規事業である県の集落営農参加型園芸緊急拡大推進事業で整備することについて要望を行っているところでございます。

今後、県なり、あるいは市、農協、生産組織が一体となりまして、女性の新たな就農も視野に入れた 地産地消に向けた野菜等農産物の生産体制の確立が図られるよう、有利な補助事業を活用した施設整備 等の支援及び指導も行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

教育委員会へのお尋ねにつきましてお答えをいたします。

初めに、米飯給食についての基本的な考え方について申しあげます。

御飯は、いろいろなおかずと組み合わせやすく、成長期にある子供たちに栄養のバランスのとれた献立を組みやすく、また、私たち日本人にとって最も理想的と言われている日本型食生活の普及定着に有用であり、地産地消や食育推進の上でも意義のあることであると認識しております。

その一方で、学校給食は、子供たちが食の多様性を理解し、望ましい食習慣を身につけることや、食を通してその地域の自然や歴史、文化への理解を深めるなど、さまざまな教育的目的を持って実施しております。

このため、献立を作成するに当たっては、伝統料理や季節の行事にちなんだ料理、新しいメニュー、 さらには世界の国々の料理など、できるだけ幅広くさまざまなメニューを取り入れながら教育効果が上 がるよう、なおかつ季節感のあるおいしく楽しい給食になるよう努めています。

このようなことから、現在本市では、毎週月・水・金の週3回に加えまして、毎月1回火曜日もしくは木曜日に米飯給食を実施しておりまして、週当たりでは3.25回実施ということになっております。そ

れ以外は、パンや麺類、パスタなどを主食にした給食を実施しております。

御案内のとおり、県では今年度から新規事業として米飯学校給食促進事業をスタートさせたところであり、この取り組みを通じて、子供たちが国内外の食糧事情や農業などについて学び考えることや、我が国の食文化への関心が高まることが期待され、食育推進の観点からも意義あることだと認識しております。

このようなことから、本市といたしましては、先ほど申しあげましたような教育的な目的の達成に努めながら、今年度は3月までに10回を目途に米飯回数をふやし、週3.5回の実施体制にしてまいりたいと考えております。

次に、米飯回数の増に伴う米の供給体制の整備について申しあげます。

給食用の米につきましては、山形県米飯学校給食における山形県産自主流通米供給実施要領に基づきまして、全農及び山形県学校給食会を通じた安定した供給体制が構築されており、必要量は十分に確保できることを確認しております。

次に、学校現場との調整の進め方について申しあげます。

学校給食は、各学校単位で運営されているため、校長会に説明をし、この事業を実施することについて承諾を得ております。また、献立作成や保護者への周知等、具体的な内容について、学校栄養士を初めとした関係職員との協議を進めているところであります。さらに、本市農林課を初め、関係機関との十分な連絡調整を図りながら準備を進めているところであります。

次に、食材の購入に際しての基準について申しあげます。

このことに関しましては、文部科学省が示している学校給食衛生管理の基準において、一つ、過度に加工したものは避け、鮮度のよい衛生的なものを選択するよう常に配慮し、有害なもの、またはその疑いがあるものは避けるよう留意すること。二つ、有害な添加物はもとより、不必要な食品添加物が添加された食品、内容表示、消費期限、品質保持期限、製造業者等が明らかでない食品、材料の内容が明らかでない半製品等については、使用しないようにすること。三つ目として、関係保健所等から情報提供を受け、感染症、食中毒の発生状況に応じて、食品の購入を考慮することとされておりますが、農産物については特に示されておりません。

このため、農産物納入業者の選定に当たっては、いかに安全・安心な食材を、各学校が必要とする日に必要な量を確実に、なおかつ安定して納入できるかどうかということを要件としております。

次に、学校給食の食材として使用した地場産農産物の品数について申しあげます。

平成19年度におきましては、米を初め野菜は大根、白菜など13品目、果物はさくらんぼを初め7品目となっております。

次に、地場農産物の使用状況について申しあげます。

地場産の農産物は、新鮮で安全・安心であり、学校給食の食材として活用し、地産地消を推進することは、子供たちに地域の基幹産業である農業、農産物への関心を高め、郷土を慈しむ心、感謝の心をはぐくむとともに、食の安全や健康問題、社会とのかかわりについて学ぶための大切な機会の一つととらえております。

このようなことから、生産者及び生産者の組織を取りまとめるJAさがえ西村山とは、毎年年間の共同購入計画について事前打ち合わせを行いながら、円滑な納入に努めておりますし、各学校が個別に地元の八百屋さん等から購入する場合にも、できるだけ地場産のものを納入してもらうよう要請しているところであります。また、献立の面においても、毎月「郷土料理・特産物を味わう週間」を設けまして、地場産の農産物や加工食品を取り入れた給食を実施しております。

このように、学校給食用の食材の購入に当たっては、できるだけ地元産のものを購入するよう努めているところであります。

地場農産物の使用割安に関する調査は、県が市町村教育委員会に対して学校給食における状況について実施しております。それによりますと、本市の場合、野菜については県内産使用率が平成17年度39.5%、18年度は24.1%となっておりますが、これはこの調査が6月、11月及び2月の第3の週の5日間という地場産が少ない限られた期間を対象としたものであり、その期間にどのような献立が組まれるかということとも関係しているのではないかと考えております。

果物につきましては、ミカン、バナナを除くと100%となっております。また、米飯用の米について

は、全量寒河江産のはえぬき1等米を使用しております。

今後とも、本市地産地消推進協議会との連携を図りながら、地場産農産物の利用拡大に努めてまいりたいと考えています。

次に、自校炊飯方式について申しあげます。

本市では小学校11校中、醍醐、幸生、田代小学校の3校が自校炊飯であり、それ以外の8校は、児童数に伴う調理に要する時間、調理室のスペースなどの関係もあり、業者への委託炊飯方式をとっています。

委託業者の炊飯作業は、適切に管理された作業工程で炊き上げるため、食味は安定しており、また専用の保温ケースできっちりと保温されて各学校に配達されるため、温かい状態で食べることができるようになっています。また、米については、寒河江産のはえぬき 1 等米を100%使うようにしているところであります。

このため、御飯については児童から好評を得ており、特に問題はないと考えておりますので、新たに 自校炊飯方式を導入する考えはありません。

次に、生産者が野菜などを直接納入できるシステムの構築について申しあげます。

学校給食用の食材を納入する業者には、安全・安心な食材を、必要な日に必要な量を確実に納入できることが求められております。このようなことから、地産地消推進の面から、生産者及び生産者の組織を取りまとめるJAさがえ西村山とは、毎年情報交換を行いながら円滑な納入に努めております。

御質問のように、生産者が食材を学校給食に直接納入するためには、一定品質のものを必要量確保し、確実に配達することができるような仕組みであることが必要になりますので、今後関係機関との連携を図りながら、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございます。

早速2問目に入らせていただきますけれども、このフローラの改修の問題ですけれども、佐藤市長は厚意に甘えて整備するようですけれども、実際これまでのいろいろな佐藤市長が言ってきたことを見ますと、チェリーランド一つをとってみても、三角ドームの施設、あれもやはり片桐氏からチョウをいただいて、寄贈いただいたことによってそれを施設整備して、そこに鑑賞を目的にしたり、あるいは市民ギャラリー的な施設整備をやってこられました。

そういう関連でありますけれども、実際そういう施設を見ますと、今この施設は逆に閉鎖している状況なんですね。それで現在もあの施設の中にはチョウも保存されていますけれども、逆に物置状態です。ですから、そういう芸術や文化に関することに一貫性がないと私は見ているんです。郷土館にしても、予算を大幅に削減することによって土日の開館をしたり、そういうそこそこの対応で、一貫性で芸術文化を継承していくという関連性がほとんどないんです。

ですから、今回第5次振興計画の中で、いろいろ具体的に芸術文化の振興を図るということで言っていますけれども、実際その目的とやっていることと随分かけ離れた状況にあります。

ですから、そういうものなので、この厚意に甘えて大金を使うということは、私は今回は見合わせる べきだと、こう思います。

そして、市民からは、展示される方は、確かに施設整備されて、自分の作品を新たな場所に設置するということは、非常に好ましいことだと思っております。ただ、やはりこの常設することにおいてどうなのかなと思うんです。

きのうも山形のナナビーンズにも行ってきましたけれども、あそこも寄贈されたもの、こけしなども展示していますけれども、ほとんどお客さんがいないんです。25万の山形市民がおるのですけれども、ほとんど鑑賞していない。それが、やはりその中心市街地の活性化対策の一つで設けたわけですけれども、結果的に利用がされていないということであります。

ですから逆に考えれば、活性化を図る目的であれば、もう少しこのフローラ全体のことを考えて活性化を図るべきだと思います。フローラの地下から1階、2階へのお客さんの年間の数字を見てみますと、16年度で68万9,900人だったのが、昨年度は54万1,000人という形になって、マイナス15万人ぐらいこの間でなっているんです。そういう実態をもう少し具体的に改修する手だてが私は必要だと思います。部

分的な改修でお客さんを誘客するというのは、私は困難だと思いますけれども、それが最優先課題だと 私は思いますけれども、この辺について、市長の再度見解を伺いたいと思います。

それから、この常設展示場に対してもう少し企画展などを含めて、本来ならば計画するべきだと思いますけれども、今回平塩の熊野神社の木造の十王坐像なども今京都で展示開催していますけれども、こういうものを常設でなくて企画展を含めて、そのためにはある程度そういう催しをするための予算措置、これがないとやっぱり企画展というかいろいろな事業をするにもできないんですね、実際。ですから、こういうこと、常設よりも企画展をするための予算措置をもう少し十分な対応、全体的に予算措置を講ずるべきだと思いますけれども、この辺についても市長の見解を伺いたいと思います。伊藤忠男議長 松田議員。残り時間、配分考えてください。

松田 孝議員 それから、今回の学校給食の米飯給食の促進事業については、いろいろな事業があるんですね。

その中で、今、米粉を使ったパンの取り組みとかうどん。さまざまな企画が今なされております。そして県の事業の中にも、そうした取り組みに対して補助事業もメニューとしてあります。米粉を使ったパンを学校給食などにもふれ込むような、いろいろな努力も私は必要だと思います。

ですから、今回米粉化の機械の導入について補助事業メニューありますけれども、これらも希望者を 募って、これらの事業を展開することも必要だと思いますけれども、これらの取り組みなども具体的に 検討すべきだと思いますけれども、これも含めて見解を伺いたいと思います。

あと、教育委員長に伺いますけれども、地場産の農産物を提供するというのは、ある程度規格に乗ったものを提供しなくてはならないというのは一つの条件であります。

ですけれども、今産直などを見ていましても、ある程度規格は整っていますけれども、相当ばらつきがありますよね。そこをやっぱり調理師たちの協力とか、学校関係者の協力で解消して、大きさがまちまちでもそういう食材を使うということを基本的にしていただきたいと思います。

子供たちにとっても、ある程度ばらつきがあっても、それが食卓に出ればいろいろな考え、子供たちに食育の一つの基本的な問題も、基本的にいろいろ考えることもできると私は思っています。

ですから、規格品は結局調理師さんの作業性の面だけで、本当においしいものを安心して提供できるという体制になっていないのですから、その辺よろしくお願いしたいと思いますけれども、その辺について御見解ありましたらよろしくお願いします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 美術館とかギャラリーにいたしましても、博物館にしましてもしかりだと私は思っておりますけれども、やっぱり1回限り見てああもうたくさんだというような場合と、いや何回も同じものを見ても、また見に来たいなというものもあるかなと思っております。

でも、全体としてはいろいろ入れかえをしたりしまして、そのための多くの作品を抱えておることが必要だろうかなと、このように思っております。そうでなければ、見る人も言葉は何ですけれども飽きてくるとか、あるいはまだ同じものが展示されている、飾ってあるというようなことになりかねないと、このように思っております。そういう意味での工夫というものは、私は必要だろうと思っております。

そんなことを考えますと、改修をした当初というのはよいのでございますけれども、長い期間がたちますと関心が薄れてきまして、来館者も減少することもあろうかなと、このように思います。

それで、郷間先生は数千点もの作品とコレクションを所有していると話されております。なおかつ、現在も精力的に創作活動を続けられておりまして、その作品等を年何回かと入れかえをしながら展示していただけるというお話でございますので、新しい作品が次々に展示されまして、そういうことになりますと、関心が薄れるというようなことも考えていないところでございます。

また、改修後の市民ギャラリーの利用につきましては、これまでは各個人、団体等がイベント広場やギャラリーホールの空き状況というものを見まして、個々に利用されてきたのが大半でございます。今後は、芸術文化関係者、あるいは利用者によるところの運営協議会というものを組織いたしまして、使用時期の調整やら、あるいは合同の利用、企画展の開催などについて協議しまして、より多くの利用をしていただけるように進めていきたいと考えております。

フローラをいつ訪れましても、すぐれた芸術作品を常に鑑賞できるように、そして市民によるところのいろいろな展示、あるいは発表というものが数多く行われるようにすることで、市民や本市を訪れる

観光客というものも誘引してにぎわいをつくり出していくと。今ナナビーンズの話がございましたけれども、山形の人口でさえそれでございますから、寒河江は人口は少なくございますけれども、にぎわい、あるいは潤いのある、そしてまた美しいまちづくりと一体となって、寒河江の芸術文化に対するところの気持ちというところが市民にも、そしてまた訪れる方々にも伝わるようにしていきたいなと、このように思っております。

それから、米粉の機械化の導入というようなことでございますけれども、県が現在、米飯学校給食促進事業で行うところの米粉化機械の導入支援についてでございますが、本年度はモデル事業として2件分を予算化いたしまして、現在詳しい実施要綱などを策定中ということを聞いております。

今後、内容を確認しながら、関係者へ周知しながら取りまとめていきたいと、このように思っている ところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 規格外のものも取り扱ってはというようなお尋ねと思いますが、ちょっと担当の 者に答えさせたいと思いますが。

室長の方でよろしいですか。お願いします。

伊藤忠男議長 高橋指導推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 先ほど議員からございました御質問にお答えいたします。

地場産の規格にばらつきがあるということにつきましては、確かにそういった実態があろうかと思いますけれども、積極的に、先ほどの答弁にありましたような内容を安定的に学校に納めることができればということを前提にしながら、そういったことが可能であれば積極的にそういった部分の、規格については余りこだわらずに利用していきたいというふうに考えておりますし、実際に学校現場では、学校園でつくっている野菜等、これらを学校給食に利用している学校もございます。

当然のことながら、その規格にはばらつきがございますし、そういったさまざまな規格の中で自分たちの食を豊かにしていくということも一つの教育でございますので、そういった対応をこれからもしてまいりたい。

加えて、調理師さんたちも非常に柔軟にその辺は対応してくださるものというふうに考えております。 以上でございます。

佐藤 毅議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号10番について、9番佐藤 毅議員。

〔9番 佐藤 毅議員 登壇〕

佐藤 毅議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また南部地域住民から寄せられた御意見や要望を踏まえ、質問いたしますのでよろしくお願い申しあげます。

平成20年度がスタートしてはや2カ月が過ぎました。この間、道路特定財源の暫定税率が期限切れとなり、道路整備を必要とする知事や市町村長は大変心配したものと考えられます。

本市の20年度の市政運営方針で、道路や橋梁、自歩道の整備による安全確保、降雪期間における交通機能強化など道路特定財源の維持・確保は必要不可欠のものとなっております。道路特定財源の暫定税率の維持や地方道路整備臨時交付金制度の継続を強く要望したことなどもあり、暫定税率が1カ月間の失効で終わり、5月から暫定税率が復活され、当初予算のとおり、地方の道路整備ができるようになりました。そこで、道路整備計画について順次質問いたします。

通告している環境に対応した整備計画についてお伺いします。

最初に、市道島高屋線の踏切改良の件であります。

通称マツダ自動車の踏切、この踏切を含む道路の整備経過を一部お話ししますと、今から35年前の昭和47年に、当時市道の石田高屋線、石田を起点として島を経て高屋までの約2.5キロメートルの道路で、市道を農道に切りかえて国の補助事業として整備したものであります。

当時は交通量も少なく、幅員 4 メーターから 5 メーターでも、その時代にしては広く感じたものでありました。その後、陵南中学校が落衣に建設されたことにより、南部地区の子供たちの通学道路が途中から接続整備されました。昭和58年には市民浴場がオープンされ、さらに交通量が増しております。また、土地開発公社が島北地区に住宅団地を造成し、あわせて前後の道路が一部改良され、道路幅も大分広くなっております。そして、南部小学校も現在地に新築移転いたしました。また、この時期に幸田地区の土地区画整理事業がなされ、若葉町、姥石踏切へと道路がつながり、大変便利になってきました。さらに、本市の一大事業であります寒河江駅前中心市街地整備事業が、全国で類を見ないJRの駅舎移転と踏切改良などが完成したことにより、本町から直通で島、南部に通過できるようになり、地域住民は大変喜んで感謝しているところであります。

しかし、便利になったことにより、通勤者の車やほかの車の往来が大幅に増加しました。特に朝は通勤者の車と南部小学校児童の通学、そして陵南中学生の通学時間と重なります。通学道路には狭い歩道がありますが、残念ながら踏切で歩道が寸断されており、踏切を通過するには狭い車道に出て通り抜ける必要があり、非常に危険な状況になっております。

踏切の改良については、南部地区町会長連合会から数年前に要望書が出されていると思われます。また、市長と町会長との語る会でも話し合われていると思われますが、このことに対してこれまで取り組んだ対応をまずお伺いいたします。

次に、南部地区の生活環境の変化に対応した道路整備についてお伺いします。

南部地区は本市の玄関口として、また県都山形への通勤通学の利便性がよい位置にあることから、昭和30年代から多くの人たちが移り住むようになりました。そのことから一時銀行の支店や日用雑貨、食料品などを扱うスーパーも2店舗、その他の商店などもあり、非常に住みやすい環境でありました。

しかし、車社会の発達などにより銀行の支店、スーパーなどが閉店いたしました。そして、昨年秋に南部地区に唯一残っておりました食料品スーパーも突然閉店いたしました。今、南部地区の人口は約1,700世帯、5,500人が住んでおり、地区内には老人世帯も多く、また自動車も乗れない人もおります。地区内には八百屋、肉屋さんなどがありますが、日用雑貨、食料品の買い出しは、南部地区から最も近い市内横道にあるスーパーに自転車や歩いて買い物に行くようでありますが、スーパーまでの道路、通称鯉屋道路、都市計画道路落衣島線でありますが、道幅が狭く、また片側にはコンクリートの用水路があり、非常に危険な状況にあります。

地域の人たちが、安全で安心して買い物ができる道路整備が必要と思われますが、現在の整備計画の 有無についてお伺いいたします。

次に、通告している最上川寒河江緑地へのアクセス道整備計画についてお伺いします。

最上川寒河江緑地につきましては、南部地区民はもとより、多くの市民が関心を寄せているところであります。また、早期完成を望んでおるようです。

しかし、最上川寒河江緑地は、幹線道路から遠く離れて奥まっており、市民の人たちは、この寒河江 緑地整備事業がどのようになっているのか知ることができないのではないかと考えられます。

そこで、市民に周知することも行政の仕事と思われますが、アクセス道の整備計画についてまずお聞きいたします。

今、最上川寒河江緑地までの道路は、旧国道112号の皿沼地区から入る道路と、島の泉蓮寺西側を通る2方向の道路で、余り広くない道路2本でありますが、どちらの方がメーン道路になるのか、将来には大型バスも来るようになると思われます。

そこで、今考えられる計画幅員は何メートルか。また、アクセス道路の完成年度はいつごろになるのか。そして、市民に対しての周知方法などがありましたらそのことについてお伺いします。

次に、通告している土地開発公社の活用による道路整備の促進についてお伺いいたします。

木の下土地区画整理事業は、本市の一大事業として優良な宅地の造成と都市計画道路落衣島線の整備、それから、都市計画道路下釜山岸線の整備など、さらに地区内の住環境の整備が目的と聞いております。 都市計画道路の落衣島線が、西根小学校前通りから県道天童街道まで本年開通するなど、着々と整備が進んでいることはうれしい限りであります。

しかし、本市の実施計画によれば、木の下土地区画整理事業と都市計画道路下釜山岸線の完成年度が 平成24年度となっておるようです。

今、目まぐるしい社会の変化、住民の多様なニーズに対応するには、早急な事業の完成が必要であり ます。

そこで、木の下土地区画整理事業地区の早期完成を図るには、都市計画道路落衣島線の開通だけでなく、同じ都市計画道路の下釜山岸線で市街地と結ぶことが大変重要で、早急にする必要があると考えます。そこで何らかのアクションをすることが必要であると思われます。

また、都市計画道路下釜山岸線の地権者となる人たちの中には、お年寄りの人もおり、早く話し合いをし、この人たちの安全で安心な行き先を考える必要があると思われます。

これらのことを考えますと、早急に進めるには、土地開発公社の活用を図ることが必要であると考えられますが、市長の見解をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 道路整備計画について何点かございました。お答えいたします。

まず、旧国道112号のマツダ自動車から入った市道島高屋線のJR左沢線島踏切の拡幅についての御質問でございますが、市道島高屋線につきましては、交通量の増大や通学路としての安全確保のため、地区の道路拡幅整備の要望を受けまして、昭和59年から61年ごろにかけて道路整備を実施しておるわけでございます。

当時においても、踏切拡幅についてJRと協議したところでございますが、踏切の拡幅は難しいということで、道路わきの用排水路にふたかけを行い、列車通過や車が踏切を横断している場合に、歩行者が踏切の前で待機できるようなスペースを確保した歩道整備を行ったところでございます。

また、寒河江駅舎を移転した平成13年にも、踏切拡幅についてJRに打診した経緯がありますが、JRでは、電車の通行上の安全対策として、近接している踏切をできるだけ廃止したいということでありました。

御質問にありましたように、南部地区町会長連合会初め、南部小学校PTAからも踏切の拡幅について要望が出されているところでございます。

それで、拡幅につきましては、構造上の問題などもあるわけですが、そのことよりも、近くに南寒河 江踏切があることから、危険であれば廃止すると、こういうふうにJRから言われかねないということ を要望者に申しあげてきたところでございます。 そのようなことで、この踏切は課題となっているところではありますが、歩行者の横断に当たっては、 これまで同様に歩道の待機スペースで、踏切と道路状況の安全を十分確かめて横断していただきたいと 考えておるところでございます。

それから、市道浦小路高屋線、通称鯉屋道路の高屋から高速道路側道までの区間の整備についてでございますが、市道浦小路高屋線につきましては、内回り循環線の一部として、県道元町高屋線、いわゆる五一ラーメンの交差点から高速道路の側道までの区間を整備いたしたものでございます。

御質問の区間につきましても、都市計画道路落衣島線として決定しているところでありますので、拡幅整備につきましては、本市道路網整備の緊急性や優先度などを考慮しながら、順次整備してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、最上川の寒河江緑地へのアクセス道路整備計画についての御質問にお答え申しあげます。

最上川寒河江緑地は、隣接するチェリークア・パークや最上川フットパスの散策路と一体となった最上川沿岸スポーツレクリエーション基地として、スポーツの振興はもとより、地域の活性化に結びつくものでございます。現在、多目的水面広場の遮水工事を継続的に行っており、広大な水面広場の全体像が姿をあらわしつつあるところでございます。

御質問にございました最上川寒河江緑地へのアクセス道路のルートにつきましては、県道皿沼河北線、いわゆる旧国道112号から入る市道皿沼島線からのルートが一番よいのではないかなと、このように思っております。この市道皿沼島線の幅員は、現在約5メーターから6メーターでございまして、狭い場所では大型車のすれ違いは難しいと思われるため、待避所を設ける必要があると考えておるところでございます。当面は、堤防に上がるところについての改良工事と、県道皿沼河北線からの入り口の隅切りを予定しているところでございます。

次に、都市計画道路下釜山岸線の整備促進を図るために、土地開発公社を活用する必要があるのではないかとの御質問でございますが、下釜山岸線につきましては、内回り循環線の落衣島線から中心市街地を結ぶ幹線道路として木の下土地区画整理地内は、土地区画整理組合が施行いたしまして、七日町通りから中央通りまでは市の直轄事業として平成18年度から整備を進めております。

組合が施行しているほなみ団地内の落衣島線から七日町通りまでにつきましては、今月末には開通する予定となっております。

そして、市の直轄区間の整備につきましては、七日町通り側から着手しておりまして、現在寒河江小学校前の通りまでの区間の用地買収、そして物件補償に取り組んでいるところでございます。この区間につきましては、平成21年度に完成させたいと考えているところであります。

寒河江小学校前の通りから中央通りの区間については、平成22年度以降の着手となることから、昨年12月に用地を御協力いただく地権者の方々を訪問し、事業計画や進捗状況、今後の進め方について説明いたしまして、地権者の事情や要望を聞きながら御協力をお願いしているところでございます。

御質問の土地開発公社の活用につきましては、先行買収と移転用地の確保が考えられます。

先行買収につきましては、公社が市の依頼に基づき、道路用地のみならず建物についても債権者から 買収することは法律上できます。ただし、税制上、また補助事業との兼ね合いもあり、検討を要するこ ともございます。

一方、移転用地の確保につきましては、地権者があらかじめ移転先を探して、市が公社に依頼した場合は、公社がかわってその土地を取得することができます。

したがいまして、公社の活用につきましては、地権者の方々の移転先の要望なども十分お聞きしまして、必要な場合は公社を活用しながら事業の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 第1問のお答えありがとうございました。

2問に入らせていただきます。

一つは、マツダ自動車の踏切の件でありますが、JRがあるということで大変難しいとは思っておりますけれども、これまで寒河江駅前の踏切の改良、さらには駅舎移転についての寒河江市の力、すばらしいものであったのではないかと、こんなことを考えますと、このマツダ自動車の歩道の寸断されていることに対しても、これからも途中でやめないで要望していってほしいなと、こう考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

それから、最上川寒河江緑地のアクセス道でありますけれども、5メーターから6メーター。大型バ

スが交互するのに大変だろうということで待避所的なものを考えておられるようでありますけれども、この旧国道112号から緑地までの間に、ちょうど同じように踏切があります。この踏切もさほど広くない踏切でないかと、5メーター程度の踏切ではないかと。これもあわせてJRの問題が絡んでくると思います。そんなことで、マツダ自動車と両方の踏切の改良について、長く途中でやめないで要望していってほしいと。こんなことを言うと大変JRからしかられると思うんですけれども、JRの汽車は1時間に1本通るだけであります。その踏切を通る車両がかなり多くあるということをJRでも認識していただくような運動展開もお願いしたいわけであります。

それから、通称鯉屋道路の件でありますけれども、道路の整備の優先順位、さらには緊急道なども考慮して検討していただくようでありますけれども、とにかく生活環境が昨年に急に変化した。環境が悪化したということも考慮に入れながら検討を図っていただきたいと、こういうことをお願いいたします。

それから、最後に土地開発公社の活用でありますけれども、税の問題、それから移転先等などについても検討する必要があるということでありますけれども、本当にそこに住んでいるお年寄りは、今健康な状態でありますけれども、もし万一のことを考えますと早急にその場所に移転することができない状況にあると思うんです。どこかに移転をする必要が生じてくると思うので、その辺を考慮して、ぜひ先行買収、移転先の確保など提示をして、住民から快い協力を得られるようにしていただきたいと、こう考えております。

もし、御答弁がありますならば、よろしくお願い申しあげます。 2 問といたします。 伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 左沢線の踏切2カ所についての重ねての御質問でございますが、先ほども答弁申しあげましたように、踏切の問題となりますとJRは非常に神経質になりまして、安全・安心の面から、通過本数が少ない多いにかかわらず、大変気を使っておりまして、先ほど答弁申しあげましたように、踏切の数を減らせと、率直に言いましてそういう意向でございまして、隣にもあるのじゃないかとか、あちらの方を通ってはどうかとか、こういうようにくるんでございまして、ですから非常に難しい問題でございまして、息の長い交渉になりましても、まずはJRの答弁は変わりはないのじゃなかろうかなと、このように思っております。

それから、鯉屋道路の延長の高屋に行きますところの道路の延長でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、いろいろ整備計画の順位などを考えまして、これから検討してまいらなくてはならない問題だなと、こう思っております。

御指摘のように、狭いとか、あるいは側溝があってコンクリートのふたもなされていないというようなことも知っておるところでございますので、市全体の整備計画との中で考えて検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、公社の活用でございますけれども、移転先の用地の確保ということは、これは市長から公社の方に依頼すれば、それは可能なわけでございますけれども、家屋の移転ということになりますと、市で事業をする場合の補助事業の問題とか、あるいは補助の絡みとか、あるいは税制の問題とかいろいる出てくるわけでございますので、その辺は地権者、所有者との話し合いで十分これから行っていかなければならないものだろうと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 ありがとうございました。

大変難しい状況下にあるようでございますけれども、ひとつ市民の信頼をいただいて早急な整備を図っていただきたいと、こう考えます。

そして、道路管理者として、安全で安心な道路づくり整備計画をやっていただきたいと御要望申しあ げまして質問を終了いたします。

工藤吉雄議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号11番、12番について、4番工藤吉雄議員。

〔4番 工藤吉雄議員 登壇〕

工藤吉雄議員 緑政会の一員として、私自身が直面した事件についても含め、通告番号に従い質問に入らさせていただきます。

実は私、ことしに入って同じような事件2件に直面し、いささか驚いているところです。

それは、3世代同居高齢者の自殺であります。一見幸せそうに見えるにもかかわらず、自分の人生の幕引きを、自分の手で実行した事件であります。御家族に事の真相を伺いましても、大きな原因は思い当たらないとのことでした。強いて言うならば、この二、三週間体調が思わしくなかったとのことでした。

私が選挙や議員活動を通じ、多くの家庭を訪問し、高齢者と会話の機会を得た中で感じた点を申しあげたいと思います。

私の知る限り、一見幸せそうに見えても、高齢者は多くの悩みを抱えているようです。若い者、家族 も含めてでございますけれども、「若い者には話せないが」と言いながら話してくれます。

例えば、自分自身の健康上の不安、家族の将来、世代間の考え方の違い、ライフスタイルの急激な変化に対するずれ等々、一人で悩みを抱え、相談する相手が見つからずストレスを抱えているようであります。

大正時代に生を受け、激動の昭和を生き抜き、平成になって老齢期を迎え、日々幸せに元気に生活しているように見えました。にもかかわらず、人生の結末をこのような形で終えるのは、余りにも悲し過ぎます。当然のことながら、家族にとっても本意ではないはずです。

こうした高齢者に対し、我々は何をなすべきか、行政としてどのような手を差し伸べられるか、考えなければならないと思います。

さて、我が寒河江市において、平成20年4月現在の総人口4万3,725人。このうち65歳以上の高齢者人口は1万1,093人であり、高齢化率25.4%、前年対比0.2%の増、実数では142人の増となっております。しかも、75歳以上の高齢者は6,009人。全高齢者に占める割合で言いますと、半分以上の54%と高齢化社会に向けて前進しているのがうかがえます。

介護保険制度が施行されて8年を経過し、時代のニーズにこたえるべく、我が寒河江市が高齢者相談窓口となる地域包括支援センターを開設して2年が経過。こうした施策は、高齢化社会を見据えての対応と理解しております。高齢者福祉の充実を図り、さまざまな制度が整備され、多世代同居家庭においても幸せに暮らせるような対応がうかがえますが、さきに述べたような事件も出ております。

現在、高齢者福祉分野においては、介護認定を受けた方々ばかりに世間の目が注がれがちですが、手足がしっかりしていて、自分の身の回りのことができる方には、どうしても現役世代の忙しさもあり、家族も含め毎日元気な生活を送っていると決めつけがちになってしまいます。表面上幸せそうに見えても、心の中はどうなのでしょうか。

全国に見ても、3世代同居率がトップクラスの我が山形県。そして、寒河江市においてもこのことは大変すばらしいことであり、こうした環境を維持、さらに高める観点から、高齢者の一般的な幸せのありようをどのように考えるべきか、こうした状況の中で高齢者の心の中を知る、あるいは心の健康を保つ意味での高齢者対策事業はどのようになっているかを伺います。

加えてですが、かつて私が受けた精神科医師の講演の中に、一人遊び、趣味など、グループ遊び、近隣のおつき合いなど、大勢遊び、老人クラブなどでの団体などでの活動を通し、日々の生活に変化を持たせ、めり張りのある時間をつくることが、高齢者にとって刺激になって大変よいと聞いたことがありました。

こうした高齢者のための健康保持増進等の指導、講習はどのように取り組まれているのか伺います。 次に、介護保険サービスについて伺います。

本市の資料によりますと、今年4月で65歳以上の高齢者1万1,093人。そのうち寝たきりの方は259人。 昨年度で65歳以上の高齢者1万951人。うち要介護認定者1,513人。そのうち施設介護サービスを受けられる可能性の高い要介護度4、5の人数は473人となっております。実際は、介護3の方でも入所されている方もおられるとのことです。 昨年度、老人福祉施設サービス受給者数219人となっております。施設利用を希望するか否かは、それぞれの家庭事情にもよりますが、「平成19年度版福祉と健康」の資料によれば、件数、受給額ともに高位にあって、市民の多くの方々が期待しているものと推察されます。

ところが、施設入所介護が必要と思われる人数より実際施設入所介護サービス受給者数を見ると、非常に少ないと思われますが、なぜ利用されていないのでしょうか。利用者事情によるものか、在宅介護に力を入れているのか。はたまた施設入所許容量が不足しているのか、あわせて伺います。

さらに、老人福祉施設入所を希望する方々は1年待ち、さらに1年以上待ちと、遅々として進まない入所に対していら立ちを覚えておられる方もいると聞きます。施設介護を希望する高齢者及び御家族の思いにこたえるため、ベッドの増床計画はないのでしょうか。今後ますます増加する高齢者数、さらには団塊世代の高齢化参入による増加を考えますと、このままでよいのかなと不安を覚えるのであります。

これらに対応する長期計画をどのように考えておられるか、市長の見解を伺って第1問とさせていた だきます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 高齢者福祉について、お答え申しあげます。

初めに、高齢者の心の健康を保つための対策についてでございます。

今、我が国は、かつて経験したことのない超高齢社会を迎え、65歳以上の高齢者は、御指摘のように全国では2,750万人、総人口の21.5%を占めており、山形県においては26.4%、寒河江市においては25.4%と4人に1人が高齢者となっており、こうした高齢化は今後一層進展することが見込まれております。

このような超高齢社会の中で、高齢者が心身ともに健康で暮らすことは大切なことであり、中でも心の健康を保つことは、何といっても生きがいを持って生活することが大切であります。趣味とかスポーツ、そしてボランティア活動など、人によって生きがいは異なりますけれども、生きがいがあれば、心に張り合いや充実感を持って毎日を過ごすことができ、心の健康の保持につながります。

本市の生きがい対策事業といたしましては、地域の身近な公民館などを会場に「ふれあいサロン」や「介護予防生きがい活動事業」などを実施してきております。地域の気心の知れたお年寄りが集い、おしゃべりや折り紙細工、そして認知症予防のための頭の体操をしたり、昔の懐かしい映画を見たり、また外に出てつつじ公園に行ったりと、さまざまなことをして楽しく過ごすもので、楽しみに待っている人も多く、大変喜ばれているところでございます。

そういう悩みや問題についての相談体制についての御質問でございますが、高齢者の介護・福祉・健康・医療などに係る悩み問題につきましては、さまざまな面から総合的に支援する地域包括支援センターを平成18年度に立ち上げたところでございます。

このセンターにつきましては、その機能を強化すべく、昨年からは地区公民館に出向いての相談や、 民生委員との連携を図りながら家庭訪問を実施するなど、実績を重ねながら市民への周知を図ってきた ところでございます。センターには、社会福祉士を初め保健師、主任介護支援専門員などの専門家を配 置しておりますので、高齢者や家族が悩みを抱え込むことなく、気軽に相談していただきたいと思って おります。

また、センターとしましては、ワンストップ相談窓口としての役割を発揮すべく研さんを重ねながら 充実を図り、高齢者の痛ましい事件や事故が起きないように努めてまいりたいと思っております。

次に、高齢者のための健康保持増進などの指導講習についての御質問がありました。

今申しあげましたように、我が国は超高齢社会を迎えましたが、ただ長生きというだけじゃなくて、 自立して住みなれた地域において、自分らしく生き生きと活動的に暮らすことが大切でございます。そ のためには、現在自分が持っているところの心身の機能を低下させないように介護予防の取り組みが重 要になってまいります。

本市におきましては、お年寄りが介護状態にならないよう、体育館や民間スポーツ施設を活用し、有酸素運動やレクリエーションを通しての介護予防事業を実施してきておりまして、また、転倒防止やら、それから加齢に伴う運動機能の低下の予防向上のために筋力トレーニングマシンなどを用いた運動機能向上事業も実施してきており、その成果も出てきているところでございます。

さらに、お口の健康を維持するところの口腔ケアや低栄養状態にならないための食生活改善講座や実習を行いまして、健康意識の高揚を図ってきたところでございます。

また、要請を受けた場合は、老人クラブ、ふれあいサロン、敬老会などにおきましても、健康管理に関する講話や介護予防体操などの実技をも行うなど、お年寄りの健康保持増進に努めてきておりまして、これからも多くのお年寄りの参加が得られるよう事業内容を工夫しながら実施してまいりたいと考えております。

次に、介護施設入所が必要と思われる方と実際に入所している方の人数に開きがあるということについてでございます。

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活が営まれるよう必要なサービスを総合的、一体的に提供する仕組みでございまして、また、特に介護等が必要な人の尊厳を保持しながら、身体能力等に応じて、住みなれた地域で暮らせるよう支援することを基本理念としているものでございます。

平成18年4月の介護保険の制度改正では、介護予防を重視しまして、住みなれた自宅や地域で生活できるように在宅サービスの充実や地域密着型サービスの整備というものを重視しております。

それを受けまして、本市におきましても、認知症対応型共同生活介護のグループホーム3カ所、それから小規模多機能型居宅介護を1カ所が地域密着型サービスとして開設されております。

介護施設の入所についてでございますが、要介護4、要介護5などの介護度の高い人すべてが施設への入所を希望しているということではございません。それぞれの家庭の介護力や本人の意識、考え方などから、住みなれた自宅で訪問介護や通所介護などの在宅サービスを利用している人も半数近くいるのが現状でございます。

また、施設の収容能力の問題もございます。現在、市内の三つの特別養護老人ホームはすべて満床となっておりまして、希望すればすぐに入られるという状況とはなっておりません。待機の状態になっておりまして、4月現在で要介護度4と5で、かつ在宅で待機している人は約50人となっております。

次に、増床計画、いわゆる介護施設の増床計画についてでございますが、新設や増床につきましては、 これまでも社会福祉法人による取り組みを支援してきたところでございますが、設置自体はあくまでも 市ではなく社会福祉法人によることが基本と考えております。

このため、市設置の増床は考えていないところでございますが、御案内のように、平成21年度から23年度までの3カ年間の第4期介護保険事業計画を今年度中に策定することになっておりますので、現在法人において進められている増床計画を、その第4期計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 質問に対して丁寧な御答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。

さまざまな事業を通しまして、高齢者の生活を健やかに楽しめる形につくり上げようと努力されている姿に敬意と感謝を申しあげます。

さて、第1問でお尋ねしました高齢者の心の健康でございますけれども、地域包括支援センターの活動の中の一部として、それぞれ事業の中で専門家をあてがって相談を受けているというようなお話もありましたけれども、こうした高齢者に居住地の近くで出張して相談なんかも受けておられるというようなお話で、それは非常にいいと思うのでありますが、老人クラブ等の活動支援、あるいは高齢者ふれあいサロン、生きがい活動支援通所事業等々の事業の中にもこうした専門家、精神科医師の講話とか、あるいは臨床心理士のカウンセリングとか、そういうような人を配置しながら、高齢者の方々のお話を受けとめるというようなことなんかはお考えになられないんでしょうか。

- それから、高齢者のための健康保持増進等指導の件なんですが、これもさまざまな形の中で努力され ていることに敬意と感謝を申しあげたいと思います。

ただ、この中で、利用実績、あるいは利用者数なんかを見ますと、決して多い高齢者の方が利用されている数とは思えません。この事業内容の開催等の広報の仕方にもう少し工夫があれば、もっと多くの方々が利用されて、体の健康並びに心の健康なんかも高められていくんじゃないかなというふうに考えるわけですけれども、その辺のことは今後どのようなふうに修正などをしていくお考えなどはありませんでしょうか。

さらに、介護保険サービス受給なんですが、満床に今なっているというふうなことで、第4期介護保険事業計画の中で増床関係も検討したいというふうなことでありますので、その辺はなるべく早い時期に実現できるようなものでお願いしたいというものと、増加の一途をたどるというようなことは明確に

わかりますので、なるべくより多くのベッド数なんかも考えていただければというふうなことで2問の 質問といたします。よろしくお願いいたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、精神科医ですか、そういう活用につきましては、これまでも実施してきておるわけでございますけれども、さらにお年寄りの健康につながる事業の充実という観点から、そういった事業というものをふやしていかなくてはならないのではないかなと、そういうことも可能な面を探りながら検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、周知徹底のことでございますが、これまでも市報を初めといたしまして、老人クラブや関係機関というようなことを通じまして周知を図ってきたところではございますが、さらにふれあいサロン、敬老会、こういう高齢者が集まる機会というものを通しまして参加というものを呼びかけて、介護予防参加者などの口コミでの周知に努めていくと、こういうことが必要だろうと思っております。

市報などに掲載しましても、やはり見なかった、あるいはそれに応じて要望するという方が割と少ない。それよりも具体的にお年寄りの仲間、団体等から口コミで行きましょうとか、あるいはどうですかと声をかけられる中で参加する方もふえてくるのじゃなかろうかなと、こういうことでございますので、そういう意味でのサロンとか、あるいは敬老会、あるいは老人クラブの諸活動の中でいろいろ話を広めていってもらいたいし、そのような試みを実施していきたいと思っています。

そういう意味で、いろいろ創意工夫というものがあるだろうし、会場や日時などについても検討を加える必要があろうかなと、このように思っておりまして、お年寄りが心の中に蓄えておいて心を損じ、あるいは体を損じるようなことのないようにしていきたいと、このように思っております。

これは行政だけでできるものじゃございませんですから、あらゆる団体等々、あるいは地域ぐるみ、 家族ぐるみでやっていかなくてはならないなと、このように思っております。

それから、第4期の計画でございますけれども、先ほど答弁したとおりでございまして、そういう次の計画期をとらえまして、新たに考えていらっしゃるような法人につきましては、十分相談に乗りながら対応してまいりたいと、このように思っておるところでございます。 伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 ありがとうございます。

大変私も気になっておりましたところが改善されるような御発言ですので、うれしく思っているところでございます。というのは、いろいろ今回これを勉強させていただいて、いろいろな事業がなされているというふうなことがわかりました。

それで、何でお知らせしたんだろうというふうなことでしたら、今、御答弁にありましたように市報でやっていますというようなことで、市報を実際見ましたら、ちっちゃい字で上の方に何とか事業開催と。こういうふうなことで、実際、御高齢の方は、市報はどのくらい見るんでしょうかというふうなことを気になっておったわけです。

今、新たにいろいろな周知方法、口コミ、クラブ等々を御利用なさるというふうなことでしたので、 私の意図したような部分が、非常にうれしく思っているところでございます。

そのようなことで、今後ともこの高齢者問題につきましては、家族全体の幸せにつながるような部分があるというふうなことで、いろいろな形で御努力をお願いしまして、私の御質問を終わります。 伊藤忠男議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号13番について、2番石山 忠議員。

〔2番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 6月定例会の一般質問も最後になりましたが、通告番号13番、バイオマス燃料への取り組みについて、穀物などを原料としたバイオマス燃料への取り組みが、21世紀の環境問題とともに注目されている中で、本市における取り組み及び支援策について、市民の皆様から寄せられた提案や要望とともに私の考えを交えながらお伺いいたします。

産業革命以来、石炭・石油・天然ガスといった化石燃料が中心となり、人類のエネルギーを支えてきました。日本が戦後、目覚ましい発展を成し遂げてきた原動力もエネルギーであり、私たちが豊かな生活ができるようになったのも、石油をふんだんに使ってきたからにほかなりません。

高度成長当時のエネルギー使用量の伸びは大きく、高い経済成長を成し遂げましたが、1973年に第1次石油ショック、1979年に第2次石油ショックが起こりました。1973年の石油ショックから10年間は省エネルギーが進みましたが、1982年からまたエネルギーの消費量は増大し、1997年のバブル崩壊まで、右肩上がりの使用量は変わることなく、現在では1995年に比べて約10倍となっています。

エネルギーの自給率で見ますと、戦後間もない時期には、日本国内で石炭を掘っていたことから、エネルギーの自給率は80%もありましたが、急激なエネルギー消費量の増大と所得の上昇のため、国内の石炭では賄い切れなくなり、エネルギー源を石油と海外からの石炭に切りかえました。

外国からのエネルギーを確保することによって、今の豊かな日本が築かれましたが、その結果、エネルギーの自給率は6.3%まで下がってしまい、エネルギーの外国への依存度は極めて高く、現在ガソリン価格が1リットル170円を超すなど、歯どめのかからない原油価格の値上がりが企業収益を圧迫したり、家計の購買力を低下させるなど、設備投資や個人消費の行方に不安の影を及ぼしています。

経済発展の原動力となった化石燃料の大量消費は、二酸化炭素の大量排出を招き、大気中の二酸化炭素の濃度が増加し、温室効果ガスによる地球温暖化によって、地球環境の破壊が懸念されるようになり、世界に大きな課題として論議されるようになりました。

そこで、1997年12月、第3回気候変動枠組条約締約国会議の地球温暖化防止京都会議で京都議定書が締結され、地球温暖化の要因と考えられる温室効果ガスの成分、二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、フロンガスのうち、二酸化炭素が温暖化の原因としては最も大きいとされ、地球規模で二酸化炭素の削減に取り組むことになりましたが、二酸化炭素排出量を減らすことは、使うエネルギー自体を減らすことになり、経済や生活に影響を与えることにつながることから、エネルギーを減らさずに二酸化炭素を減らすための研究や取り組みが、日本はもとより世界各国で進められています。

2007年になって、バイオ燃料が環境関連の話題としてクローズアップされてきました。バイオ燃料とは、植物から燃料をとることであり、まきなどの木材もバイオ燃料の一つですが、現在では、技術の力で樹木や穀物などを一たん油や固形の燃料に変え、あるいはその他の液体燃料にして使うことへの実用化が進められています。

特にサトウキビやトウモロコシ、大豆などからつくるバイオエタノールが、ガソリンにかわるクリーンエネルギーとして脚光を浴び、アメリカやブラジルを初め、各国で研究や生産、使用を進めていますが、しかし、そのあおりでトウモロコシから大豆まで価格が高騰し、さらに干ばつなど天候異変による不作、中国、ブラジルなど新興国の経済成長に伴う需要増、サブプライムローン焦げつきに端を発した金融危機で証券市場から引き揚げられた資金が原油や穀物に投機され、穀物価格の高騰を招いたことと相まって、食料需要と競合しているといった問題点も指摘され、各方面に大きな影響を与えていることは御案内のとおりです。

そんな中、我が国では、ホンダが地球環境産業技術研究機構と共同で、稲わらなどからバイオエタノールを製造する新技術を開発したと発表しました。これまでのように、サトウキビやトウモロコシの糖質、でんぷん質など食用と同じ部分を原料に使わず、茎や葉といった植物の繊維質からつくるのが特徴で、雑草も原料に使えることから、バイオエタノールの大量供給につながると期待されているものです。また2008年度、農林水産関係予算に日本型バイオ燃料生産拡大対策が盛り込まれ、食糧自給率の低い

我が国において、食料供給と競合しない稲わらや間伐木材等の未利用のバイオマスを有効に活用し、国 産バイオ燃料の拡大に向けた取り組みを進めることがポイントで、セルロース系原料等を活用した国産 バイオ燃料の大幅な生産拡大を政策目標にしています。

そこでお伺いをいたします。

農業を基幹産業としている当市において、稲わらなど食料供給と競合しない未利用原料の活用策について取り組むことは大変大事なことと考えますので、現状及び今後の考えについてお伺いをいたします。また、バイオ燃料への取り組み状況並びに支援策についてお伺いをし、第1問といたします。伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、稲わらなど食料供給と競合しない未利用原料の活用策に取り組むことは大変大事なことだと 考えておりますので、現状及び今後の考え方はどうですかということでございます。

バイオマスの利活用については、政府は平成18年3月に新たにバイオマス・ニッポン総合戦略という ものを閣議決定いたしまして、持続的に発展可能な社会を早期に実現することとしております。また、 この総合戦略では、バイオマス利活用の推進の目的といたしまして、地球温暖化の防止、循環型社会の 形成、競争力のある戦略産業の育成、農林漁業、農山漁村の活性化を挙げておるわけでございます。

このバイオマス、いわゆる再生可能な有機性資源には、食品廃棄物、それから家畜の排せつ物、下水汚泥などの廃棄系バイオマス及び稲わら、間伐材などの未利用バイオマス、並びにサトウキビ、トウモロコシ、菜種などの資源作物などがあるわけでございます。食料供給と競合しない稲わらなどの未利用バイオマスの活用は、食料の安定供給及び地球温暖化防止を図ることからも大事なことであると考えております。

しかし、収集、それから運搬等の経費など、採算性の面からも課題が多いと思っておりますし、現在 稲わらは、水田の地力の維持やら畜産農家向けの飼料化、堆肥化に活用されているのが現状でございまして、今後他市等における国の支援事業である地域バイオマス利活用交付金事業と、これは地域モデル 実証の中でのこの成果など、それから情報も踏まえながら関係機関及び生産組織等と協議してまいりたいと、このように思っております。

それから、バイオマス燃料への取り組み状況並びに支援策についてでございますが、近年におけるこの原油価格の高騰は、農業を直撃しております。特に加温ハウスの施設園芸農家、さくらんぼの加温ハウスとかバラなどの花卉ハウス、それからアスパラガス等の野菜ハウスの生産に多大なる影響を及ぼしております。御案内かと思います。このため、農家におきましては、ハウス施設の二重被覆や暖房機の点検、そして夜間の温度管理の徹底を行うなど、生産コストの削減に努めておるわけでございますが、原油価格が上昇基調にある中で、省エネ型暖房機器の一つとして木質ペレットボイラーが注目されてきております。

本市におきましては、白岩、幸生地区のさくらんぼ加温ハウス栽培農家が、メーカーから依頼されて試験的に木質ペレットボイラーを導入し省エネに努めたところ、これまでの重油を使った油焚きボイラーと比較いたしまして、燃料費が約2分の1で済むという効果が実証されております。そして、その暖房の効果を広く周知し、木質ボイラーの導入を推進するため、5月29日にやまがた木質ペレット利用研究会、そして財団法人の山形県みどり推進機構が、農家及び関係機関を対象に、現地で木質ペレットボイラー暖房効果の研修会というものを開催しております。

また、住宅、事務所などのペレットストーブの設置については、木質ペレットの利用拡大を推進するため、昨年度は県の補助制度がなかったことから、市単独事業で導入支援を行っておるわけでございます。

本年度は、県の補助事業である製材廃材等エネルギー利用促進事業というものを実施いたしまして、 ペレットストーブの新規設置者、これは市内居住者の住宅とか市内の事業所など、市内の農業施設への 設置になるわけでございますが、そのものに対して支援を行ってまいります。

さらに県では、6月3日に国県市町及び学識経験者、農協、企業、関係団体で構成するところの村山 地域果樹剪定枝等循環利用協議会というものを設立いたしまして、果樹の一大産地という村山地域の優 位性というものをさらに高めながら循環型社会の形成に資するため、果樹剪定枝、それから街路樹剪定 枝及び河川支障木など木質バイオマスを化石燃料の代替などの資源として有効活用する仕組みを構築し、 その仕組みの普及を図ることとしております。

今後におきましても、環境省、農林水産省、資源エネルギー庁の有利な補助事業というものを活用しながら、バイオマスエネルギー利用施設の設備等に対しましての支援を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

今、農業を中心に考えてみましても、農業生産の原料のほとんどが燃料というか石油に依存するという体質は変わりございません。そんなことで、今御答弁にありましたように、各種の支援制度を有効に利活用しながら支援をしていただくということは大変ありがたいことだなというふうに思っています。そのことを踏まえて第2問に移らさせていただきます。

バイオ燃料には大きく、油脂から製造するバイオディーゼル、サトウキビやトウモロコシなどの作物を原料とするバイオエタノール、バイオガスの三つに数えられていますが、そのうちディーゼルとエタノールは穀物を原料とすることから、国際市場価格において小麦が3.5倍、トウモロコシが3倍という食料価格の高騰が問題となりまして、世界の食料危機が叫ばれている中で、このたび国連食糧農業機関FAOが主催しローマで開かれました食料サミットにおいて、食料の安全保障を脅かす要因として、食料価格高騰、バイオ燃料、気候変動の三つを挙げ、穀物価格の急騰の一因とされるバイオ燃料について、徹底的な研究と国際的な対話を求めること、これまでの方針を後退させながらも宣言をいたしました。

このことによって、我が国においても輸入穀物価格の高騰による生活必需品や日用品まで国民生活に大きな影響があらわれていることにより、非穀物を使ったバイオ燃料にシフトした国家的なプロジェクトとして、さらなる研究や取り組みが進められていくものと思います。大規模なプロジェクトが、国民生活を守る立場から、最良の成果を上げてくれることを望みますけれども、私たちは一般市民として、身近なところから取り組むことも大事なことだと考えています。

そこで、一般家庭から排出されるバイオマス資源であります廃食料油、いわゆる天ぷら油を回収し、 バイオディーゼルを燃料として再生する事業について御提案を含めてお伺いをいたします。

バイオディーゼル燃料は、廃食料油をメタノールに反応させることにより、粘性や引火点を低くしてディーゼル車で利用できるようにした燃料で、従来の軽油よりも排ガスの中の黒鉛や硫黄酸化物が抑えられ、化石燃料を使用しないため二酸化炭素を削減できることから、環境保全に貢献できるものであります。

また、廃食料油を燃料として使用することにより、バイオマス資源が循環する社会の構築と省エネルギー、リサイクルによるごみの減量化による環境負担の軽減に資する事業になるものです。

現在、西川町の清掃事業者が、西川町ビジネスプラン結集プロジェクトに提案をし、山形県コミュニティービジネス支援事業の支援を受け、平成18年西川町バイオマスの輪づくり交付金事業の採択を受け取り組んでいます。廃食料油のディーゼルエンジン燃料、BDF再生事業の廃食料油の仕組みについては、廃食料油の収集は、各家庭、事業所を対象に行い、婦人会や衛生組合などに協力を呼びかけました。

また、各家庭からは、廃食料油をペットボトルに入れてごみ収集所に出してもらうという形をとっております。それから、家庭の廃食料油は1リットル当たり1円の有価物として収集、対価は婦人会等への支払いをしているということです。事業系の廃食料油は、直接購入や処理業者からの有価抜き取りにより収集を行うといったもので、平成18年10月4日から収集を開始し、事業用車に使用するなど、順調に稼動している様子です。

今般、寒河江地区衛生協議会においても、環境保全のまちづくりを目指してこの事業に取り組むことにしているようですが、家庭、学校、病院などで調理に使用した廃食料油を回収するためには、先ほどの西川町の例にありますように、行政を初め、公の機関や団体の協力が不可欠だと思います。家庭から環境意識を変えるといった市民意識の醸成と地域力の向上のため、行政支援の手だてをぜひお願いしたいものだと思います。

遊休農地や耕作放棄地、荒廃農地に菜種を植えて、さくらんぼや桃の花と一体となった景観をめで、 その上でバイオ燃料として役割を果たすといった循環型社会の構築まで視野に入れて取り組もうとして いる事業ですので、第5次寒河江市振興計画の安全・安心の地域づくりの基本計画に沿って支援されることをお願いをしまして、第2問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

議員もおっしゃられるように、また私も今申しあげましたように、有機物を原料とするところのバイオマスエネルギーというものは最近話題になって、そしてまた課題となっておりますところの地球温暖化対策の上では、石油の代替エネルギー、それから新エネルギーということで期待されておりますし、また注目されておるところだろうと、このように思っております。

それで、おっしゃるような廃食用の油をディーゼル自動車の燃料などとして再生させる、それから利用するという取り組みというのは、県内でもNPOの団体やら企業等で行われているところでございます。そして、飲食店やら家庭から出るところの廃食用油というものを利用するというようなことは、石油の代替エネルギーとしての活用が、これは当然期待されるところでございまして、ただそれをどのようなルートに乗せてうまく活用していくかということが課題だろうと思っております。

地元の民間団体が取り組みたいというようなことであれば、それは広く機会をとらえて市民に広報して、廃油等の回収が推進されるような支援をしてまいりたいと思っておりますが、そういう清掃業者とか、あるいは回収企業というようなことが、あるいは民間の方が取り組んでいただければありがたいものだなと、このように思っておりまして、そういうことに対しましては、支援は惜しまないというつもりでおります。

以上です。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 大変ありがとうございました。

先ほどの第1問と第2問の答弁でも市長の方からございましたように、剪定枝の活用や、あるいはチップ材使用の加温ハウス、あるいは汚泥の利活用、さまざまな取り組みが県内でもなされているようです。微生物を用いたバイオ燃料を使うこと、あるいはこの前の新聞にも載っておりましたけれども、下水道汚泥からつくった燃料で、それを会社の方に売ったとか、これは新庄市の例ですけれども、また、菜の花の循環エコということで朝日町で県のトラック協会の方で取り組みを進めて、約1,000リットルの菜種油を回収をして使っていきたいというようなことが出ております。

そんなことで、この食料油については、それからとれた燃料油については車の改造が必要でないというようなことで、大変効果が大きいというふうに言われておりますので、夢は実現するためにあるものですので、反応をぜひ早くしていただいて、と同時に各業者、企業等、あるいは市民団体までに国・県の補助事業や新たな施策等の情報がありましたらいち早く提供するような仕組みをつくっていただいて、ぜひこの循環型燃料、あるいは環境社会の構築のために支援をお願いできればというふうに思います。

第1問、第2問とも御支援をいただけるということですので、これらに取り組む企業や業者にとっても力強い御回答を得たというふうに思いまして、第3問を終わらさせていただきます。

ありがとうございました。

散 会 午後1時27分

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成20年6月12日(木曜日)第2回定例会

出席議員(18名)																		
	1番	伊	₽	藤	忠	5	号	議員			2番	7	5	山		忠	ر ا	議員
3	3番	ì	<u>t</u>		登	代于	7	議員			4番	-	Γ	藤	吉	如	Ì	議員
į	5番	木		沼	孝	Ē	3	議員			6番		苋	井	輝	B	•	議員
-	7番	オ	7	村	寿	太良	ĮJ	議員			8番	F	鳥	田	俊	貭	Ę	議員
	9番	<u>4</u>	Ė	藤		爹		議員		1	0 番	木	白	倉	信	_	-	議員
1	1番	金	<u>^</u>	木	賢	t	<u>b</u>	議員		1	2番	木	公	田		孝	ž	議員
1 3	3番	亲	fi	宮	征	_	_	議員		1	4番	1	售	橋	勝	文	ζ	議員
1 !	5番	<u>4</u>	Ē	藤	暘	Ξ	7	議員		1	6番	J		越	孝	男	3	議員
1 7	7番	尹	ß	須		禾	念	議員		1	8番	7	5	Ш	忠	亲	亁	議員
欠席議員(なし) 説明のため出席した者の職氏名																		
					職氏	5	_							=	_	_	_	
佐	藤	誠	六	市			長			荒	木		恒	副		ቮ ™æ =	長	
大	沼	保	義	教	育	委 員	長			片	桐	久	之	委		Į	長	
佐	藤	勝	義	農	業委員	員会会	会長			那	須	義	行		務課 挙管理 務			
菅	野	英	行	総	合政	策誤	₹長			丹	野	敏	晴	総 財	合 I 務	y 策 室	課長	
奥	Щ	健	_		合政第 改革护					尾	形	清	_		合政第 地 推			
熊	谷	英	昭	税	務	課	長			安	彦		浩	市	民生	活課	長	
柏	倉	隆	夫	建	嗀	課	長			犬	飼	弘	_	建 都	i 市整	_殳 備 室	課長	
山	田	敏	彦	花 推	·緑·1 進	せせら 課	うぎ 長			佐	藤		昭	下	水道	道 課	長	
安招	系子	政	_	農	林	課	長			犬	餇	_	好	商	工観	光課	長	
秋	場		元	健	康福	祉誃	₹長			鈴	木	英	雄		計 管 兼)名			
那	須	勝	_	7K	道事	業所	ī 長			今	野	要	_		院引			
芳		友		教	7	育	長				子	-	男		校教			
,,	-		·							7114	•			· 生	涯	学	習	
高	橋	利	昌		校					I	藤	恒	雄	ー ス 振	ポ	課	ッ 長	
片	桐	久	志	監	查	委	員			兼	子	良	_	監 事	查 務	委 局	員長	
清	野		健	農 事	業 務	委 員 局												
事務周	司職 員	員出席	諸															
鹿	間		康	事	務	局	長			荒	木	信	行	局	長	補	佐	
渡	辺	秀	行	総	務	主	查			大	沼	秀	彦	議	事	主	查	

議事日程第4号 第2回定例会 平成20年6月12日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 議第58号 寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について

2 議第59号 寒河江市営日田中向地区農道(農道橋)整備事業の実施について

" 3 議案説明

4 質疑

" 5 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。

本日は休会の日でありますが、議事の都合により、特に会議を開きます。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様に申しあげます。

昨日の議会運営委員会におきまして、エコスタイルの推進期間中にあわせ、会議の服装について決定 しております。

本日以降、本会期中の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、昨日午後2時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議 いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

本日追加されます議案は、議第58号及び議第59号であります。

日程第1及び日程第2で、追加議案の2案件を一括上程し、日程第3で市長の議案説明を求め、日程第4で質疑を行い、日程第5で委員会付託を行います。

追加議案につきましては、最終日にその他の議案とあわせ、委員会審査の経過並びに結果報告を受け、 質疑、討論、採決と進めることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるよう、お願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

第2回定例会日程(その2)

平成20年5月30日(金)開会

月 日	時 間	会	議	場所
604204	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	議案上程、同説明、質疑、 委員会付託	議場
6月12日(木)	本会議終了後	厚生経済委員会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
	本 式 議	建設文教委員会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
	午前 9 時 3 0 分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議場
6月13日(金)			議案・請願上程、委員長報	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	予算特別委員会終了後	本 会 議	告、質疑・討論・採決、閉	議場
			会	

議案上程

伊藤忠男議長 日程第1、議第58号及び日程第2、議第59号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第3、議案説明であります。

市長から、提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第58号寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について御説明申しあげます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

次に、議第59号寒河江市営日田中向地区農道(農道橋)整備事業について御説明申しあげます。

農道橋の整備を、寒河江市営日田中向地区農道(農道橋)整備事業として行うため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、2案件について御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申 しあげます。

以上です。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第4、これより質疑に入ります。

議第58号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第59号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて、質疑を終結いたします。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり付託いたします。

委員会付託案件表(その2)

委 員 会	付 託 案 件
厚生経済委員会	議第59号
建設文教委員会	議第58号

散 会 午前9時35分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。 御苦労さまでした。

平成20年6月13日(金曜日)第2回定例会

1番 力 2番 2番 二 本 <th colspan="12">出席議員(18名)</th>	出席議員(18名)																				
5番 杉 7石 孝 司 議員	•	1番	信	₽	藤		忠		男		議員			2番	7	5	Щ		兄	رم ت	議員
7番 木 村	3	3番	ì	±			登	代	子		議員			4番	_	Γ	藤	吉	な	Ê	議員
9 番 佐 藤 線 議員	Ę	香香	木	1	沼		孝		司		議員			6番		苋	井	輝	B)	月	議員
1 1番	-	7番	オ	∀	村		寿	太	郎		議員			8番	F	鳥	田	俊	貭	ŧ	議員
13番 新 宮 征 一 議員 14番 高 橋 越 文 男 議員 15番 佐 藤 陽 子 読員 18番 石 川 恵 勇義 議員 17番 那 須 2 念 議員 18番 石 川 財 2 男 義 議員 17番 那 須 2 念 議員 18番 石 川 財 2 男 義 議員 17番 那 須 2 念 議員 18番 石 川 財 2 男 義 議員 2 欠席議員 (なし) 説明のため出席した者の職氏名 佐 藤 誠 六 市 長 長 長 2 長 5 青 み 女 変	9	3番	12	左	藤				毅		議員		1	0 番	木	白	倉	信	_	-	議員
15番 佐 藤 暘 子 議員 18番	1 ′	1番	金	\$	木		賢		也		議員		1	2番	木	公	田		孝	ž	議員
17番 那 須 稔 議員 18番 石 川 忠 義 議員 欠席議員 (なし) 説明のため出席した者の職氏名	1 3	3番	亲	折	宮		征		_		議員		1	4番	Ŗ	高	橋	勝	Ż	ζ	議員
欠席議員(なし) 説明のため出席した者の職氏名 佐藤誠六市長長長長長 市理員長長長長 長会長()会長()会長()会長課事総財 元 保養 教養 教養 養養 会会 と 大 藤 野 英 子 総政策課理を対象 ()会 () () () () () () () () () () () () ()	1 5	香香	1 2	Ē	藤		暘		子		議員		1	6番	J	[]	越	孝	身	号	議員
説明のため出席した者の職氏名	1 7	7番	男	ß	須				稔		議員		1	8番	7	5	Ш	忠	主	隻	議員
佐大 佐大 佐大 佐 売 大 た 市 日 <td>欠席詞</td> <td>義員(</td> <td>(なし</td> <td>J)</td> <td></td>	欠席詞	義員((なし	J)																	
大 佐 藤 野 英 行 総立の				ました			職氏	名													
	佐	藤	誠	六	Ī	†				長			荒	木		恒					
 曹野 行 総合務 策課長 東 付 総	大	沼	保	義	才	汷	育	委	員	툱			片	桐	久	之	委	į	員	長	
 曹野 行 総合務 策課長 東 付 総	佐	蔝	眯	恙	F	# :	坐禾	昌全	스스.	巨			я∉	須	恙	∕ ∓	総選	務課	長 (* 軍委員	併) 3余	
大	ĽΤ	ns.	כלנו	我	,	হৈ	***	只2	44	LX.			יונג	八	我	1 1	事	務	同	艮	
 熊 谷 英 昭 税 務 課 長 ウ 英 昭 税 務 課 長 力 建 市 整 課 長 力 超 市 整 課 長 力 田 敏 彦 花 緑 世 世 は 課 長 大 佐 藤 田 好 商 会 (兼 院 教 正 計) (表 1) 秋 場	菅	野	英	行	4	総	合政	策	課	툱			丹	野	敏	晴	総財	台 J 務	以束 室	課 長	
 熊 谷 英 昭 税 務 課 長 ウ 英 昭 税 務 課 長 力 建 市 整 課 長 力 超 市 整 課 長 力 田 敏 彦 花 緑 世 世 は 課 長 大 佐 藤 田 好 商 会 (兼 院 教 正 計) (表 1) 秋 場	奥	Щ	健	_	Ä	総は政	合政 改革	策記推過	果行.	財長			尾	形	清	_	総立	合政策 地 推	ま課1 進 室	£業 ☑ 長	
山田敏彦 花線・せせらら長 佐藤 昭 下水道課長 安孫子 政 一 農 林 課 長 犬 飼 一 好 商工観光課長 秋 場 元 健康福祉課長 鈴 木 英 雄 会(兼)会計 会計 会計 会計 会計 会計 会計 会計 会計 会計 務 長 那 須 勝 一 水道事業所長 今 野 要 一 病院事務課長 芳 賀 友 幸 教 育 長 兼 子 善 男 学校教育課 とて 派 選 派 興 査務 課 と 大振監事 務 局長 店 橋 利 昌 学指導推進室長 東 子 良 一 片 桐 久 志 監 査 委 員 表 房 長 東 子 良 ー 清 野 健 事務局職員出席者 荒 木 信 行 局 長 補 佐	熊	谷	英	昭									安	彦		浩					
山田敏彦 花線・せせらら長 佐藤 昭 下水道課長 安孫子 政 一 農 林 課 長 犬 飼 一 好 商工観光課長 秋 場 元 健康福祉課長 鈴 木 英 雄 会(兼)会計 会計 会計 会計 会計 会計 会計 会計 会計 会計 務 長 那 須 勝 一 水道事業所長 今 野 要 一 病院事務課長 芳 賀 友 幸 教 育 長 兼 子 善 男 学校教育課 とて 派 選 派 興 査務 課 と 大振監事 務 局長 店 橋 利 昌 学指導推進室長 東 子 良 一 片 桐 久 志 監 査 委 員 表 房 長 東 子 良 ー 清 野 健 事務局職員出席者 荒 木 信 行 局 長 補 佐	柏	倉	隆	夫	3	建	設	Ė	果	툱			犬	餇	弘	_	建 都	市整	设 備 室	課長	
安孫子 政 一 農 林 課 長 犬 飼 一 好 商工観光課長 秋 場 元 健康福祉課長 鈴 木 英 雄 (兼)会計課長 那 須 勝 一 水道事業所長 今 野 要 一 病院事務長 芳 賀 友 幸 教 育 長 兼 子 善 男 学校教育課長 高 橋 利 昌 学校教育課長 工 藤 恒 雄 混パ興査務局 片 桐 久 志 監 査 委 員 兼 子 良 一 壽務局職員出席者 東 子 良 一 壽務局職員出席者 鹿 間 康 事 務 局 長 荒 木 信 行 局 長 補 佐	Щ	田	敏	彦	1 1	花・	·緑• 進	せt i	さら 果	ぎ 長			佐	藤		昭					
大	安排	系子	政	_									犬	餇	_	好	商	工観	光調	!長	
那 須 勝 一 水道事業所長 今 野 要 一 病院事務長 芳 賀 友 幸 教 育 長 兼 子 善 男 学校教育課長 高 橋 利 昌 学校教育課 丁 藤 恒 雄 学校教育課 片 桐 久 志 監 査 委 員 兼 子 良 一 監 務局 清 野 健 農業務局 書 務局職員出席者 鹿 間 康 事 務 局 長 荒 木 信 行 局 長 補 佐	秋	場		元	ſ	建	康福	副祉	:課	長			鈴	木	英	雄	会 (計 爺	等 理 会計記	者果長	
高 橋 利 昌	那	須	勝	_	7	水	道事	業	ff.	長			今	野	要	_	_				
片桐久志 監査委員 兼子良一 監務局長 清野 健農業委員会事務局長 事務局職員出席者 荒木信行局長補佐	芳	賀	友	幸	4	汷		育		툱			兼	子	善	男				!長	
片桐久志 監査委員 兼子良一 監務局長 清野 健農業委員会事務局長 事務局職員出席者 荒木信行局長補佐	高	橋	利	昌	<u>:</u> ‡	学指	校 導推	教 1 進	育 室	課長			エ	藤	恒	雄	生ス	涯ポ 郷	学生	習り	
清 野 健 農業 委 員 会 事 務 局 長 事務局職員出席者 鹿 間 康 事 務 局 長 荒 木 信 行 局 長 補 佐	片	桐	久	志	Ē	盐	查	<i>5</i>	委	員			兼	子	良	_	監事	査発	委局	員長	
事務局職員出席者	洁	野		健	Ē	農	業	委_	員 :	슏							-	371	,-,,	×	
鹿間 康事務局長 荒木信行局長補佐			引出員		Ę	手	挧	Æ	=]	反											
			"		1	事	務	Æ	司 ·	長			荒	木	信	行	局	長	補	佐	
			秀																		

議事日程第5号 第2回定例会

平成20年6月13日(金曜日) 予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
 - " 2 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改 正する条例)
 - " 3 議第42号 平成20年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
 - 4 議第43号 平成20年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
 - 7 5 議第44号 大沼文庫図書購入基金条例の制定について
 - " 6 議第45号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
 - 7 議第46号 寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について
 - w 8 議第47号 寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について
 - ッ 9 議第48号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - "10 議第49号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
 - w 1 1 議第50号 寒河江市技術交流プラザに関する条例の一部改正について
 - 12 議第51号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
 - # 13 議第52号 寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について
 - # 14 議第53号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
 - # 15 議第54号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - # 16 議第55号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結に ついて
 - # 17 議第56号 市道路線の変更について
 - 〃 18 議第57号 市道路線の認定について
 - * 19 議第58号 寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について
 - "20 議第59号 寒河江市営日田中向地区農道(農道橋)整備事業の実施について
 - "21 請願第2号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願
 - " 22 請願第3号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書を政府等に提出すること の請願
 - " 23 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1)総務委員長報告
 - (2)厚生経済委員長報告
 - (3)建設文教委員長報告
 - (4)予算特別委員長報告
 - 〃 24 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時56分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第1、承認第4号から日程第22、請願第3号までの22案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第23、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。 9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月10日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より副市長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第4号、承認第5号及び議第44号の3案件であります。 順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、承認第4号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「本市で65歳以上の高齢者で、公的年金から徴収される人は何人で、そのうち均等割のみの人は何人になるのか」また、「どういう形で年金から引かれるのか、さらに、周知方法はどのようにするのか」との問いがあり、当局より「対象者は2,600人程度で、そのうち均等割のみの人は200人前後となります。平成21年度は、6月、8月は普通徴収で、10月、12月、2月にその差額を年金から徴収することになり、5期にわたって徴収することになります。平成22年度以降は、前年の課税額を6等分して4月から8月までの3期を仮徴収し、6月の賦課決定の時点で10月分からを精算する方式で徴収することになり、納期は6期になります。また、周知方法は、できるだけ早い機会に市報等で特別徴収制度を周知し、申告の時期や賦課する時点で、詳しく移行の方法などを説明したいと思います」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採 決の結果、承認第4号は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第5号は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第44号大沼文庫図書購入基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「基金の管理の部分に預金でとあるが、どういう形で預金されるのか。また、有価証券とあるが、どういうものを想定しているのか」との問いがあり、当局より「1年定期になるのではと考えています。有価証券については、例えば国債を買うとか、ということであります」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の 結果、議第44号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

[木村寿太郎厚生経済委員長 登壇]

木村寿太郎厚生経済委員長 厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。 本委員会は、6月10日及び6月12日、市議会第4会議室において2回開催いたしました。

初めに、6月10日の審査について申しあげます。午前9時30分から委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

当初、本委員会に付託になりました案件は、議第43号、議第46号、議第47号、議第48号、議第49号、 議第50号、議第51号、請願第2号、請願第3号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第43号平成20年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第43号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第46号寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「利用料金を指定管理者が直接受け取ることになると、指定管理者に対する市からの管理料が変わるのか」との問いがあり、当局より「利用料が指定管理者の収入となりますので、その分を差し引いて指定管理料と設定するものです」との答弁がありました。

委員より「平成18年度と19年度の使用料は幾らだったのか」との問いがあり、当局より「平成18年度が204万850円。平成19年度が185万6,500円です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第46号は全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の 説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「利用料金は、指定管理者が自由に設定できるのか」との問いがあり、当局より「条例で使用料が決まっていますので、それを上限として指定管理者が利用料金を設定できます」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第47号は全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 議第48号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質 疑に入りました。 主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「65歳以上74歳までの年額18万円以上の年金受給者で、保険料を年金から徴収される方はどれくらいいるのか」との問いがあり、当局より「介護保険料と国保税の合算額と年金受給額の2分の1との判定前の段階でおよそ650世帯です」との答弁がありました。

委員より「保険料がそれぞれ8万700円、7万1,300円、6万8,200円と上がる世帯はどれくらいあるのか」との問いがあり、当局より「対象世帯が夫、妻、子の3人世帯で、固定資産税が8万円という条件の中の試算例で、8万700円上がる世帯が304世帯、7万1,300円上がる世帯が134世帯、6万8,200円上がる世帯が616世帯です」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第49号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号寒河江市技術交流プラザに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第50号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「平成19年度の施設の利用者数と収入はどのくらいだったのか」との問いがあり、当局より「キャンプ場が2名で210円です。葉山市民荘の使用料がかからない施設には、1,186名来ております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第51号は全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当 書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申しあげます。

委員より「誕生日が来たら後期高齢者医療制度になったということで、医療費の請求が二重に来た というなど、いろいろな不都合な点がたくさんあり、一度廃止して、もう一度国民的立場で議論すべ きであるということから賛成です」との意見がありました。

委員より「政府でも今一生懸命見直しをかけようとやっているわけですが、国民一人一人がこの制度について、みんなで助け合いながらやるというのが基本だと思います。高齢者の医療制度を充実し、我々国民みんなで守りましょうということで、願意妥当でないとさせていただきます」との意見がありました。

委員より「こういう制度ではなく、別なもっと高齢者に理解をもらえるような温かい、思いやりのある制度に変えるべきだということです。また、財源については、国の考え方を見直し、必要なところはきちっと必要な財源を回していくべきです」との意見がありました。

委員より「今の日本の医療制度を考えると、国民皆保険を前提とし、給付と負担があって初めて制度が持続すると思います。国民は少しでも理解しながら、悪いところは一部手直しをして、そういう中で進むべきであろうということで、私は反対したい」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、

請願第2号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第3号後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書を政府等に提出することの請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申しあげます。

委員より「後期高齢者医療制度は、個人と家族が混同した制度になっています。また、資格証明書なども出さない制度に変えていかなければならないと思っていますし、この制度と国保は非常に関連がありまして、市町村の国保税を引き上げる結果になっているわけです。ですから、国の負担割合をもっとふやしてもらうということをしていくべきだと思い、採択すべきであると考えます」との意見がありました。

委員より「請願の項目で、実施を中止し、抜本的に見直すというのは、請願第2号と同じ内容かなと理解せざるを得ないことから妥当でないとの意見です」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、 請願第3号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、6月12日の本会議において、議第59号寒河江市営日田中向地区農道(農道橋)整備事業の実施についての議案が追加提案され、本委員会に付託されましたので、同日午前9時38分から委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会し、議第59号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「これからどういう予定なのですか」との問いがあり、当局より「本年度は実施設計の委託になりますが、さまざまな法的手続の後、11月ごろに発注できるのかなと考えています」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第59号は全会一致をもって原案 のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8番鴨田建設文教委員長。

[鴨田俊廣建設文教委員長 登壇]

鴨田俊廣建設文教委員長 建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。 本委員会は、6月10日及び6月12日、議会図書室において2回開催いたしました。

初めに、6月10日の審査について申し上げます。午前9時30分から委員6名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

当初、本委員会に付託になりました案件は、議第45号、議第52号、議第53号、議第54号、議第55号、 議第56号及び議第57号の7案件であります。

一たん休憩し、市道路線の変更及び認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第45号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「次の契約更新の際に、使用料の変更を想定しているのか」との問いがあり、当局より「今のところ考えておりませんが、使用料に係る市全体の考えの変更がある場合には、その方針に照らして見直しをかけたいと思います」との答弁がありました。

委員より「利用者が減った場合、料金値上げや予算的な措置とかはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「特別な事情によって経費の増減があった場合には、次の年にその事情をしんしゃくして見直すというやり方をしております」との答弁がありました。

議第45号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「指定管理者になる前と後の使用料について」の問いがあり、当局より「有料施設の過去3年間の使用料は、平成17年度が1万7,225円、18年度が4万410円、19年度は決算見込みで5万1,760円です」との答弁がありました。

議第52号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致を もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとお

り可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「2カ年にわたる協定金額の内訳について」の問いがあり、当局より「工事の内容が特殊工事という性格から、1年度目に汚泥脱水機の機器類の発注で1億4,000万円、2年度目に、その工事ということで2億5,000万円、合計で3億9,000万円という事業内容であり、1本で入札するような形になります」との答弁がありました。

委員より「協定先の日本下水道事業団の業者選定のスケジュールについて」の問いがあり、当局より「議会の議決を得て、それから協定をしますので、その後に事業団の方で入札をすることになりますので、通常は7月から8月ごろになると思います」との答弁がありました。

議第55号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号市道路線の変更について及び議第57号市道路線の認定については、関連があるため 一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

議第56号については、委員より「市道を延長したり、市道編入した場合の補助金や交付税措置はあるのか」との問いがあり、当局より「道路延長が延びれば、交付税の対象になってきます」との答弁がありました。

議第56号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致を もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第57号については、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、6月12日の本会議において、議第58号寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結についての議案が追加提案され、本委員会に付託されましたので、同日午前9時40分から委員6名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと本委員会を開会し、議第58号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「改修工事の内容と工期について」の問いがあり、当局より「直接工事費では、アスベスト除去等工事費が約9,656万8,000円。照明の関係が約1億438万6,000円。音響関係が約393万8,000円。その他として、つり物関係や電気関係の変圧器、客席の照明等がございます。工期の予定としては、8月20日から10月19日までが照明関係で、11月18日から3月31日までがアスベスト関係の工事を予定しております」との答弁がありました。

委員より「工事期間中のアスベスト対策について」の問いがあり、当局より「工事を始める前に、 絶対に外に漏れないように内部を減圧し、そういう形にした上で、労働基準監督署の確認の上、工事 を始めます。立入禁止の標示やかぎをかけるなど、内部にはだれも入らないようにして行います」と の答弁がありました。

議第58号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の

結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番髙橋予算特別委員長。

〔 髙橋勝文予算特別委員長 登壇〕

髙橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申しあげます。

本特別委員会は、5月30日午前10時45分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第42号平成20年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)であります。

議第42号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日、午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長及び 関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第42号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

主な質疑を申しあげます。

一つ、フローラ3階の改修についての質疑があり、厚生経済分科会委員長より答弁がなされました。 質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第42号は多数をもって原案のとおり可決すべきもの と決しました。

次に、厚生経済分科会委員長から発言の申し出があり、本日午前10時50分から、特に会議を開き、 同委員長の発言の訂正の後、閉会しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

承認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議第42号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議第43号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の 挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議第44号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議第49号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の 挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議第50号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

議第51号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の 挙手を求めます。

〔替成議員 举手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔替成議員 举手〕

挙手全員であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の 挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。10番柏倉信一議員。

柏倉信一議員 緑政会を代表し、後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願について反対討論を述べさせていただきます。

本議場において発言する機会の少ない私に、3月議会に引き続いて意見を述べさせていただく機会をちょうだいしました同僚議員に感謝を申しあげながら討論に入らせていただきます。

後期高齢者制度は、高齢化社会、長寿社会の到来に、青天井のごとく上昇する医療費の抑制と財源の確保を視野に発足した制度と理解しております。

我が日本は、世界のトップクラスの長寿社会となったことはすばらしいことですが、必ずしも高齢者と言われるすべての方が、健康で長生きできるわけではありません。病気と闘いながらの生活を強いられる方も数多く必ず出てきます。

そうした場合、今の医療保険制度が、財源の問題から維持できなくなったとしたらどうなるのでしょうか。そんなことになってはならないから現役世代、予算も無論負担額をふやすけれども、申しわけないけれども高齢者の方にも少し負担をお願いしたいということだと理解をしています。

議会においても、我が寒河江市の医療費が年々増加しているのは御案内のとおりであり、待ったな しの対応を求められているときです。

さきの厚生経済委員会の席でも議論されたようですが、日本の医療保険制度の根底は、国民皆保険 にあると言えます。保険である以上、制度上受けるものがあるから払うものがあるのは当然です。い わゆる給付と負担です。

今現在の後期高齢者医療制度がパーフェクトな制度とは、私も考えておりません。日本は、余りに早くやってきた高齢化社会に国策で進めるべき政策がついていっていないのは現実です。

他の先進諸国において、65歳以上の人口の占める割合が7%から14%、いわゆる国連定義による高齢化社会から高齢社会に到達するまでの期間が、一番早いイギリスで45年、アメリカは70年、フランスは130年かかっているのに、我が日本は25年で到達してしまったことも大きな要因の一つだと思っております。そうした中での後期高齢者医療制度であり、まだ未完成の制度かもしれません。

しかし、どんな施策であっても最初から完璧なものをつくるのは、なかなか難しいもの。状況に応じて、修正を加えながら完成品に近づけていくのは当然であります。

国会でも議論されているとおり、保険制度であるという基本的な部分をきちっと堅持しながら、現状に合わない部分を改める。当然のことながら、中央省庁における不祥事にもきちんとメスを入れていくのは当たり前のことです。

確たる代案も見当たらない中で撤廃を求めるのは、混乱を招くだけだと考えます。今、我々が最優先に判断材料にしなければならないのは、今の医療保険制度を最低限維持しなければならないということです。

こうした観点から、撤廃するというこのたびの後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に 関する請願に反対の意を表し、討論とさせていただきます。

伊藤忠男議長 15番佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 私は、請願第2号後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願に賛成の立場から討論いたします。

昨年12月定例市議会に、後期高齢者医療制度の抜本的見直し及び2008年4月からの実施の中止を求める意見書の提出を求める2件の請願が出されました。

私は、請願を採択すべき立場での討論をいたしましたが、いずれも不採択とされてしまいました。 後期高齢者医療制度は、国民多数の反対を押し切って、本年4月1日より実施に移されました。実際走り出したことで、この制度の問題点、矛盾点がさらに明らかになり、廃止や見直しの声が一層強 くなっています。

そもそもこの制度の目的は、高齢者医療費の削減にあることです。75歳という年齢で差別をし、一人一人から保険料を徴収し、診療報酬も別建てにすることで、安上がりの差別医療を押しつけるものです。政府は、この制度は高齢者医療の給付と負担を明確にする制度であり、決して高齢者に負担を押しつけるものではないと言ってきましたが、厚労省の試算では、2015年度には医療費全体の削減額が3兆円のうち2兆円を、2025年度では8兆円削減のうち5兆円を75歳以上の医療費削減で捻出するとしています。

さらに、保険料は年金から天引きする仕組みになっています。きょう6月13日は、年金から2度目の高齢者医療保険料が差し引かれる日です。私の耳には、残り少なくなった年金を手に、ため息をついている高齢者の嘆きの声が聞こえてきます。年金受給額1カ月1万5,000円以上の人からは、介護保険料とともに後期高齢者医療保険料が差し引かれ、さらに平成21年10月からは、住民税まで年金から天引きするとしています。

生活実態を無視し、有無を言わさず年金から天引きするこの制度に、高齢者からは「後期高齢者は 死ねということか」といった怒りの声が寄せられています。

さらに、この制度は、存続すればするほど保険料が天井知らずに上がっていく仕組みになっています。政府は、世代間の負担の公平を図るなどと現役世代の負担軽減になるかのように言っていますが、現役世代への負担増は、組合健保や政管健保からの後期高齢者支援金が、これまでの老人保健制度への拠出金よりもふえていくことを政府自身が認めています。

実施する中であらわれてきたさまざまな問題点や矛盾に対し、後期高齢者医療制度は廃止すべきの 声は、実施以前よりもさらに大きく広がり、新聞各社の世論調査では、「評価しない」と答えた人が 7割を超えるなど、世代を超えて国民の圧倒的多数が批判の声を上げています。

全国の都道府県医師会の6割以上が、高齢者の医療が確保できないと反対や批判の態度を表明し、 山形県医師会も「世界に誇る国民皆保険制度の根幹を脅かす後期高齢者医療制度」とこの制度を批判 しています。直近の沖縄県議選で、与野党逆転となった結果を見ても、後期高齢者医療制度への反発がいかに大きなものであるかが伺えると思います。

こうした世論の声に押されて、政府与党は低所得者の保険料を9割軽減する案や、新たな保険料負担が課された被扶養者に対しては、家族の支払いを認めるなどの改正案を出していますが、こうした小手先の見直しでは、高齢者も現役世代も負担増から開放されることはできませんし、将来にわたり必要な医療を安心して受けられる保証はありません。

この制度はきっぱりと廃止をし、国民すべてが安心して受けられる制度をいかにしてつくるかを、 財源問題も含めて国民的討論を重ねていく必要があると思います。

制度の中止や見直しを求める地方議会の意見書は、これまで500以上の自治体で可決されています。 県内においても、米沢、長井、河北、西川、大石田などの議会では、既に意見書の提出が行われてお ります。国の制度だからといって、無批判に従うのではなく、住民の声を代表する議員として、請願 者の願意を真摯に受けとめ、その声を反映させることこそ議員の役目だと思います。

高齢者が尊厳をもって生きられる社会、安心して受けられる医療制度を求める願意は妥当なものであり、個々のしがらみや党派の違いを超えて採択すべきであるという意見を申しあげ、討論といたします。

伊藤忠男議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

発言訂正の件

伊藤忠男議長 市長より、発言訂正の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

佐藤誠六市長 平成20年6月6日の会議における一般質問の答弁の中で、「国土交通大臣の定めた基本方針では、平成20年度までに」と答弁しましたが、「国土交通大臣の定めた基本方針では、平成27年度までに」の誤りでしたので訂正いたしたくよろしくお願いいたします。

伊藤忠男議長 川越孝男議員より、発言訂正の申し出がありますので、これを許します。川越議員。 川越孝男議員 私の6月6日の一般質問の中で、「教育長の所見について」と言うべきところを、「教育委員長の所見について」というふうに間違って発言しましたので訂正方お願いをいたします。 以上です。

伊藤忠男議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

閉 会 午前11時53分

伊藤忠男議長 これにて、平成20年第2回定例会を閉会いたします。 大変御苦労さまでした。 寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 柏 倉 信 一

会議録署名議員 石 川 忠 義